第２期高崎市中心市街地活性化基本計画

平成 26 年 4 月

（平成 26 年 3 月 28 日認定）

（平成 27 年 3 月 27 日変更）

（平成 28 年 3 月 15 日変更）

（平成 28 年 11 月 29 日変更）

（平成 29 年 3 月 24 日変更）

（平成 29 年 11 月 28 日変更）

（平成 31 年 3 月 18 日変更）

高崎市

目　次

基本計画の名称 1
策定主体 1
計画期間 1
1　中心市街地の活性化に関する基本的な方針 1
[1]高崎市の概要 1
[2]中心市街地の概況 2
(1)中心市街地の概要 2
(2)活発な文化活動と公共公益施設の集積 2
(3)居住人口の増加 2
(4)中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討 3
(5)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析 7
(6)市民ニーズの把握 32
[3]中心市街地の特性分析 42
[4]上位計画における中心市街地活性化の位置付け 44
[5]第1期基本計画の進捗状況と事業効果の検証 45
(1)進捗状況 45
(2)事業効果の検証 49
(3)中心市街地の今後の課題 51
[6]中心市街地活性化の基本方針 53
(1)中心市街地活性化の戦略方針 53
(2)中心市街地活性化の基本方針 57
2　中心市街地の位置及び区域 58
[1]位置 58
[2]区域 59
[3]中心市街地要件に適合していることの説明 60
3　中心市街地活性化の目標 65
[1]中心市街地活性化の基本理念・目標 65
[2]評価指標と数値目標の設定 67
(1)「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標 68
(2)「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標 76
(3)「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標 85
(4)数値目標のまとめ 90
4　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 91

[1]市街地の整備改善の必要性 91
[2]具体的事業の内容 92
(1)法に定める特別の措置に関連する事業 92
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 92
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 95
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 95
(4)国の支援措置のないその他の事業 96
5 都市福利施設を整備する事業に関する事項 98
[1]都市福利施設の整備の必要性 98
[2]具体的事業の内容 99
(1)法に定める特別の措置に関連する事業 99
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 99
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 100
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 100
(4)国の支援措置のないその他の事業 100
6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 101
[1]街なか居住の推進の必要性 101
[2]具体的事業の内容 102
(1)法に定める特別の措置に関連する事業 102
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 102
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 102
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 103
(4)国の支援措置のないその他の事業 103
7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 104
[1]経済活力の向上の必要性 104
[2]具体的事業の内容 105
(1)法に定める特別の措置に関連する事業 105
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 105
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 114
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 115
(4)国の支援措置のないその他の事業 116
8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 121
[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 121
[2]具体的事業の内容 122

(1)法に定める特別の措置に関連する事業 122
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 122
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 122
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 122
(4)国の支援措置のないその他の事業 123
9　4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 125
(1)市町村の推進体制の整備等 125
(2)市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容 126
(3)第2期基本計画素案の市民への広報等 126
(4)フォローアップ体制 126
(5)中心市街地活性化協議会に関する事項 127
(6)基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 131
10　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 133
(1)都市機能の集積の促進の考え方 133
(2)都市計画手法の活用 133
(3)都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 135
(4)都市機能の集積のための事業等 137
11　その他中心市街地の活性化のために必要な事項 138
(1)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 138
(2)関連計画等との調和 138
12　認定基準に適合していることの説明 140

○基本計画の名称 ： 第 2 期高崎市中心市街地活性化基本計画
○策定主体 ： 群馬県高崎市
○計画期間 ： 平成 26 年 4 月から平成 32 年 3 月まで（6 年）

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1]高崎市の概要

本市は、日本列島のほぼ中央部、群馬県では中西部に位置し、約 460 km^{2}の市域を持つ人口約 37.5 万人の中核市で、東京から約 100km、新幹線で約 1 時間の距離にあります。

古代東国文化の中心であったことから現在でも多くの古墳や史跡が各所にその名残りをとどめており、薫り高い文化の形跡を現代に感じさせてくれています。

また、約 400 年前に整備された中山道により、街道随一の宿場町として栄え、「交通の要衝・商人のまち」としての礎が築かれました。

明治の近代化とともに東京と鉄道で結ばれ、飛躍的に発展してきた交通網は、関越・上信越・北関東の 3 本の高速道路、上越・北陸の 2 本の新幹線、JR 在来線 5 本が結節する全国有数の交通拠点として成長を続けています。

明治 33（1900）年に市制を施行し、合併を重ね市域を拡げてきましたが、平成 18（2006）年 1 月に、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、同年 10 月に榛名町、さらに平成 21（2009）年 6 月に吉井町と合併し、現在の高崎市が誕生しています。

■高崎市広域図

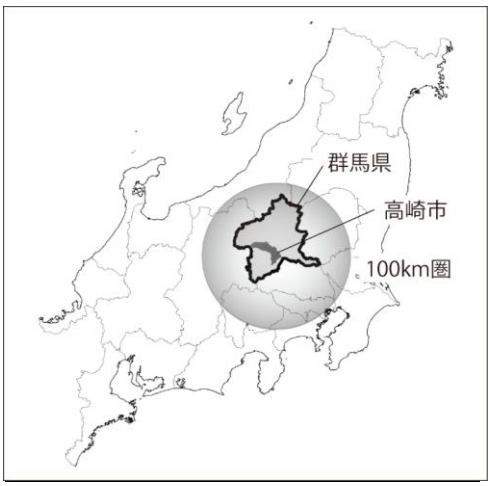

■高崎市位置図

さらに、北陸新幹線の金沢延伸や、関越自動車道の「高崎玉村スマートインターチェンジ」の整備を中心に、新たな集客施設の整備など、北陸・上信越と首都圏を結ぶ中心都市としてさらに飛躍するために、新しいプロジェクトにも取り組んでいます。

[2]中心市街地の概況

(1)中心市街地の概要

本市は、1598(慶長 3)年、現在の高松町に高崎城が築かれ、城下町として、また、生糸などの交易が活発な商都として発展してきました。

近代に入ってからは、鉄道や道路の結節点として商業都市の性格が強まり、1960年代に入ると中心市街地に百貨店が立地するなど、商業集積が高まりました。こうした中、中心市街地は、田町から鞘町、連雀町へと拡大していき、複数の町で一大商業地を集積しました。

本市の歴史や伝統の下に形成された中心市街地の人口は、昭和 30 年の時点で市全体の約 1/3 を占め、大きな賑わいを見せました。昭和 57 年に上越新幹線、平成 9 年に北陸新幹線(高崎・長野間)が開通し、高崎駅周辺の土地区画整理事業や市街地再開発事業などが進捗したことで、現在では、八島町を中心とした高崎駅西口周辺に商業の中心が移ってきています。

■中心市街地の位置

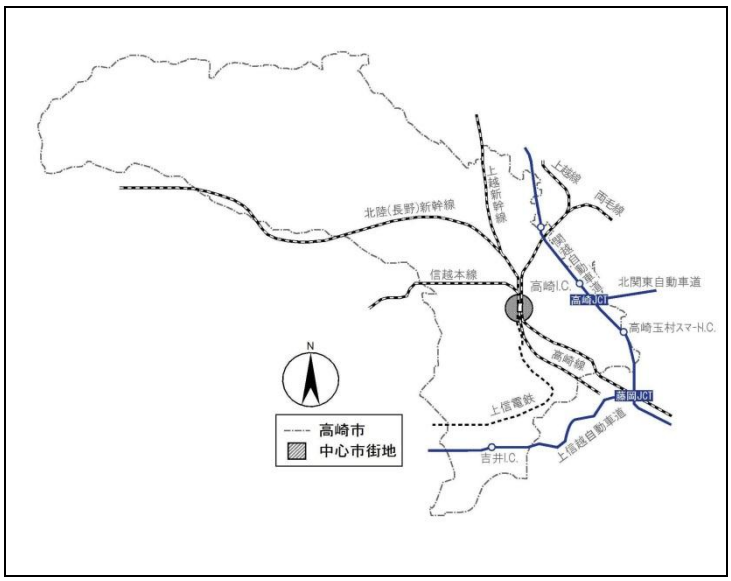

(2)活発な文化活動と公共公益施設の集積

中心市街地では、市内外の多くの人が参加する文化活動やイベントが数多く行われています。戦後まもなく発足した「群馬交響楽団」や市民の力を結集して建設された「群馬音楽センター」は、先人たちの志の高さをうかがい知ることができます。この文化を身近に感じとる伝統は、現在の「高崎音楽祭」や「高崎映画祭」、「高崎マーチングフェスティバル」など、様々な文化活動として受け継がれています。

このほか、中心市街地には、市役所、高崎駅市民サービスセンター(パスポートセンター併設)、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、総合保健センター、美術館、タワー美術館、中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局(支局)、裁判所(支部)など、多くの公共公益施設があります。

(3)居住人口の増加

中心市街地では、都市基盤整備が進捗するにつれ、民間のマンション建設が活発になりました。市も積極的に再開発事業を行うなど、少子高齢化による人口減少が全国的に問題になる中、本市中心市街地の人口は、増加傾向にあります。

（4）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

①歴史的・文化的資源

【城下町の名残り】

高崎の都市としての起源は、1598（慶長 3）年、徳川四天王の一人、井伊直政が、中山道の整備によって交通の要衝となった和田の地に、箕輪から城を移し、地名を高崎と改めたことに始まります。城下町としての伝統をもつ中心市街地には、高崎城や高崎藩にまつわる文化財として、乾櫓、東門、土塁やお濠をはじめ、高崎公園のはくもくれん、大信寺の徳川忠信の墓などがあります。

■高崎城址（乾櫓）

また、当時の商人、職人たちが住んでいた連雀町、鍛冶町、鞘町、檜物町といった町名が現存し、数が少ないながらも江戸時代から営まれている商家の蔵なども残り、町割りや通りも存在するなど、往時の様子を偲ぶことができます。

【音楽のある街】

1945（昭和 20）年、戦後の荒廃期に、日本の地方管弦楽団の草分け的な存在である高崎市民オーケストラが創設されました。現在では、群馬交響楽団として、国内に留まらず、海外の音楽祭からも招待を受けるなど、活動の範囲を広げています。1961（昭和 36）年には、音楽に対する市民の気運の高さを背景に、世界的な建築家、アントニン・レーモンド氏が設計した群馬音楽センターが完成し、現在でも多くの市民から愛着をもって親しまれています。このほか、高崎音楽祭や高崎マーチングフェスティバルなど、音楽に関連したイベントが数多く開催されています。また、シンフォニーホールや若者から絶大な支持を受けているライブハウス club FLEEZ があるなど、音楽を行う環境も整っています。全国的に有名なロックバンドを輩出したことや、クラシック、ロック、邦楽など、幅広いジャンルのイベントが盛んであることから、本市は、老若男女を問わず「音楽のある街」として認知されています。

■群馬音楽センター

■群馬交響楽団

【賑わいのあるイベントや文化活動】

本市では、市民が参加し楽しむことを目的とした「高崎まつり」や「高崎えびす講市」、高崎ならではの視点で選定した映画の祭典「高崎映画祭」など、多くのまつりやイベントが開催されており、これらは本市独自の個性的な芸術を創り上げています。

■高崎まつり

また、中心市街地には、気軽に芸術に触れることのできる施設が多数あります。美術館では、市民の貴重な文化資産である収蔵作品を鑑賞することができ、タワー美術館では、近現代の日本画の作品を中心に鑑賞できます。さらに、市民の創作意欲の向上に資する発表の場として高崎シティギャラリーがあり、日常的に芸術と触れ合える環境が整っています。

【都市ブランド】

本市には、全国的に有名な「高崎だるま」があり、国内シェアの約 8 割を生産しています。毎年 1 月には「少林山七草大祭だるま市」が開催され、市内外から福を求めて訪れる多くの人で賑わいます。

■高崎だるま

また、高崎は小麦の産地でもあることから、「高崎うどん」や「パスタ」として多くの市民に親しまれています。中心市街地にも多くの店舗が立地しており、高崎の粉文化を牽引しています。

②景観資源

中心市街地西側に広がる城址地区には、高崎城の面影を今に伝えるお濠が現存しています。春には、このお濠の土塁に植えられている桜が見事な花を咲かせ、市民の心を和ませています。この辺りには、高崎公園や城址公園、もてなし広場などがあり、貴重な文化資産の群馬音楽センターと景観が調和しています。

■城址地区の桜

また、中心市街地の北側は、蔵や商家、路地などが残っており、宿場町として栄えた足跡を感じとることができます。

一方、高崎駅の東西では、複数の大型商業ビルやホテル、業務ビルやマンションなど、中高層の建物が立ち並び、都会的風景が形成されています。このビルの合間には、アントニン・レーモンドの私邸を参考に建てられた「旧井上房一郎邸」があり、喧騒と静けさ、両面を兼ね備えた貴重な地区になっています。また、高崎駅と市役所を結ぶシンフォニーロードは、電線類が地中化されるとともに歩道が整備され、緑豊かな街路樹が季節を感じさせてくれる中心市街地の主要な景観軸となっています。

③社会資本と産業資源

本市の中心市街地には、上越・北陸新幹線をはじめ、JR 在来線や上信電鉄が乗り入れる高崎駅があります。高崎駅は 1 日約 3 万人の乗客があり、乗降客では約 6 万人が行き交う、県内随一のターミナル駅で、郊外の大学や企業へ向かう通勤通学の発着点ともなっています。駅の利便性が良いことが、学生や雇用の増加に繋がり、市全体の活力を向上させる結果になっています。

■JR 高崎駅中央コンコース

駅の中には、商業や飲食など様々な施設があり、活気に満ちています。高崎駅の東西では、土地区画整理事業が進捗し、市街地再開発事業とともに都市基盤の向上に大きく貢献しました。市街地再開発事業は、全国でも高水準にあり、現在の都市の基礎をつくりました。

また、高崎駅西口には、モントレーや髙島屋、ビブレ、スズランがあり、東口にはヤマダ電機（LABI1 高崎）が立地しています。この 5 つの大型商業施設と商店街を中心に形成される商業地は、北関東でもトップクラスの集積を誇っています。

さらに、中心市街地には、柳川町をはじめとする飲食の集積地が複数あり、業務系と飲食系が融和したまちとなっています。

■既存ストック分布図

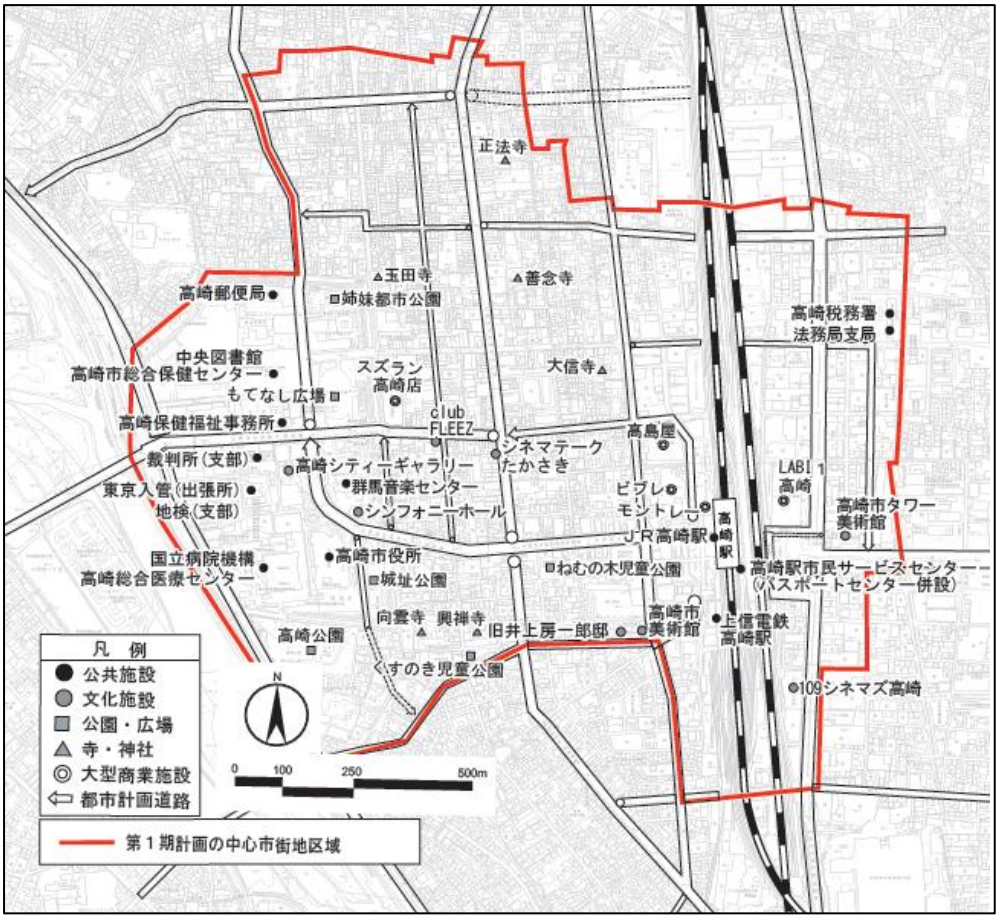

■建物用途現況図

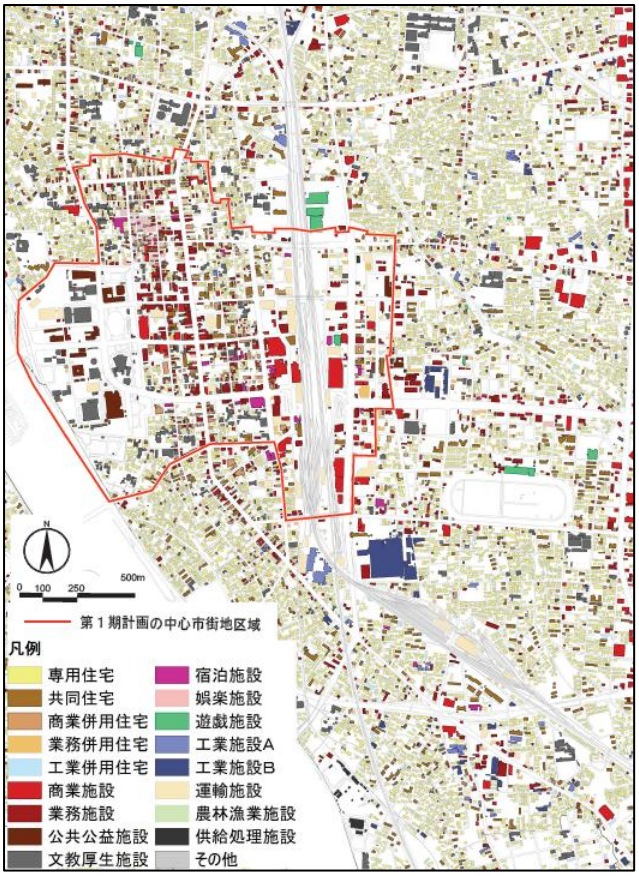

（5）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①人口に関する現状分析

【人口の推移】

本市の人口は、群馬県の人口が減少する中であっても増加傾向を示しており、平成の合併後の統計で、平成 22 年に対して平成 24 年の人口は、4,740 人増加しています。

中心市街地でも同様の傾向を示しており、平成 22 年に対して平成 24 年の人口は 232 人増加しています。

これは、中心市街地で土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備が進捗したことにより、民間の投資意欲が喚起され、マンション建設が進んだことが要因として挙げられます。

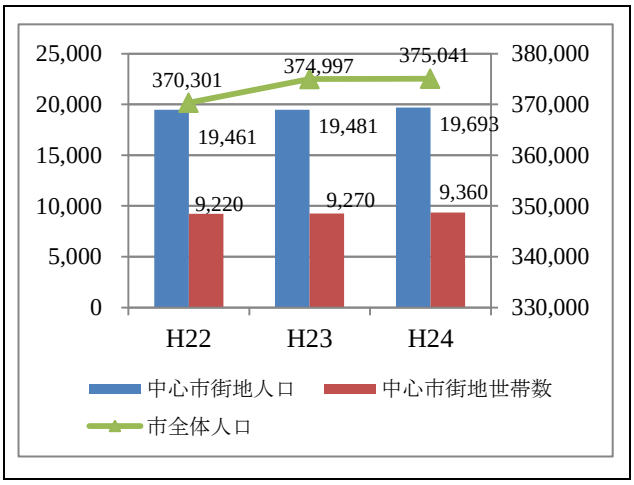

■中心市街地の人口（人）と世帯数（世帯）

資料：住民基本台帳

しかし、次ページのグラフのとおり、将来の人口推計では、少子高齢化が進むと予測されていることから、活気のあるまちづくりを継続して行い、選ばれる都市となる必要が依然としてあります。

【世帯数の推移】

世帯数も人口の推移と同じ経過をたどっており、平成 22 年に対して平成 24 年の本市の世帯数は、140 世帯増加しています。

しかし、1 世帯あたりの人員（市全体 2.43 人/世帯、中心市街地 2.12 人/世帯）を比較すると、中心市街地がやや下回って推移していることから、核家族化やマンション居住者の特性が表れる結果となっています。

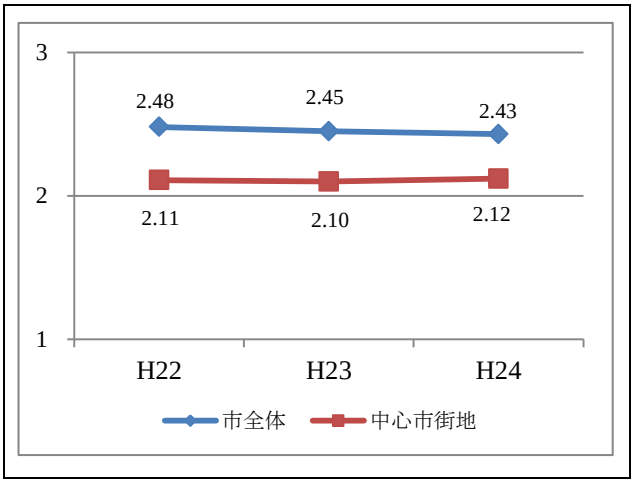

■市全体と中心市街地の世帯人員（人）

資料：住民基本台帳

【町丁目別の人口】

町丁目別の人口推移をみると、平成 20 年から 24 年にかけて第 1 期基本計画 34 町のうち、約半数の 15 町で増加しています。増加率の高い町は、高崎駅周辺のあら町や連雀町、このほか、東町や田町などマンションが多数立地する箇所となってます。

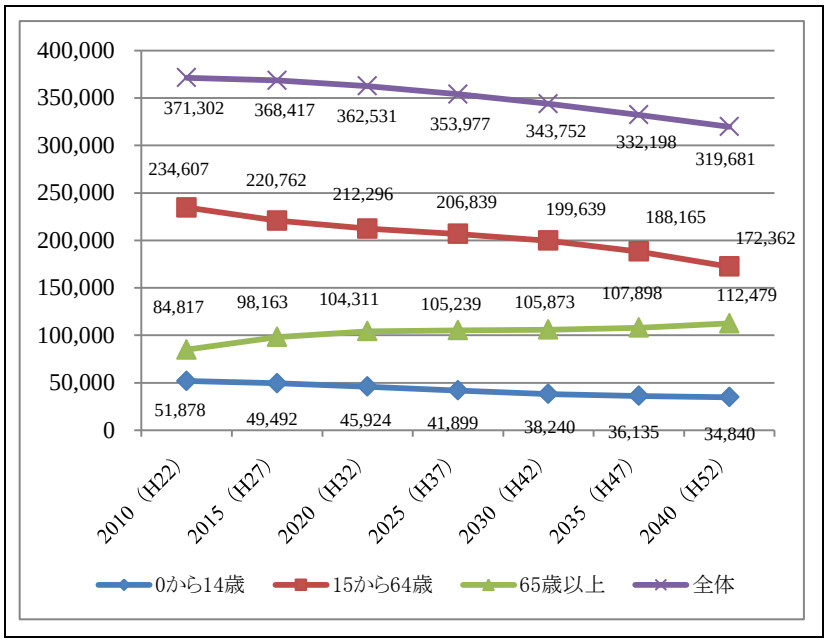

■本市の将来推計人口（人）

資料：日本の地域別将来人口（国立社会保障・人口問題研究所）

■町丁目別の人口増減率（平成 20 年から 24 年）

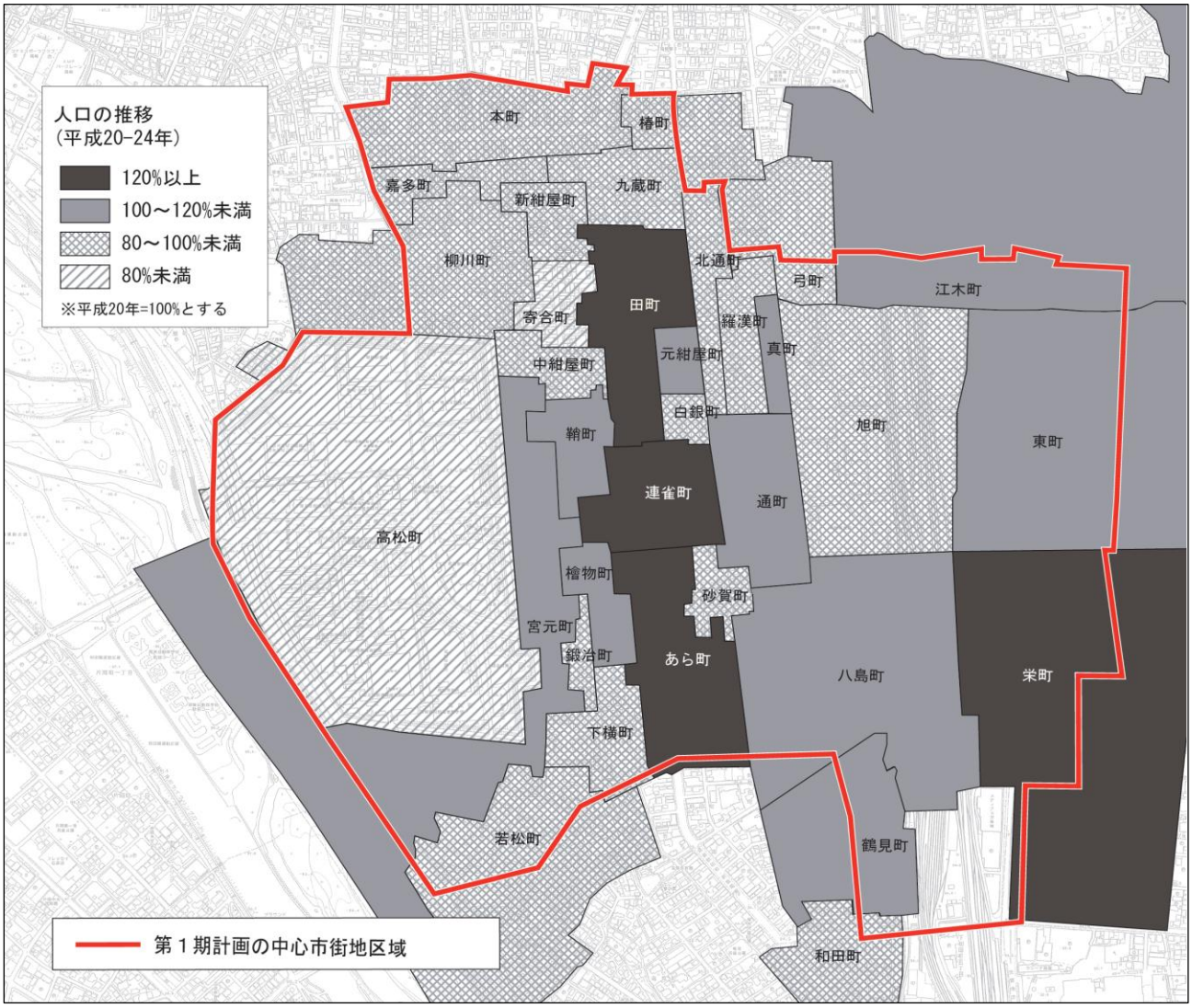

【高齢化の状況】

少子高齢化の進展に伴い、全国の高齢化率が上昇傾向にあります。本市でも全体の高齢化率が平成 24 年で23.1%となっています。中心市街地の高齢化率は、市全体と比較して高かったものの、ファミリー層のマンション志向の強まりなどを受け、現在ではその差は縮小されてきています。町丁目別に見ると、人口が減少している町で高齢化率が高く、人口の増減と強く関連していることが伺えます。

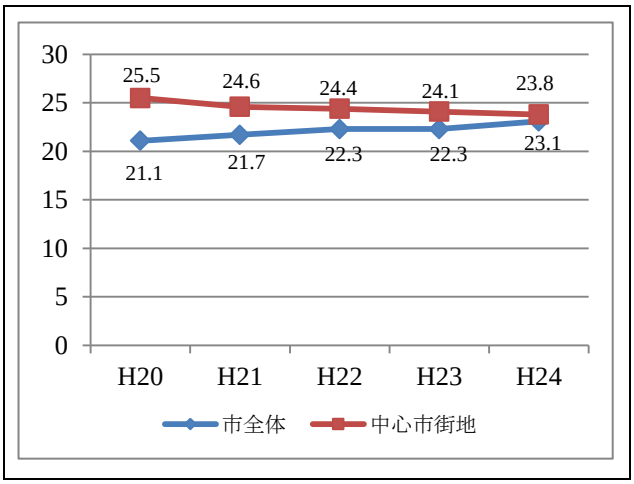

■市全体と中心市街地の高齢化率(%)

資料:住民基本台帳

■町丁目別の高齢化率(平成 24 年)

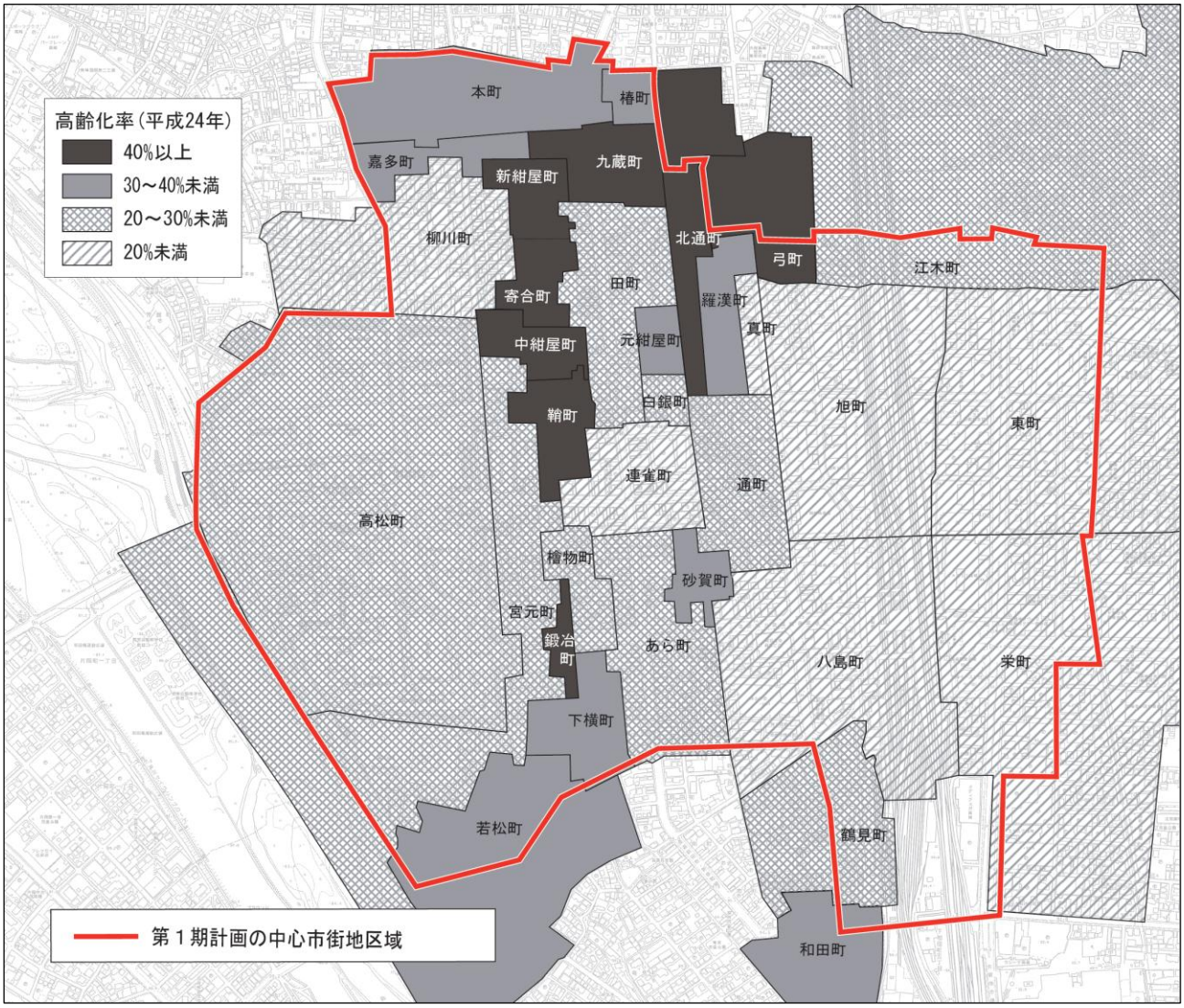

【マンション立地】

中心市街地では、社会資本整備の進展により、民間のマンション建設が活発に行われています。平成 16 年から平成 19 年には、年平均 200 戸以上が供給されました。

平成 20 年から平成 24 年も戸数は減少しましたが、合計で 205 戸のマンション住宅が供給されています（※平成 21 年、平成 22 年の中心市街地におけるマンションの建設はなし）。これまでは、高崎駅から 0.5km 圏内に建設が多かったものが、駅の利便性の向上などを背景に、駅近辺の駐車場などの敷地に建設されるケースが増えています。

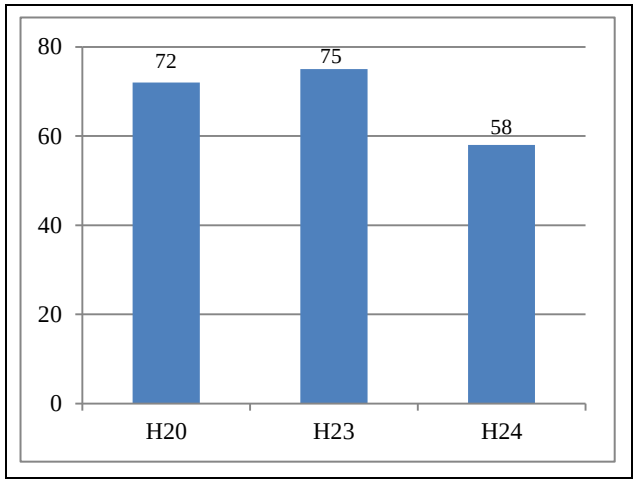

■中心市街地のマンション住宅供給数（戸）

資料：高崎市開発指導課

また、平成 25 年は、7 月の時点で計画中のマンション（5 階建て以上）が 6 棟あり、約 400 戸の供給が予定されていることから、中心市街地を居住の拠点とする需要はまだまだ高いことが推測されます。

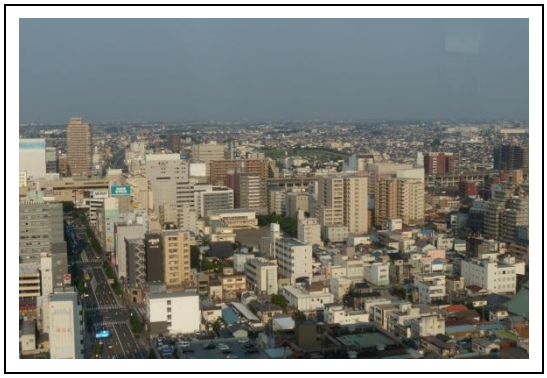

■中心市街地のマンション立地

②商業に関する現状分析

【店舗数】

市全体の卸売業・小売業の店舗数は、平成 21 年に増加を示しましたが、平成 19 年と比較して平成 24 年は 3.5%の減少となっています。中心市街地でも同様に減少（3.5%）していますが、これは、長引いた景気の低迷や後継者不足などが原因であると推測されます。

しかし、近年では、高崎駅の周辺で実施されている土地区画整理事業などの社会資本整備や店舗の支援事業により、新たな出店や改装が進んでいます。

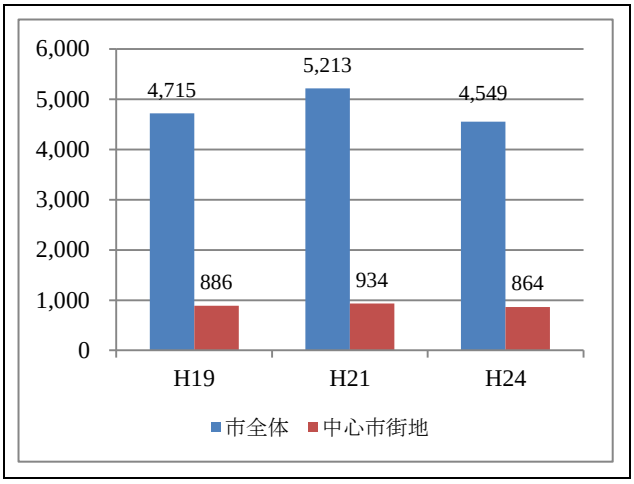

■卸売業・小売業の店舗数（店）

資料：H19 商業統計調査、H21・24 経済センサス

【従業者数】

卸売業・小売業の従業者数も店舗数と同様の傾向を示しており、店舗の減少による影響が関連していると考えられます。

しかし、中心市街地の割合が市全体と比較して約 20%を占めることから、働く場所として中心市街地が求められていることが推測できます。

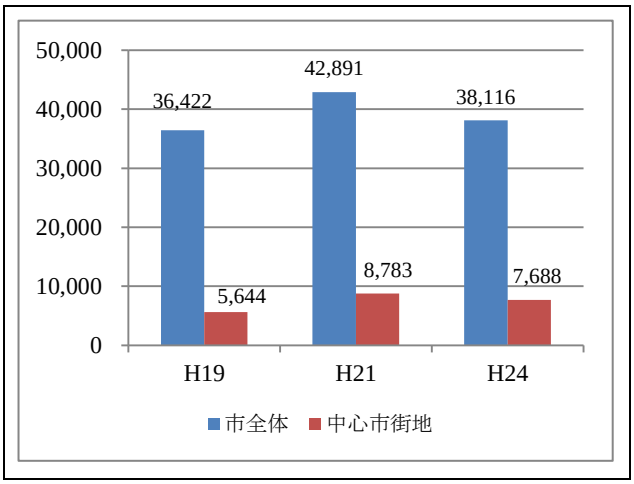

■卸売業・小売業の従業者数（人）

資料：H19 商業統計調査、H21・24 経済センサス

【小売業年間商品販売額】

小売業年間商品販売額は、平成14年と平成19年を比較すると、市全体で11.5%の増加となっています。

中心市街地は減少傾向でしたが、平成16年から平成19年にかけ増加に転じています。

市の調査で、平成21年から平成23年にかけては、中心市街地における再開発事業による核店舗の誘致等の効果が現れ、これまでの減少に歯止めがかかったことが分ります。

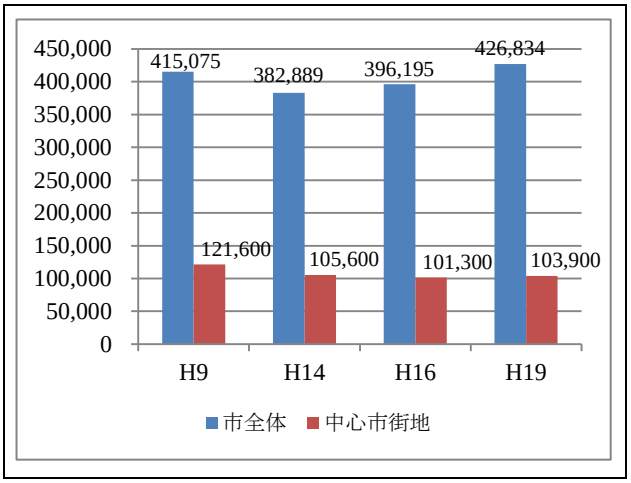

■小売業年間商品販売額（百万円）

資料：商業統計調査

【売場面積】

売場面積は、平成9年から平成19年にかけ、市全体で41.3%の増加となっていますが、中心市街地は減少傾向となっています。

市の調査で、平成21年から平成23年にかけては、小売業年間商品販売額と同様に、中心市街地の再開発事業による核店舗の誘致等の効果が現れ、減少に歯止めがかかったことが分かります。

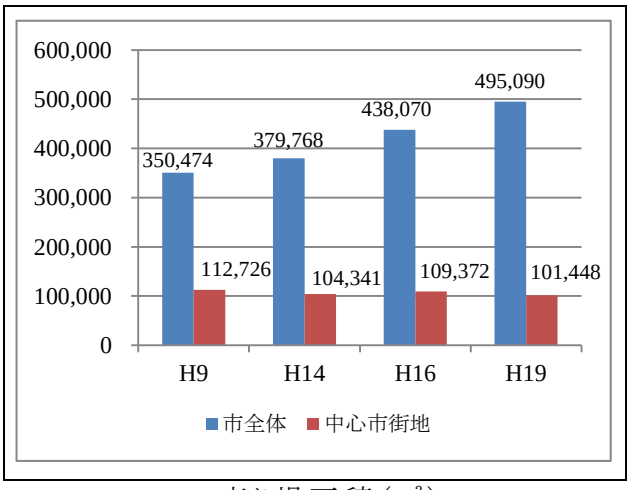

■売り場面積（㎡）

資料：商業統計調査

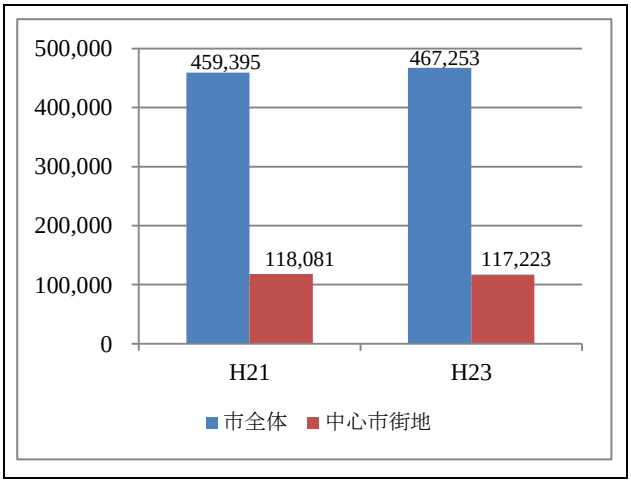

■［補足］小売業年間商品販売額（百万円）

資料：高崎市産業政策課推計

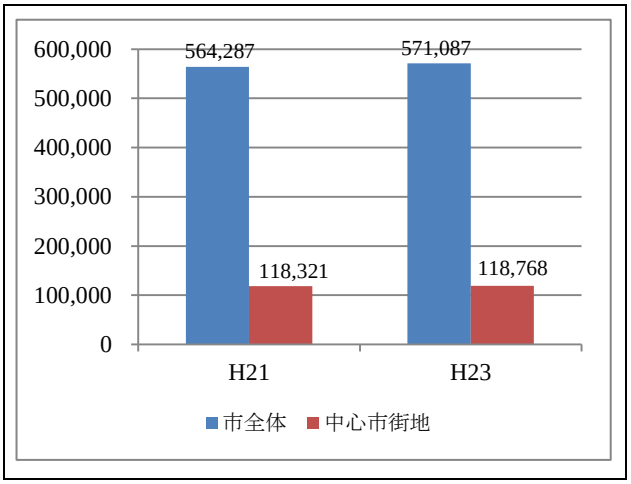

■［補足］売り場面積（㎡）

資料：高崎市産業政策課推計

【商店街の形成】

中心市街地には、平成 24 年 9 月現在、22 の商店街が形成されており、加入商店数は 609 店となっています。商店街で行うイベントも数多くあり、活力と賑わいの向上に取り組んでいます。

■商店街一覧

	商店街名	商店数		商店街名	商店数
①	高崎駅前通り商店街振興組合	24	⑬	東一条通り商店会	15
②	あら町南大通り商店街	31	⑭	高崎五番街	17
③	協同組合高崎駅西口中央名店街	25	⑯	高崎中央銀座商店街振興組合	35
④	高崎レンガ通り商店街組合	42	⑰	高崎銀座みゆき通り商店街組合	12
⑤	ハナハナストリート	37	⑱	えびす通り商店街	21
⑥	西口一番街商店街	32	⑲	高崎田町一丁目アーケード会	4
⑦	下横町商工振興会	29	⑳	田町繁栄会	23
⑧	高崎南銀座商店街振興会	38	㉑	本町商店会	39
⑨	商店街振興組合高崎中部名店街	68	㉒	九蔵町・本町三丁目名店会	20
⑩⑪	大手前慈光通り商店街組合	47	㉓	高崎田町三丁目共栄会	10
⑫	高崎大通り商店街組合	16	㉔	高崎八間道路商店会	24
				合計	609

※平成 24 年 9 月現在

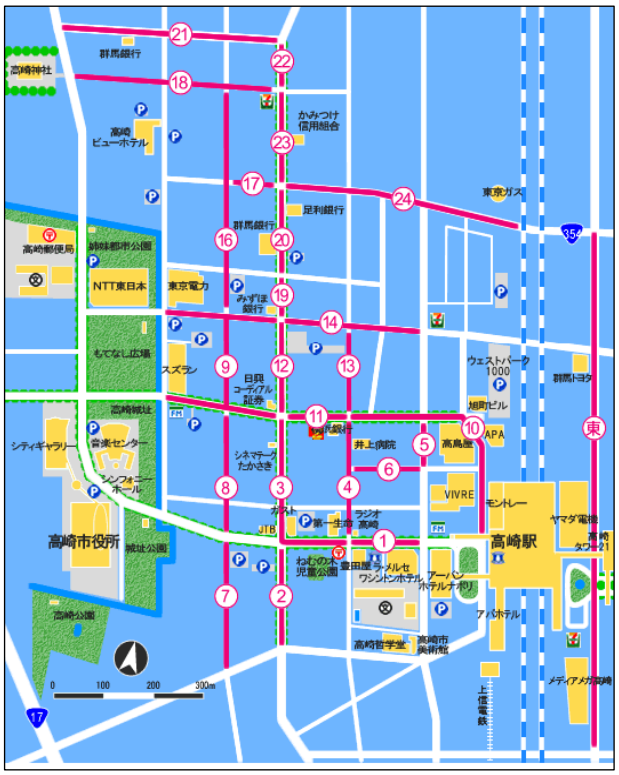

■商店街分布図

■空き店舗の位置

情報公開物件（平成 25 年 4 月時点）

【空き店舗とテナントの状況】

空き店舗は減少傾向を示しており、平成 25 年（4 月時点）は平成 20 年との比較で 43 店（61％）減っています。

しかし、今後も後継者不足や店主の高齢化が進むことが予測されることから、空き店舗の推移は中心市街地の活力を計る上でも注視していくことが重要です。

また、テナント空室率も改善されており、民間の調査では、北関東の主要都市と比較してもトップの改善率を示しています。この結果から、高速交通網が整備されたことにより、選ばれる都市として、本市のポテンシャルの高さを伺うことができます。

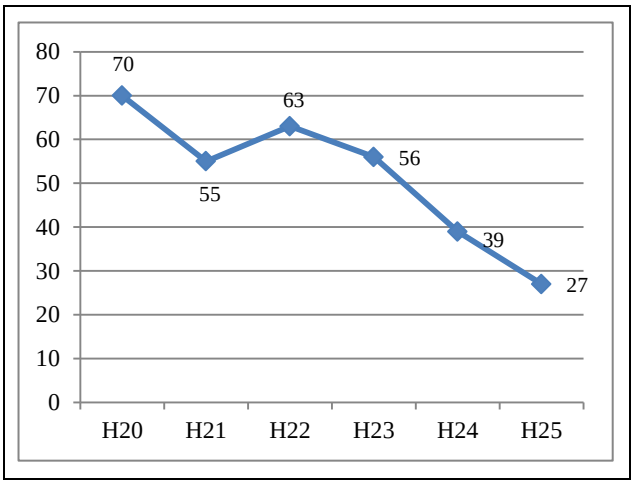

■空き店舗の推移（店）

資料：高崎市商工振興課

【大規模小売店舗の立地状況】

本市には、店舗面積が 10,000 ㎡を超える大規模小売店舗が 9 店あり、そのうち 4 店が中心市街地に立地しています。近年では、平成 18 年に、郊外の幹線道路沿いに「イオンモール高崎」が進出しました。中心市街地でも、平成 20 年にヤマダ電機（LABI1 高崎）が立地しましたが、前橋市の工場跡地に「けやきウォーク前橋」が、また、北関東自動車道前橋南 IC 付近にベイシアやコストコなど複数の大規模小売店舗が集積する「パワーモール前橋みなみ」が立地するなど、本市の中心市街地を取り巻く地域間競争は、激しさを増しています。

■5,000 ㎡以上の大規模小売店舗の概要

店舗名	業態	店舗面積	業者数	主な小売業者	地域	駐車台数	開店時間	閉店時間	開店年月
UNICUS 高崎	総合スーパー	6,550	11	ヤオコー	高崎	345	8:00	0:00	2008.11
ACT ビル	その他	8,776	1	ビー･リング	高崎	470	24 時間		2008.04
カワチ薬品大八木店	住・生活関連	17,070	3	LIXIL ビバ	高崎	1,185	7:00	20:00	2006.02
スズラン高崎支店	百貨店	20,233	3	スズラン	中心市街地	804	10:00	20:00 以前	1970.11

住友商事高崎ショッピング広場	総合スーパー	11,411	7	ヒマラヤ	高崎	941	9:00	22:00	1995.04
セキチュー高崎矢中店	住・生活関連	6,946	1	セキチュー	高崎	443	9:00	21:00	2002.04
第2ウエノハラビル	住・生活関連	5,483	1	ニトリ	高崎	136	10:00	21:00	1994.05
高崎ショッピングデパート	総合スーパー	13,059	4	マイカル	中心市街地	634	9:00	22:00	1976.03
高崎ターミナルビル	その他	8,929	69	大創産業	中心市街地	307	10:00	21:00	1982.04
高崎髙島屋	百貨店	17,349	1	高崎髙島屋	中心市街地	352	10:00	20:00以前	1961.10
ハイパーモールメルクス倉賀野	総合スーパー	13,248	10	ミスターマックス	高崎	928	8:00	22:00	1996.03
ホームマートセキチュー高崎店	住・生活関連	5,326	1	セキチュー	高崎	257	10:00	20:00	1976.11
ユニー高崎店	総合スーパー	11,662	10	ユニー	高崎	711	10:00	21:00	1996.04
LABI1 高崎	住・生活関連	20,821	1	ヤマダ電機	中心市街地	975	10:00	23:00	2008.07
イオンモール高崎	総合スーパー	44,370	101	イオンリテール	群馬	3,300	8:00	0:00	2006.10
とりせんファミリープラザ群馬町店	総合スーパー	5,649	11	サントリア	群馬	220	9:00	0:00	1979.11
はるなショッピングタウン	総合スーパー	9,777	10	コメリ	榛名			20:00	1996.07
ベイシア吉井店	総合スーパー	5,814	3	ベイシア	吉井			20:00以前	1981.06

資料:群馬県大規模小売店舗名簿(平成24年6月):群馬県産業経済部商政課

※網掛けは、中心市街地に立地する店舗面積10,000㎡以上の店舗

※はるなショッピングタウン、ベイシア吉井店は、資料元に記載がないため空欄としている

■本市と周辺市町の大規模小売店舗の立地

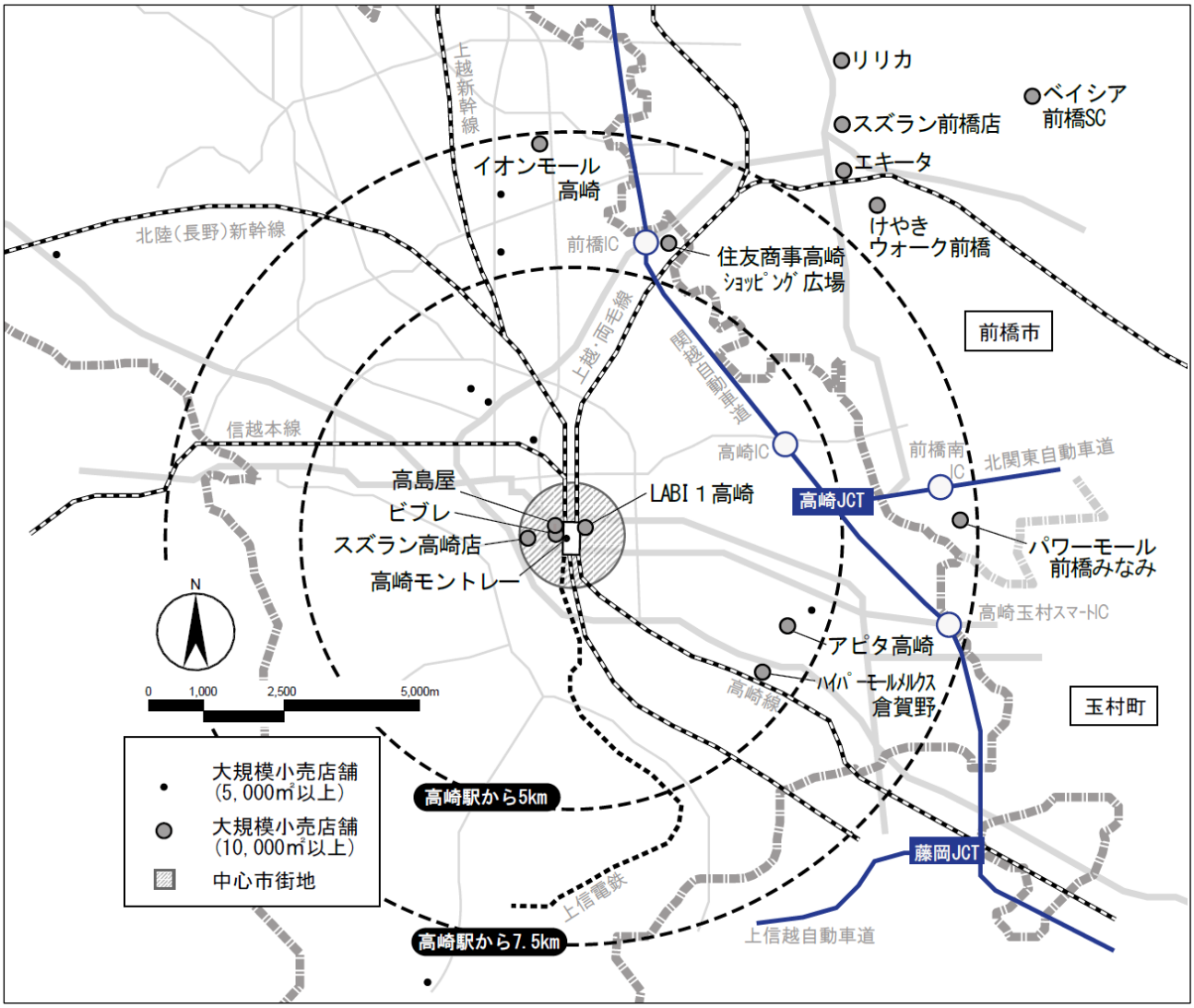

【商圏の形成】

本市の中心市街地は、県内をリードする商業の中心で、市内外を問わず広い商圏を有しています。

買回り品（婦人もの洋服）や中間品（肌着、靴下など）の購買傾向を、「買い物行動と意識に関する調査（平成 20 年 3 月）」から見てみると、買回り品、中間品ともに、安中市（買い回り品 55.0%、中間品 33.0%）、藤岡市（買回り品 49.2%、中間品 32.1%）、沼田市（買回り品 45.0%、中間品 31.6%）、富岡市（買回り品 43.6%、中間品 29.3%）が高い吸引率を示しています。

このほか、近年では、高速交通を活用し、埼玉、新潟、栃木、長野などからの買い物客も増えています。（※吉井町は、平成 21 年 6 月に合併）

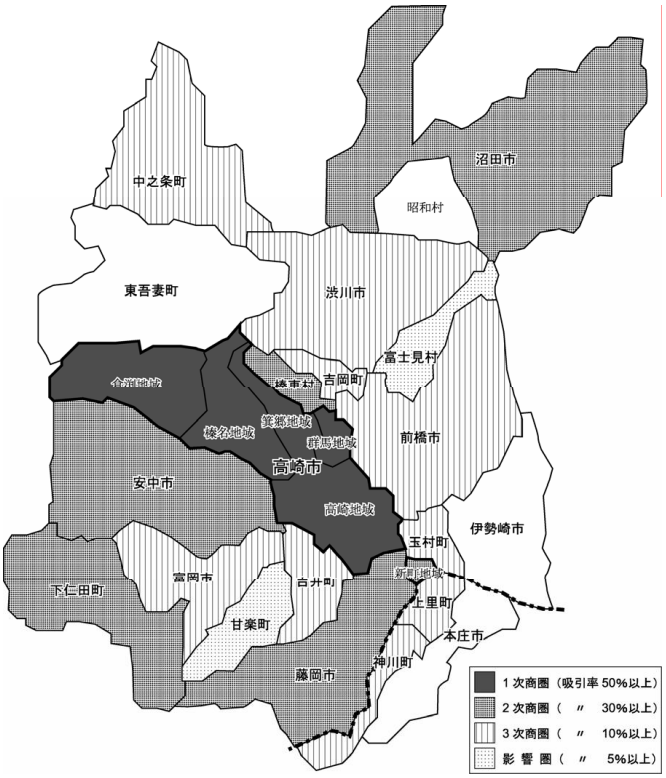

■中間品の商圏

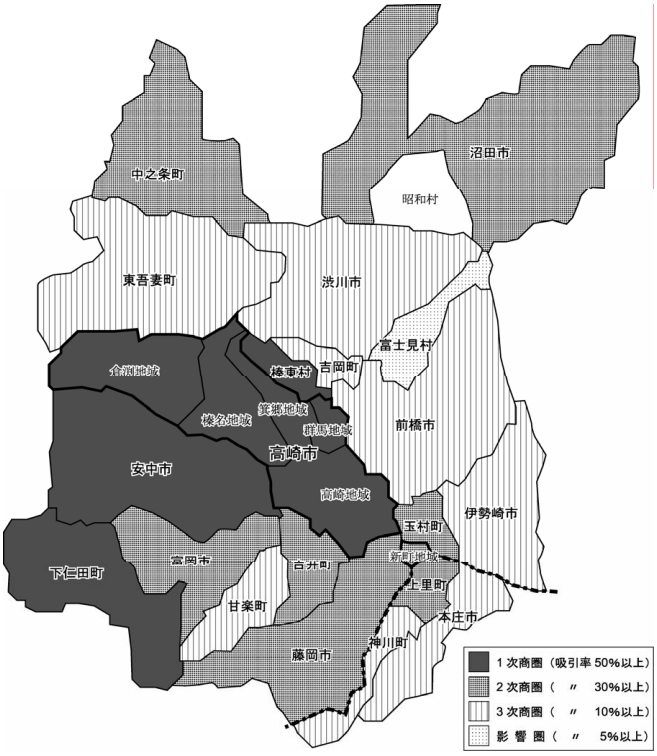

■買回り品の商圏

用語	説明
中間品	実用衣料品（肌着・靴下など）
買回り品	婦人もの洋服
吸引率	世帯調査から買い物先として「最も多い」と回答された選択肢に 2 点、「2 番目に多い」に 1 点を与え、その合計を品目ごとに求めた後、市町村ごとの総合計点数で除したもの。
商圏ランク	1 次商圏 ： 吸引率 50%以上 2 次商圏 ： 吸引率 30%以上 50%未満 3 次商圏 ： 吸引率 10%以上 30%未満 影響圏 ： 吸引率 5%以上 10%未満

【歩行者・自転車通行量】

中心市街地の歩行者・自転車通行量は、第 1 期基本計画の調査地点のうち、イーストタワー南側を除く 7 地点で減少しているうえ、第 2 期基本計画で新たに加えた調査地点を合わせた数値（ホテルサンコー前は、平成 24 年から調査を開始したためここでは含めない）で見てみると、通行量の多かった地点は、駅東側及び駅西側コンコース、髙島屋東入口前、日本通運跡地前でしたが、駅の東西コンコース、駅ビル北入口前以外は、全ての調査地点で減少していることから、中心市街地の歩行者・自転車通行量は、回復するには至っていません。

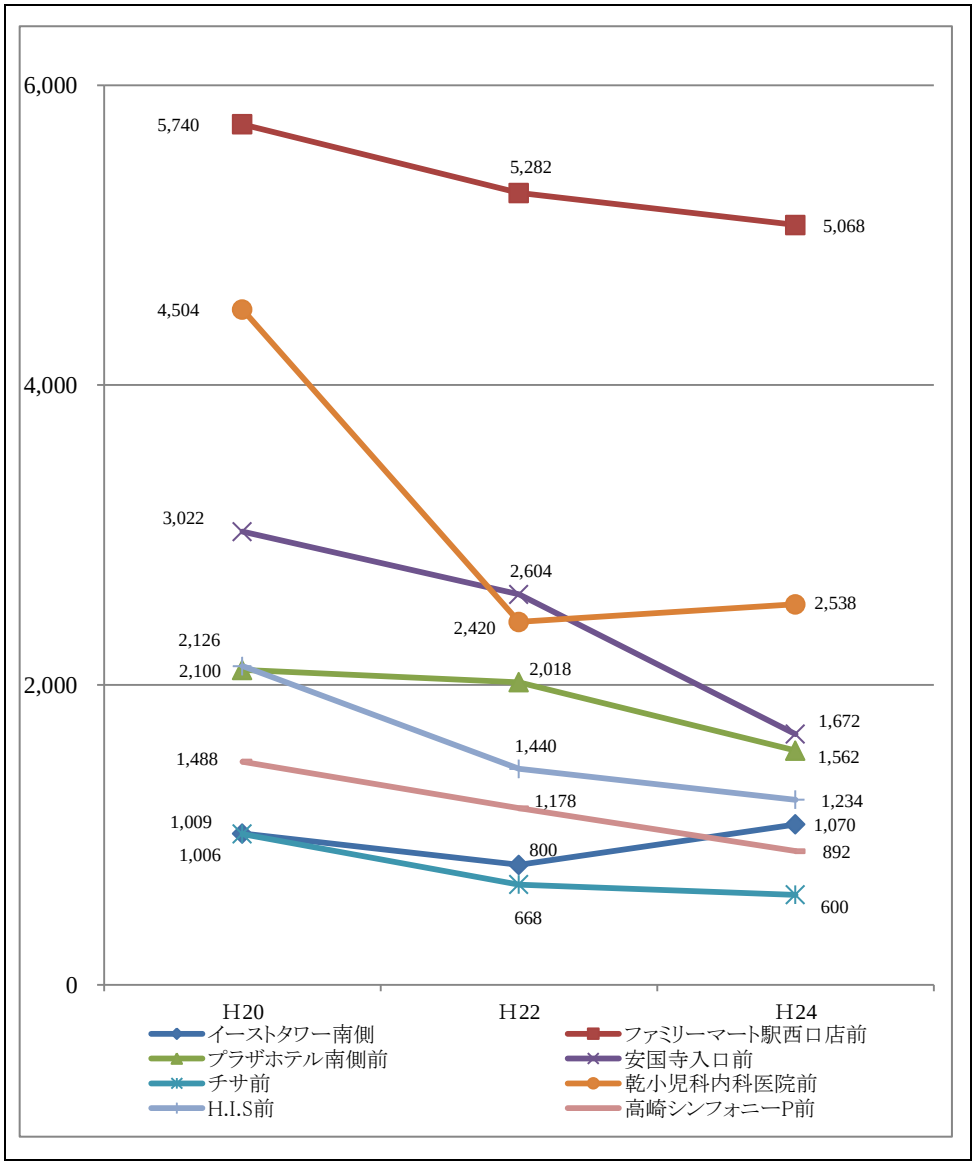

■中心市街地（第 1 期基本計画 8 地点）の歩行者自転車通行量（人）

資料：高崎市中心市街地通行量動向調査

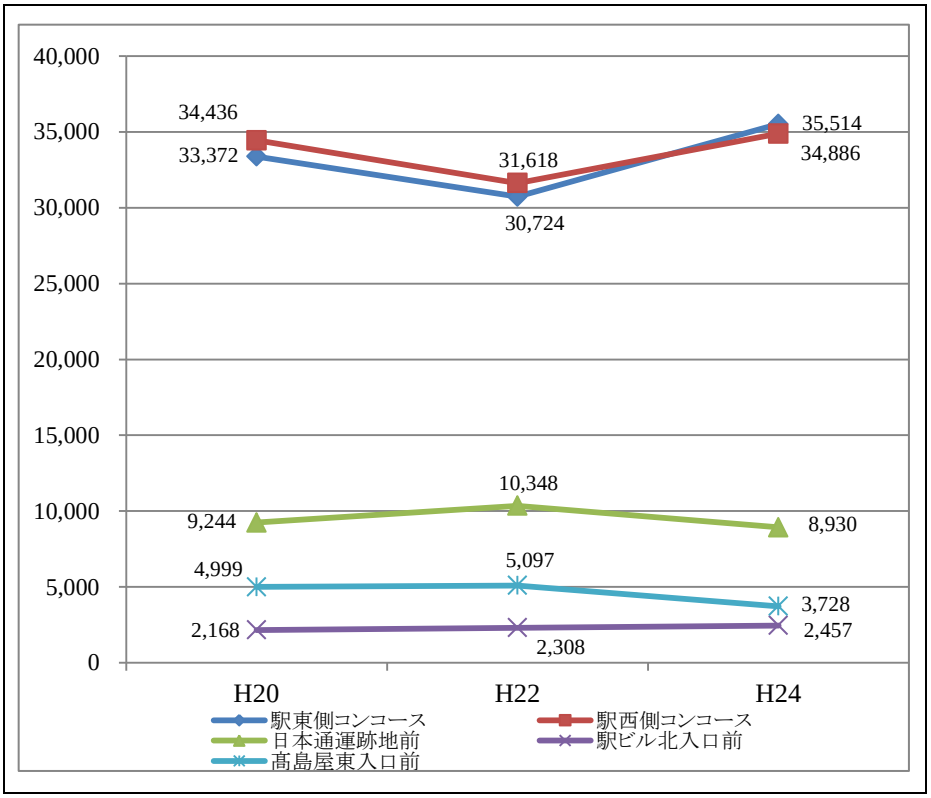

■中心市街地（第 2 期基本計画追加調査地点）の歩行者・自転車通行量（人）

※ホテルサンコー前はH24 から追加のため、このグラフには含まない

資料：高崎市中心市街地通行量動向調査

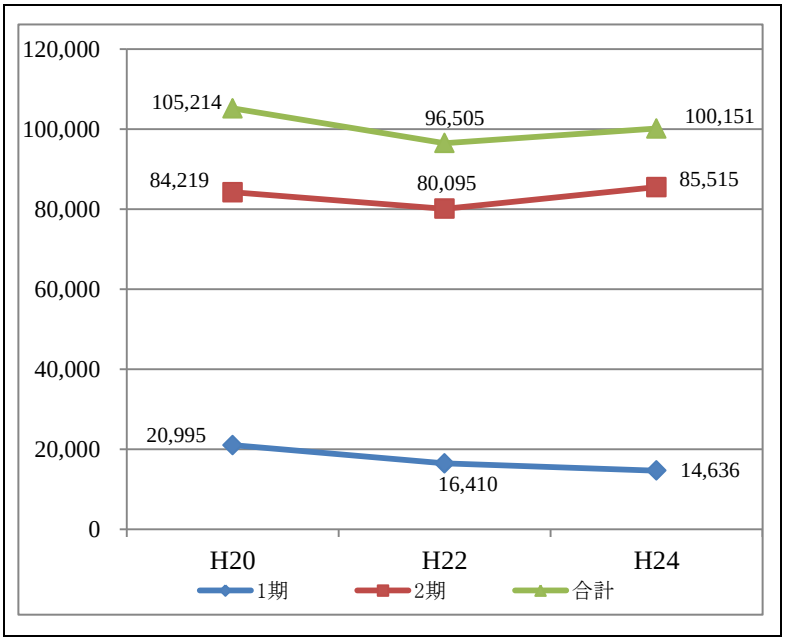

■第 1 期基本計画と第 2 期基本計画の調査地点を合わせた歩行者自転車通行量（人）

※ホテルサンコー前はH24 から追加のため、このグラフには含まない

資料：高崎市中心市街地通行量動向調査

③事業所に関する現状分析

【事業所数】

市全体の平成24年全産業事業所数は、平成21年と比較して8.3%の減少となっています。中心市街地でも同様に減少(7.5%)していますが、これは、長引いた景気の低迷が影響していると考えられます。

しかし、近年では、市の奨励金等を活用した新規の企業立地が進むとともに企業流出に歯止めがかかり、市全体に占める中心市街地の割合も横ばいで推移しています。

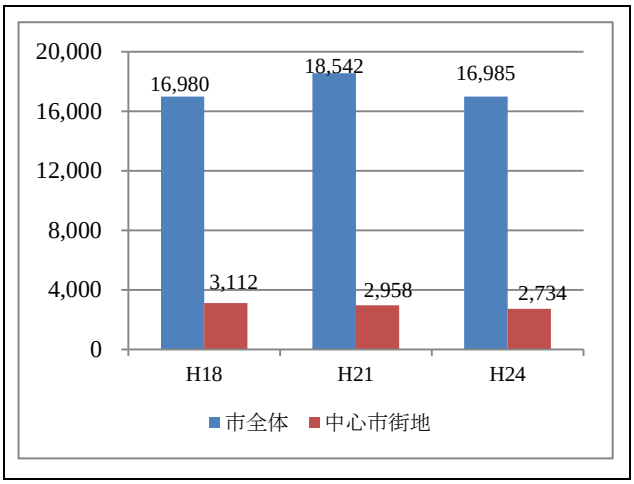

■事業所数(事業所)

資料:H18事業所・企業統計調査、H21・24経済センサス

【従業者数】

従業者数も事業所数と同様に減少の傾向を示していますが、中心市街地で働く人の割合は、約20%となっています。

このことから、全産業の約5人に1人が中心市街地で働いていることになり、高い割合を示しています。

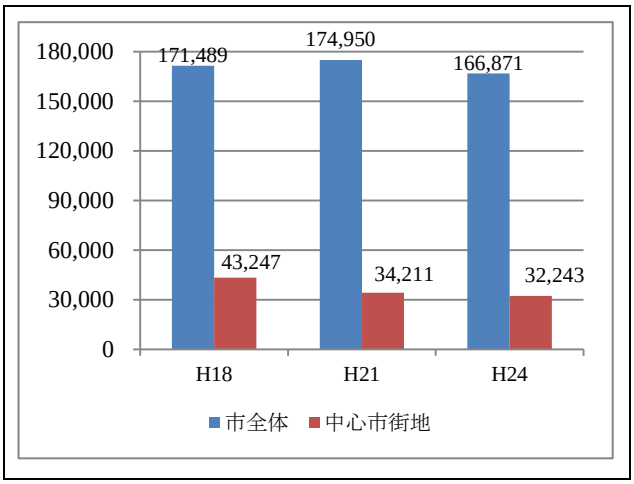

■従業者数(人)

資料:H18事業所・企業統計調査、H21・24経済センサス

④都市福利施設等に関する現状分析

中心市街地には、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸、シネマテークたかさき、109シネマズ高崎、club FLEEZといった文化・娯楽施設が多数立地しており、これらの施設が本市の文化や音楽、芸術のまちとしてのイメージをつくっています。

また、市役所、高崎駅市民サービスセンター(パスポートセンター併設)、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局(支局)、裁判所(支部)など、多くの公共公益施設があり、市民サービスの利便性が高く、コンパクトに集中している都市構造となっています。

さらに、平成23年には中央図書館が中心市街地に移転し、総合保健センターとともに新しい拠点を形成しています。

■都市福利施設の分布

高崎郵便局
中央図書館
高崎市総合保健センター
高崎保健福祉事務所
裁判所（支部）
東京入管（出張所）
地検（支部）
国立病院機構
高崎総合医療センター
club
FLEEZ
シネマテーク
たかさき
高崎シティーギャラリー
群馬音楽センター
シンフォニーホール
高崎市役所
ＪＲ高崎駅
高崎税務署
法務局支局
高崎市タワー
美術館
高崎駅市民サービスセンター
（パスポートセンター併設）
旧井上房一郎邸
高崎市
美術館
上信電鉄
高崎駅
109シネマズ高崎
N
0
100
250
500m
凡　例
公共施設
文化施設
第１期計画の中心市街地区域

⑤市街地整備に関する現状分析

本市の中心市街地は、商と住が混在し、細街路が多い密集市街地でしたが、上越新幹線の整備をきっかけに大きく変貌しました。中心市街地の顔とも言える高崎駅のリニューアルに始まり、土地の合理的かつ健全な高度利用、さらに都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業を数多く実施してきました。

結果として、優良建築物等整備事業などを含め26地区の再開発事業と8箇所の土地区画整理事業を実施（施工中を含む）しました。この数は、全国でもトップクラスで、人口増やまちの活性化に大きく寄与しています。

■市街地再開発事業・優良建築物等整備事業

	地図番号	地区名	場所	施工年度	面積（ha）	用途
市街地再開発事業	1	中部名店街 B1	鞘町	昭 53～昭 55	0.14	店舗・住宅
	2	高崎駅東口第一	栄町	昭 56～昭 59	0.25	事務所・店舗
	3	高崎駅西口第一	八島町	昭 60～平元	0.90	事務所・店舗・ホテル／駐車場
	4	高崎駅西口第二	八島町	昭 62～平 2	0.55	店舗・事務所・ホテル／住宅・事務所
	5	高崎駅東口第二	栄町	昭 62～平元	0.35	事務所
	6	城址	檜物町	平元～平 5	0.24	住宅・店舗
	7	高崎駅東口第三	東町	平 3～平 6	0.52	住宅・店舗／事務所・駐車場
	8	高崎駅東口第四	東町	平 6～平 9	0.56	事務所・店舗／駐車場
	9	高崎駅西口旭町西	旭町	平 7～平 9	0.23	住宅・店舗
	10	高崎駅西口北第一	旭町	平 11～平 13	0.66	駐車場
優良建築物等整備事業	11	田町	田町	昭 59	0.09	店舗・住宅
	12	高崎駅西口第五	八島町	昭 62～昭 63	0.20	事務所
	13	都心部 A-2	鞘町	昭 61～昭 63	0.15	店舗・事務所
	14	都市部 B-3	連雀町	昭 63	0.08	店舗・事務所・住宅
	15	都心部 B-2	鞘町	昭 63～平 2	0.10	店舗・住宅
	16	本町第三	本町	平 4～平 5	0.13	店舗・住宅
	17	高崎駅東口第五	栄町	平 6～平 9	0.66	店舗・美術館・住宅・駐車場
	18	宮元町（お濠端）	宮元町	平 10～平 12	0.17	店舗・住宅・駐車場
	19	高崎駅東口第六	東町	平 11～平 12	0.41	住宅・事務所・駐車場
	20	鶴見町	鶴見町	平 12～平 13	0.49	店舗・駐車場・事務所
	21	八島町	八島町	平 13～平 14	0.06	住宅・店舗
	22	真町	真町	平 13～平 15	0.20	住宅・店舗
	23	高崎駅西口北第二	旭町	平 14～平 15	0.18	店舗・事務所
	24	旭町	旭町	平 16～平 17	0.30	住宅・医療事務所・駐車場
	25	八島町南	八島町	平 17～平 18	0.23	住宅・学童保育施設・駐車場
	26	高崎駅東口第八	東町	平 19～平 23	0.29	店舗・ホテル

■土地区画整理事業（施工済・施工中）

地図番号	地区名	目的	換地処分年月	面積（ha）
①	戦災復興	復興	昭 30.4	10.85
②	東口	宅地開発	昭 35.3	35.04
③	南部第一北	都市改造	昭 58.7	25.30
④	高崎駅周辺	都市改造	平 2.11	10.42
⑤	城址周辺	都市改造	平 25.8	8.20
⑥	高崎駅周辺（西口）	都市改造	平 28.3（予）	17.81
⑦	東口第二	都市改造	平 29.3（予）	17.12
⑧	西口線周辺	都市改造	平 25.2	2.62

■市街地再開発事業・土地区画整理事業位置図

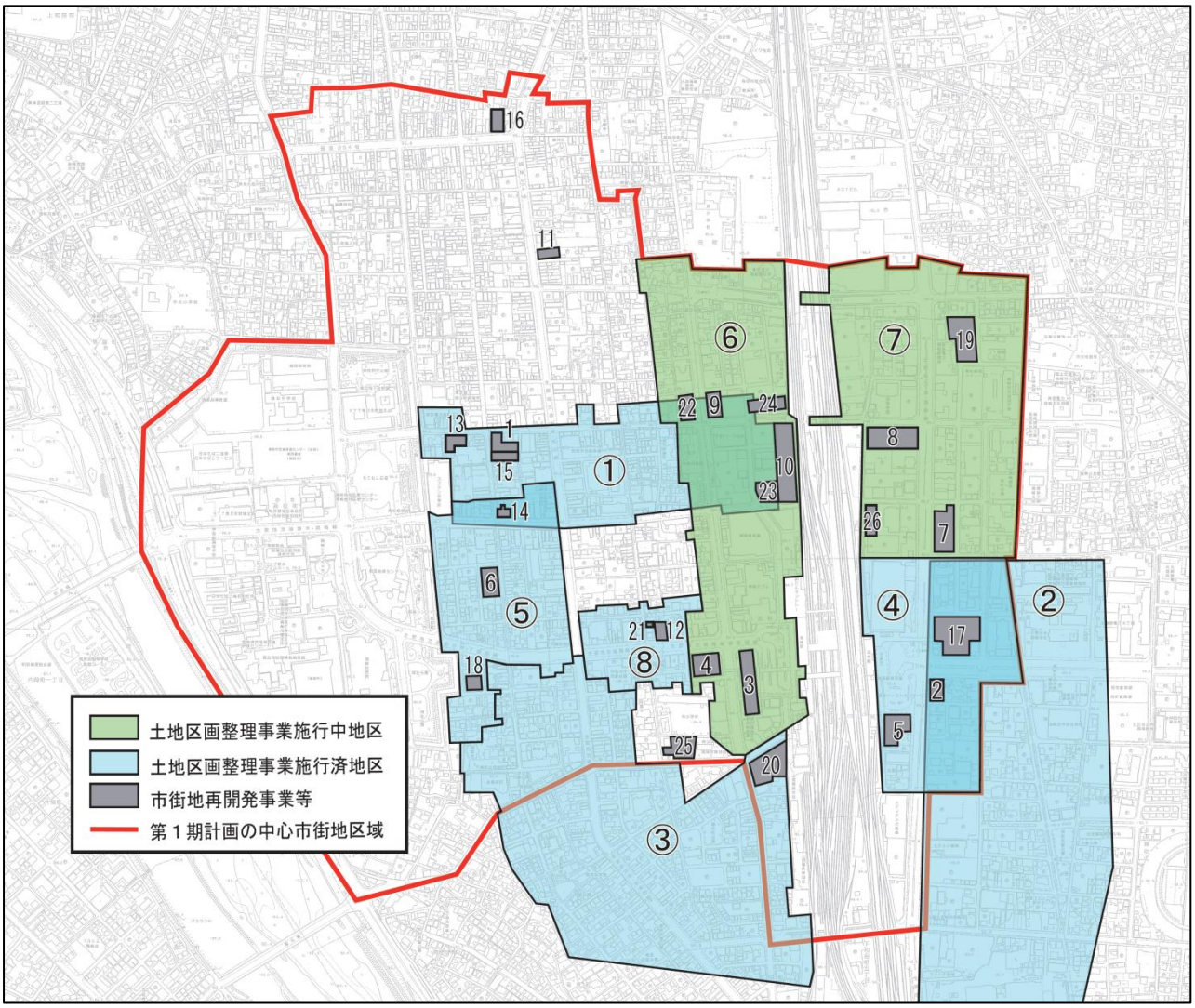

⑥交通に関する現状分析

【道路交通】

本市には、市域の東部を縦断する関越自動車道が走っており、高崎 IC と北関東自動車道に分岐する高崎 JCT があります。この高崎 JCT と藤岡 IC の間には、高崎玉村スマート IC が供用を開始し、さらなる利便性の向上が図られます。市域南部には、長野方面に繋がる上信越自動車道も走っていて、吉井 IC が本市南の玄関口として機能しています。さらに、国道は、17 号、18 号、354 号、406 号、254 号の 5 路線が集中しており、埼玉、新潟、長野、栃木方面との交流や物流の促進に寄与しています。

また、都心を囲む 3 環状（環状線・都心環状線・外環状線）に、そこから伸びる 12 の放射幹線（＝3 環状 12 放射）を地域間を結ぶ交流軸として位置付けています。

【公共交通】

本市は、首都圏と上信越を結ぶ交通の要衝として、上越、北陸新幹線の 2 路線が通っているほか、JR 高崎線、上越線、両毛線、信越本線、八高線が走っています。また、県西部の人々の貴重な移動手段として上信電鉄が乗り入れているなど、全国でも有数の交通拠点性を有しています。

JR 高崎駅の 1 日平均乗客数は、県内各駅の中で最も多く、平成 24 年で 28,733 人となっており、ここ数年は横ばいで推移しています。一方、上信高崎駅の 1 日平均乗客数は 2,161 人で、こちらも横ばい状況となっています。

バス交通では、民間の 4 事業者による複数の営業路線があるものの、1 日平均の乗客人員は減少傾向にあります。市内循環バス「ぐるりん」は、年間利用者が概ね横ばいでしたが、平成 22 年度から運行を始めた都心循環線の年間利用者が増加したことで全体の利用者数を伸ばしています。

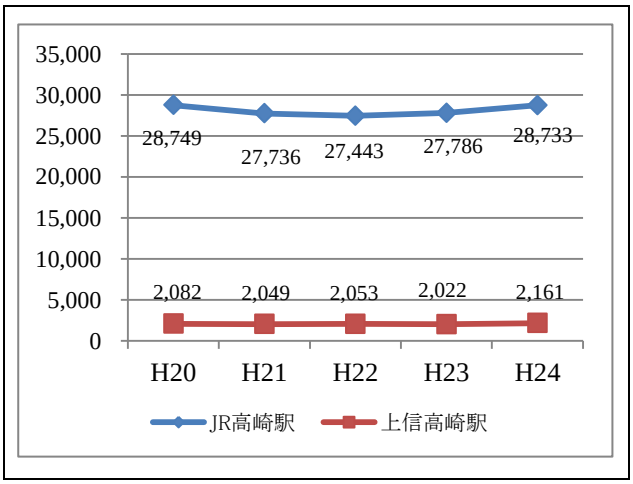

■JR 高崎駅・上信高崎駅乗客人員（人/日）

資料：JR 東日本高崎支社・上信電鉄（株）

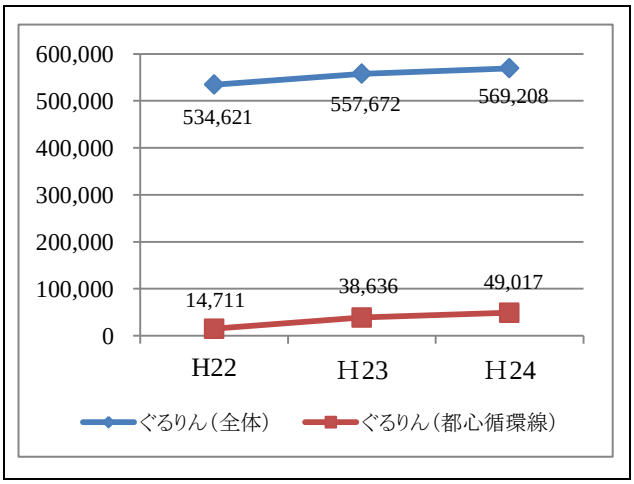

■ぐるりん乗客人員（人/年）

資料：高崎市地域交通課

■交通体系図

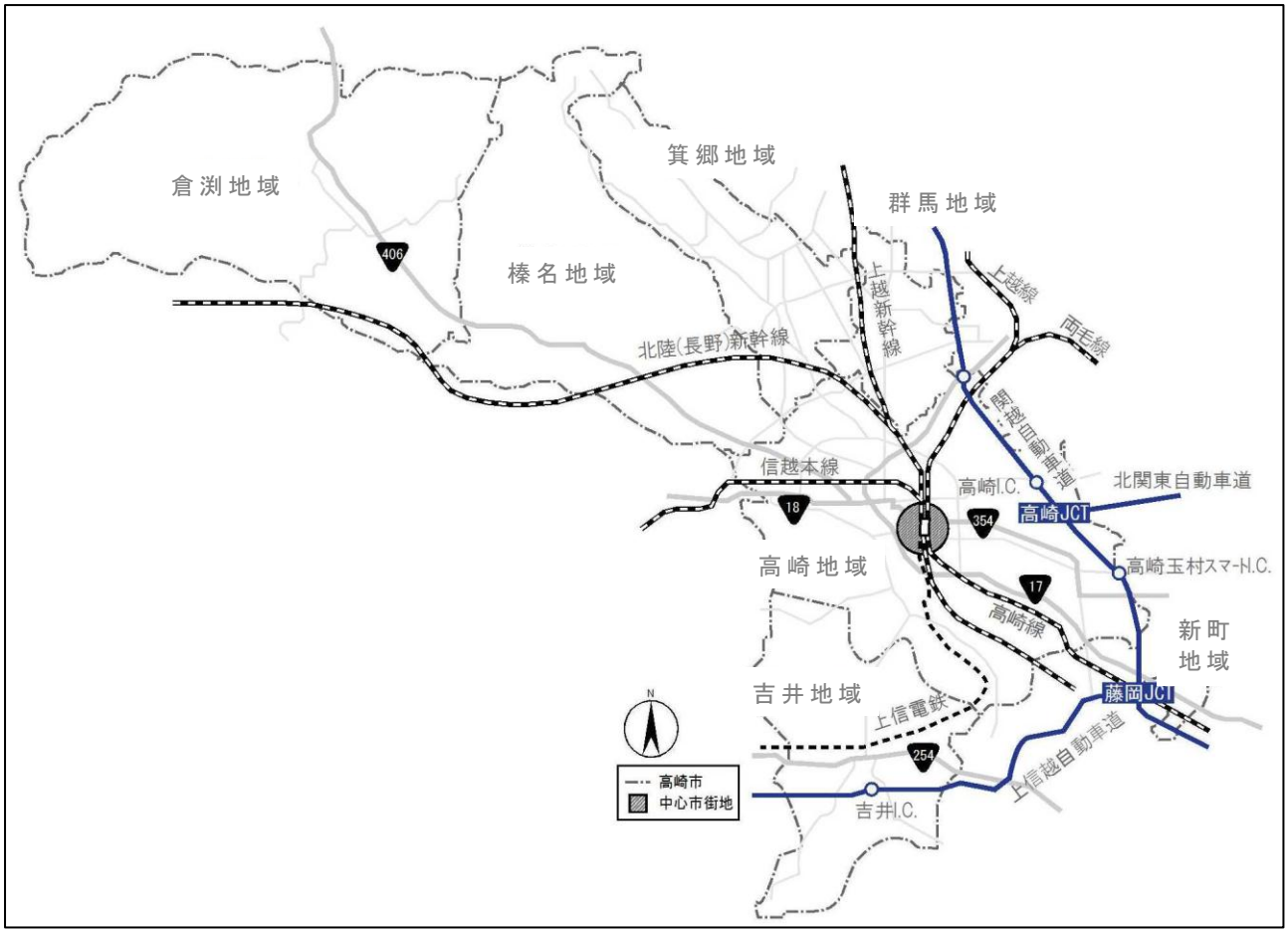

【駐車場】

中心市街地には、市街地再開発事業などにより整備された駐車場をはじめ、民間の時間貸し駐車場が多く立地し、中心市街地のアクセスの向上と利便性を高めています。駐車場法第 12 条に定める駐車場と城址地下及び城址第 2 地下駐車場を合わせると、駐車台数は 11,690 台になります。

■中心市街地の駐車場

№	駐車場名	所在地	境域面積（㎡）	駐車台数	形態
1	小林駐車場	下横町	1,320	104	立体自走
2	高崎スズランパーキング	宮元町	495	93	機械
3	タイムズ高崎グリーンパーク	寄合町	2,800	46	平面
4	銀座パーク	中紺屋町	1,221	60	平面
5	丸屋高崎駅西口パーキング	旭町	2,214	247	立体自走
6	パーク 500	鞘町	2,532	479	立体自走

7	パーク70	柳川町	269	70	機械
8	駅前駐車場	八島町	1,404	351	立体自走
9	高松地下駐車場	高松町	5,230	150	地下自走
10	プリンス駐車場	旭町	9,875	689	立体自走
11	髙島屋地下駐車場	旭町	7,220	142	地下自走
12	パーク75	宮元町	357	72	機械
13	高崎ブルーパーク	八島町	219	70	機械
14	NTT群馬パーキング	高松町	8,393	96	立体自走
15	廣田パーク	東町	1,357	326	立体自走
16	イーストパーク	東町	1,600	397	立体自走
17	パーク108	柳川町	1,637	108	機械
18	JR高崎駅ビル駐車場	八島町	1,906	93	立体自走
19	パーク525	東町	2,160	502	立体自走
20	ウエストパーク1000	旭町	5,942	1,000	立体自走
21	メディアメガ高崎ビル駐車場	下和田町	13,036	430	立体自走
22	西口サウスパーク	鶴見町	3,465	440	立体自走
23	フジサキ大栄駐車場	九蔵町	3,959	159	平面
24	高崎総合医療センター立体駐車場	高松町	23,843	341	立体自走
25	ココパルク800	東町	3,056	801	立体自走
26	あらまちパーク	あら町	1,318	168	立体自走
27	日新電機高崎旭町HS駐車場	旭町	7,254	183	立体自走
28	F･開発高崎旭町駐車場	旭町	1,218	48	平面
29	高崎駅東口自動車駐車場	八島町	6,100	488	立体自走
30	高崎シティパーク	連雀町	2,605	520	立体自走
31	日新電機高崎八島町駐車場	八島町	3,352	127	平面
32	高崎駅西口ペガサス駐車場	旭町	3,650	146	平面
33	LABI1高崎駐車場	栄町	11,466	978	立体自走
34	NPC24H高崎田町パーキング	田町	1,343	56	平面
35	タイムズドラッグスギ高崎栄町店	栄町	1,641	41	平面
36	城址地下駐車場	高松町	―	192	地下自走
37	城址第二地下駐車場	高松町	―	391	地下自走
38	保健センター･中央図書館駐車場	高松町	1,999	400	立体自走
39	平和パーク旭町	旭町	2,341	686	立体自走
合計			149,797	11,690	

⑦地価に関する状況分析

地価は、バブル経済以降、長期にわたる景気の低迷を受けて、全国各地で下落傾向にありました。近年では、景気回復の兆しから大都市圏において下げ止まり傾向が見られるようにもなりましたが、地方都市は依然として一部を除き下落傾向が続いています。本市の商業地を地価公示価格で見てみると、平成 25 年平均が 101,500 円/㎡となっており、平成 20 年比で 25.4%下落しています。住宅地も平成 25 年平均で 54,400 円/㎡となっており、平成 20 年比で 16.0%の下落を示しています。しかし、八島町の商業地は県下一の価格が長年続くなど、ポテンシャルは常に高い状況にあります。

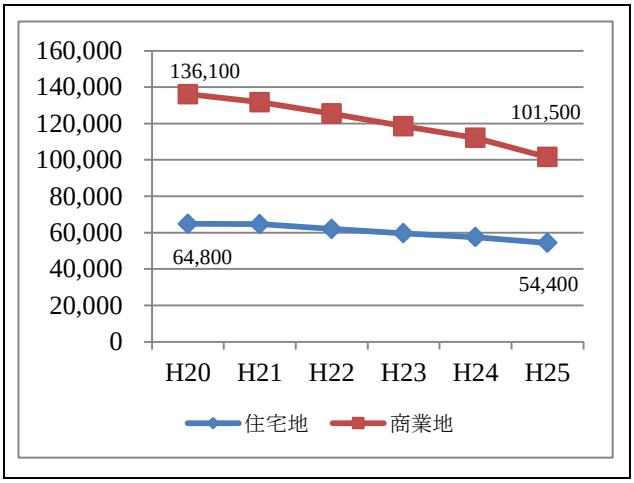

■住宅地と商業地の平均地価（円/㎡）

■主な中心市街地（商業地）の地価公示価格（円/㎡）の推移

地点名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
八島町 63 番 1 外	436,000	424,000	409,000	387,000	370,000	355,000
栄町 11 番 13 外	289,000	283,000	270,000	257,000	245,000	240,000
連雀町 85 番 1 外	270,000	259,000	237,000	222,000	207,000	195,000
通町 52 番 1	240,000	231,000	219,000	206,000	194,000	184,000

⑧文化活動に関する現状分析

中心市街地では、一年を通じてまつりや様々な音楽・芸術イベントが開催されており、多くの人がその賑わいを楽しんでいます。

特に、本市の特長でもある音楽のイベントは、群馬交響楽団の定期演奏会をはじめ、高崎音楽祭や高崎マーチングフェスティバルなど、数多く開催されています。また、美術館とタワー美術館では様々な企画展を鑑賞することができ、高崎シティギャラリーでは気軽に作品を発表できる場があるなど、日常的に芸術と触れ合える環境が整っています。

■中心市街地で開催される主なイベント

名称	開催時期	概要	
たかさきスプリングフェスティバル	春季	毎年 4 月 29 日に開催されます。高崎に残る市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や毎年、大勢の人から好評を得ている「フリーマーケット」など、子どもからお年寄りまで楽しめる催しがたくさんあります。	
高崎映画祭	春季	「地方では上映されにくい映画を高崎で見たい。」そんな思いを持つ市民が集まり大きく育った「高崎映画祭」。期間中は 80 本以上の映画が上映され多くの人が足を運びます。授賞式には著名な監督や俳優も参加し、華を添えます。	
高崎まつり	夏季	毎年 8 月の第 1 土・日曜日に開かれます。中心市街地で、勇壮な神輿のもみ合いや、山車巡行などの伝統的なイベントに加え、福引など誰でも見て、参加して、楽しめる祭りです。土曜日の夜には、北関東最大級の花火大会が開かれ、約 15,000 発の花火が夜空を彩ります。	
高崎音楽祭	秋季	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信しています。1990 年から始まった高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、賑わいます。	
高崎マーチングフェスティバル	秋季	高崎マーチングフェスティバルは、「音楽のある街・高崎」を代表する市民参加型イベントです。市内のスクールバンドが中心ですが、国内外から有力バンドを招聘し、沿道に詰めかけた大勢の観客を沸かせます。	
たかさき能	秋季	昭和 11 年に建立した白衣大観音の築造 50 周年を記念して始まった「たかさき能」は、毎年 10 月上旬に開催されます。かがり火に映し出される舞台で演じられる能は、日本古来から伝わる幽玄な世界を楽しむことができます。	

高崎えびす講市	冬季	商都高崎の冬の風物詩です。市内の小売業者が、商売の神であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行う本市を代表する一大商業イベントです。	
たかさき光のページェント	冬季	冬の高崎を飾る、イルミネーションイベントです。 点灯式やオープニングイベント、スターライトウインク、ライトアニマルなど、各種イベントが開催されます。	
群馬交響楽団定期演奏会	年 9 回	群馬音楽センターで、年 9 回の定期演奏会を開催しています。このほか、元旦コンサートや夏休みのサマーコンサートも開催し、多くのファンに親しまれています。	
ようこそ高崎人情市	毎月 1 回	高崎名物の人情市は、毎月第四日曜日にもてなし広場で開催される朝市とフリーマーケット、そして飲食の屋台が並ぶ賑やかな「市」です。	
高崎市民美術展覧会	年 1 回	市民の美術に対する制作意欲と鑑賞力を高め、市民文化の向上を図ることを目的に開催されています。写真や書道、彫刻や工芸、日本画、洋画など、様々なジャンルの作品を鑑賞することができます。	
高崎市農業まつり	年 1 回	自然の恵みに感謝し、「食」の大切さを考えるとともに、高崎産の農産物を市民に紹介する場として開催されています。市内で栽培された野菜の展示・即売会のほか、様々なイベントが行われ、大勢の人で賑わいます。	
音人まつり	年 3 回	高崎駅西口の商業エリアの振興、音楽関係団体やアーティストの活動の場の提供・育成を目的に、まちなかを音楽で盛り上げています。	
高崎バル	年 2 回	「高崎の飲食業界の振興、高崎の新しい食文化の創造、食で高崎のまちを元気にする」をコンセプトに開催しています。参加者は、チケットを購入し、ガイドマップをもとに参加各店での飲み歩きや食べ歩きを楽しみます。	
高崎商都博覧会	年 2 回	商都高崎の魅力を発信するために、中心市街地に立地する「スズラン」、「髙島屋」、「ビブレ」、「モントレー」、「ヤマダ電機（LABI1 高崎）」の 5 つの大型店と地元の商店街が連携し、独自のセールやイベントを開催するほか、大抽選会も行っています。	
キングオブパスタ	年 1 回	主としてパスタを提供している飲食店に出店してもらい、参加者による投票でその年の№1 パスタを決定します。イベントを通じて、「パスタの街・高崎」を全国へ発信します。	

－中心市街地の現況のまとめ－

【沿革・位置付け】

○ 中心市街地は、古くから商都・高崎の中心、内陸交通の拠点として繁栄し、今日でも県内随一の商業集積と全国有数の広域交通ターミナル機能を有している。

【人口動向】

○ 群馬県の人口が減少する中で中心市街地の人口は、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備が進捗したことによるマンション建設の活発化を受け、増加傾向を維持している。

○ 高齢化率も若年ファミリー層のマンション志向の強まりを受け、歯止めがかかりつつある。

【商業動向】

○ 空き店舗は改善の兆しがあるが、周辺市町で大型小売店舗の集積が進むなど、中心市街地の商業に及ぼす影響が懸念されている。

○ 店舗数と従業者数は、長引いた景気の低迷や後継者不足などにより、減少傾向となっている。

【都市福利施設の立地状況】

○ 中心市街地には、市役所、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局など市民生活に密着した公共施設や、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館などの文化施設が多数立地しており、高い市民サービスを提供するとともに、文化や音楽のまちとしても知られている。

○ 群馬音楽センターや中央体育館の老朽化を背景に、新しい高崎文化芸術センターや新体育館の整備が進行中で、市民サービスの向上に寄与する新しい拠点の形成が期待されている。

【市街地整備の動向】

○ 中心市街地は上越新幹線の整備をきっかけとし、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を多数実施してきた。結果として細街路や密集市街地の解消が図られ、高崎市の顔にふさわしいまちづくりが進められている。

【公共交通の利用状況】

○ 高崎駅は、上越、北陸新幹線、JR 高崎線、上越線、両毛線、信越本線、八高線、そして、上信電鉄が乗り入れており、全国でも有数の広域交通ターミナルを有している。

○ JR 高崎駅の乗客数は、1 日約 28,000 人、上信高崎駅の乗客数は約 2,000 人で横ばい状況となっている。

○ バス交通は、民間事業者による複数の営業路線があるものの、1 日の平均乗客数は減少傾向にある。市内循環バス「ぐるりん」は、都心循環線の利用者が増加したことで全体の利用者数も増加傾向となっている。

【文化活動の状況】

○ 中心市街地では、一年を通じてまつりや様々な音楽・芸術イベントが開催されており、多くの人がその賑わいを楽しんでいる。群馬交響楽団の定期演奏会や美術館、タワー美術館での企画展、高崎シティギャラリーでは気軽に作品を発表できるなど、日常的に芸術と触れ合える環境がある。

（6）市民ニーズの把握

【市民ニーズ把握の流れ】

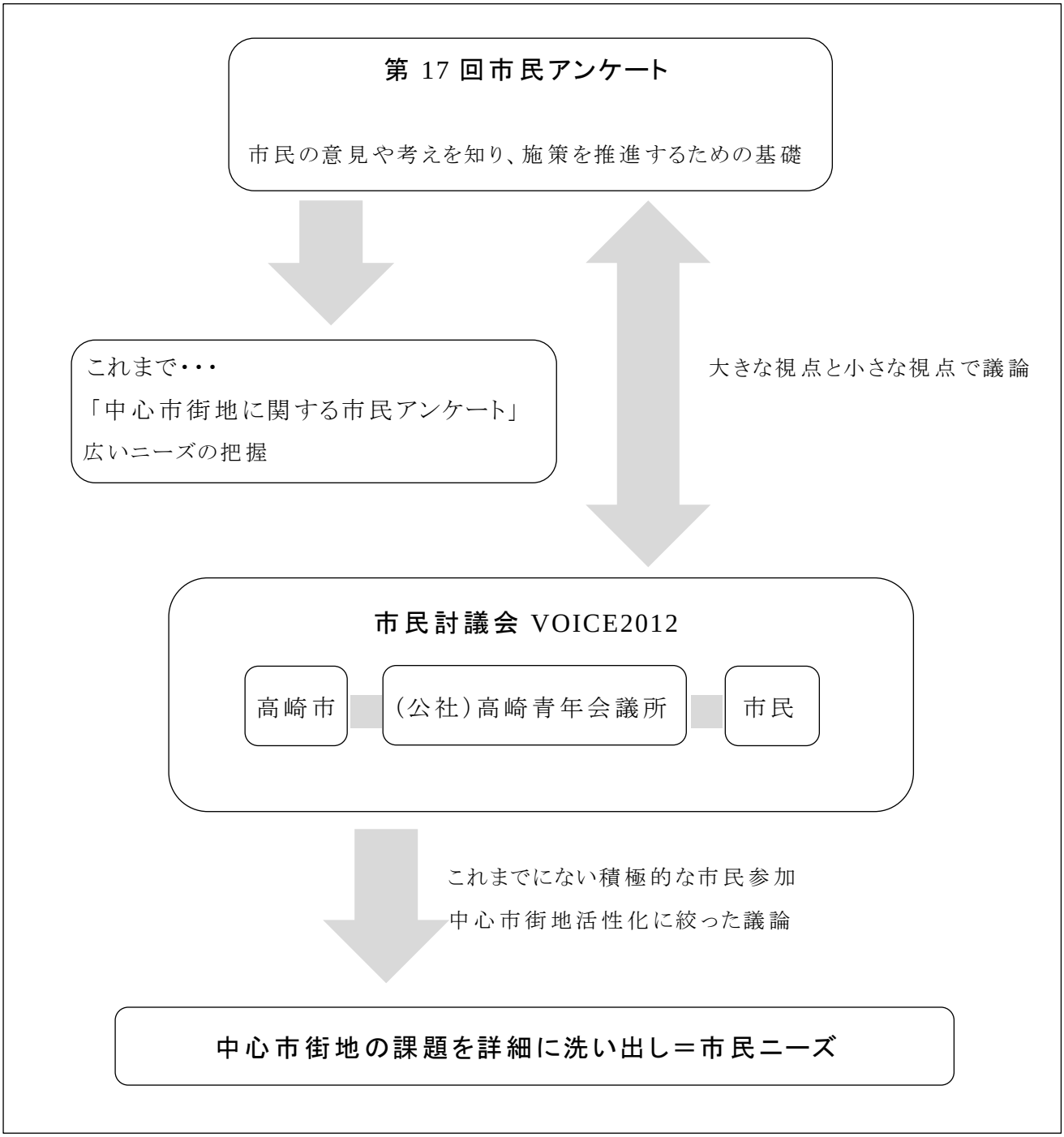

①第 17 回市民の声アンケート(抽出)

本調査は、市民が毎日の生活や仕事に安心感を持てる市政を目指し、重要な施策を積極的に進めていくために、市民の意見や考えを広くうかがうことを目的として実施しました。

第 2 期基本計画の策定にあたっては、本アンケートを活用することとし、関連のある調査項目を抽出してニーズを把握することとします。

地　　域　高崎市全域
対　　象　平成 24 年 9 月 1 日現在、住民登録されている満 20 歳以上の市民
対象者数　6,000 人
実 施 日　平成 24 年 10 月 1 日(月)発送、2 日(火)から 15 日(月)回収
回 収 率　45.9%

【調査結果と分析　第 5 次総合計画のまちづくり】

「将来のまちの姿」の実現に向けた取り組みが行われていたと感じるか

分野	調査年	そう思う (どちらかというとを含む)	分析
すこやかで元気に暮らせるまち(健康・福祉)	平成 24 年	45.7%	「健康・福祉」「都市・建設」は「そう思う」の割合が比較的高い＝満足度が高い
	平成 22 年	42.4%	
	平成 20 年	37.1%	
豊かな心と感性が育つまち(教育・文化)	平成 24 年	38.3%	
	平成 22 年	37.5%	
	平成 20 年	38.3%	「産業・観光」「地域・自治」は「そう思う」の割合が比較的低い＝満足度が低い
安心でやすらぎのあるまち(環境・安全)	平成 24 年	39.2%	
	平成 22 年	36.0%	
	平成 20 年	34.8%	
人々がつどう魅力あるまち(産業・環境)	平成 24 年	25.8%	「将来のまちの姿」の実現に向けた取り組みの感じ方に、大きな経年変化は見られない
	平成 22 年	22.5%	
	平成 20 年	23.7%	
便利で快適な住みよいまち(都市・建設)	平成 24 年	45.0%	
	平成 22 年	44.9%	
	平成 20 年	46.9%	
市民とつくるみんなのまち(地域・自治)	平成 24 年	27.1%	
	平成 22 年	24.9%	
	平成 20 年	23.1%	

※40%以上を満足度が高い、30%以下を満足度が低いとした場合

【各施策の満足度・重要度　産業・環境分野】

満足度について

項目	調査年	そう思う（どちらかというとを含む）	分析
高崎駅周辺の中心商店街ににぎわいがある	平成 24 年	44.2%	高崎駅周辺の中心商店街ににぎわいがあるの割合が高い＝満足度が高い
	平成 22 年	41.6%	
	平成 20 年	45.5%	

※40%以上を満足度が高い、30%以下を満足度が低いとした場合

【各施策の満足度・重要度　建設・都市分野】

満足度について

項目	調査年	そう思う（どちらかというとを含む）	分析
幹線道路や生活道路が整っている	平成 24 年	60.5	幹線道路や生活道路が整っている、生活道路や公園、下水道などが整備され、快適で利便性の高い市街地が形成されているの割合が比較的高い＝満足度が高い 歩行者と自転車にやさしいまちづくりが進んでいる、出かけてみたくなる魅力ある中心市街地が形成されているの割合が比較的低い＝満足度が低い
	平成 22 年	65.3	
	平成 20 年	65.1	
生活道路や公園、下水道などが整備され、快適で利便性の高い市街地が形成されている	平成 24 年	48.4	
	平成 22 年	53.9	
	平成 20 年	53.9	
バスや鉄道などの公共交通が充実している	平成 24 年	34.3	
	平成 22 年	39.0	
	平成 20 年	45.3	
景観に配慮した美しい街並みが形成されている	平成 24 年	30.2	
	平成 22 年	37.0	
	平成 20 年	36.4	
歩行者と自転車にやさしいまちづくりが進んでいる	平成 24 年	22.0	
	平成 22 年	30.5	
	平成 20 年	30.1	
出かけてみたくなる魅力ある中心市街地が形成されている	平成 24 年	21.9	
	平成 22 年	24.4	
	平成 20 年	25.2	

※40%以上を満足度が高い、30%以下を満足度が低いとした場合

②たかさき市民討議会 VOICE2012

【市民討議会とは】

本市では、市民の声を市政に反映させるため、「高崎市市民参加推進計画」を策定し、様々な手法による市民参加の取り組みを実施しております。中でも「市民討議会」は、これまでの市民参加の手法（日頃から積極的に市政に参加している人を対象）とは異なり、無作為抽出により声を上げない多数の市民の意見（サイレントマジョリティ）を取り込んだ新たな市民参加の手法であり、これまでの市民参加の手法では汲み取ることのできなかった「声なき声」を聴くため、本市でも積極的に取り組んでいる手法です。

【たかさき市民討議会募集方法】

討議会では、高崎在住の18歳以上の市民1,300人に無作為抽出により案内を送付しました。テーマは、「中心市街地活性化を考える～まちなかづくりはみんなが主役～」とし、中心市街地活性化に関して行政の施策や商店街の活動ばかりに頼ることなく、そこで暮らす市民全員が課題を共有し対策を考え行動する、市民総参加型で「中心市街地活性化」に取り組むこととしています。

【実施概要】

たかさき市民討議会 VOICE2012の開催にあたっては、市民参加と協働のまちづくりをさらに進めるため、公益社団法人高崎青年会議所と高崎市でパートナーシップ協定を締結し、協働で取り組みました。

テーマに関しては、平成20年に認定された「高崎市中心市街地活性化基本計画」から第2期基本計画の策定に向けて、市民が中心市街地に求める具体的な構想や施策について広く意見を集めるために「中心市街地活性化」に絞り、討議を行いました。

開催日	平成24年9月8日（土）、9日（日）
開催場所	高崎市役所20階　研修室
主催	たかさき市民討議会 VOICE2012 実行委員会
テーマ	中心市街地を考える　～まちなかづくりはみんなが主役～
参加者	延べ62名

【討議1　高崎のまちなかに足りないところ、魅力的なところ】

参加者個人がまちなかに足りないと感じているところ及び魅力的に感じているところをまとめ、まちなかに関するイメージを明確にしました。

■高崎のまちなかのいま

分類	魅力度	意見のまとめ
自然環境	魅力的	自然に近い
		市役所周辺の環境が魅力的
		国道沿いの景観が良い
		公園が多い
		周辺のロケーションが良い
		自然
	足りない	公園・緑・せせらぎが少ない
		緑・心地よい空間が不足している
買い物・飲食	魅力的	物価が安い
		駅周辺は整備されていて買い物は便利
	足りない	お店（専門店・ケーキ・喫茶 etc）が少ない
		飲食（おしゃれな店など）がない
		個性的な行きたい店が不足している
		「コンビニ」的な店が少ない
公共・福祉施設	魅力的	教会やお寺が多い
		公共施設、教育（子育て）が整備されて良い
		公共施設が揃っている
	足りない	福祉施設がない
		遊歩道（お濠、烏川 etc）の整備が必要
		子どもと老人に優しい歩道・グリーンベルトを設置・整備を
交通インフラ	魅力的	交通の要衝
		電車の便が良い
		交通の利便性が良い
		駅周辺は整備されていて歩行は安全
	足りない	交通インフラ不足
		中心街に車で行きづらい
		駐車場・駐輪場が不足している
		市街地に入る「案内板」がない
		「無料駐車場」がない
		駐車場を中心に買い物・食事ができれば良い
文化・歴史	魅力的	文化・芸術のまち（群響・美術館・映画 etc）
		歴史遺産
		文化面の充実
		歴史がある

		花火・イルミネーション・文化芸術がよい
その他	魅力的	駅周辺に人が集まる
		災害が少ない
		街がコンパクト
		駅を中心としたいろいろな施設
	足りない	楽しめる場所がない
		人が集まらない
		情報がない
		学生が集まれる施設がない
		まちなかに特色がない
		観光地のアピールが不足しているのでもっとアピールを
		まちの魅力

【討議 2　目でみて歩いて感じるまちなか】

実際にまちへ出て歩くことにより、まちなかの現状を把握するとともに、討議 1 で共有したプラス、マイナスなイメージを具体的なものとしました。

■まちなか歩きの様子

【討議 3　ズバリ！活性化のアイデアはこれだ！】

中心市街地でしか味わえない、体験できない新たな魅力「新しいスポット・イベント」の案を全員で考えました。個人のアイデアをグループ討議を通じてブラッシュアップし、最終的に全員の合意形成を図り、優先順位を確定しました。

■新しいスポット・イベントのアイデア

第 1 位	烏川及び周辺環境の利用（屋形船・ボート・屋台など）
第 2 位	毎週土日の朝マルシェ（新鮮野菜の販売）
第 3 位	小学校空き教室の活用（介護と保育併用）

【討議 4　ズバリ！回遊性向上のアイデアはこれだ！】

中心市街地へ行く理由があったとしても、要件を済ますだけでは結果的にまちの賑わいには繋がりません。用事があって訪れた人がそのついでに数箇所へ寄っていく動線や仕組みづくりによって回遊性を向上させる案を全員で考えました。個人のアイデアをグループ討議を通じてブラッシュアップし、最終的に全員の合意形成を図り、優先順位を確定しました。

■回遊性向上のアイデア

第 1 位	無料駐車場もしくは格安駐車場の設置
第 2 位	まちなかキャンパス
第 3 位	気持ちよく歩ける環境整備（子ども・ペットと一緒に歩けて屋根付きベンチあり）

【討議 5　ズバリ！周辺地域とのアイデアはこれだ！】

高崎市の中心市街地は、高崎市の玄関口であることは明確で、文化発信地でもあります。市町村合併によって新しい高崎市が誕生した中、中心市街地の役割はどのように変化していくべきか、合併した地域から見た中心市街地、その連携アイデアについて考えました。個人のアイデアをグループ討議を通じてブラッシュアップし、最終的に全員の合意形成を図り、優先順位を確定しました。

■周辺地域の連携

第 1 位	近隣特産物の販路拡大（高崎パック）
第 2 位	高崎全体でスポーツ・文化的イベントの開催
第 2 位	観音山丘陵を中心とし連携した観光開発
第 2 位	榛名神社ほか周辺神社と市内神社の周遊券発行

【討議 6　ズバリ！私たち市民にできることはこれだ！】

個人のアイデアをグループ討議を通じてブラッシュアップし、最終的に全員の合意形成を図り、優先順位を確定しました。

■市民にできる活性化

第 1 位	高崎市内で買って食べて遊ぶ
第 2 位	市役所・青年会議所等に目安箱を設置しアイデアを伝える
第 2 位	地域を愛し情報発信する

③市民ニーズのまとめ

【中心市街地に対する満足感】

「自然環境」に関しては、魅力的な資源をもっと活用できたら良いという意見、「買い物・飲食」に関しては、かつてはもっと栄えていて買い物が便利だったという意見がありました。

また、「公共・福祉施設」に関しては、公共サービスへの評価が高く、福祉施設に関しては足りないと感じていること、「交通インフラ」に関しては、交通網への評価が高いが駐車場に関する要望が多いことが分かりました。

「文化・歴史」に関しては、多くの人が魅力的であると感じています。

【中心市街地活性化のための新たなスポットとイベント】

「烏川及び周辺環境の利用」は、烏川沿いの自然環境をもっと有効活用したいとの思いの結果と考えられます。

また、「毎週土日の朝マルシェ」は、休日朝からまちへ出かける楽しさ、理由をつくりだすことでまち全体の賑わいと活性化に繋げることが高く評価されています。

「小学校の空き教室の利用」は、介護と保育の両面で小学校を活用するもので、高齢者と若者、また子どもたちが直接交流する場所をつくり、コミュニケーション豊かなまちをつくる必要性が指摘されています。

【回遊性を向上するための方策】

中心市街地に訪れる人々にとって気がかりとなることが駐車場であり、「サービス時間や駐車料金を意識すると回遊する時間がとれない」という意見が多く出されました。一方で、「駐車場が無料でも抜本的な解決策にはならない」という意見もあり、駐車場問題の難しさが指摘されています。

「まちなかキャンパス」では、市内の大学の一部の授業に市街地の空きテナントを使用する、提携の飲食店を学食扱いとしてサービス提供を行うなど、既存環境を活用し、まちなかで学生に回遊してもらうとしたことが評価されました。

「気持ちよく歩ける環境整備」では、子どもやペット連れも安心で、また必要に応じて預けることができる環境が求められています。

【周辺地域との連携】

「近隣特産物」や「観光開発」、「市内神社の周遊」は、中心市街地と周辺地域、双方の行き来を増やすとともに、全体の底上げが必要であるとの意見がありました。

【中心市街地活性化と市民参加】

討議や実際にまち歩きを行う中で、中心市街地の危機感を新たに認識したとともに、自分たちの育ったまちを自分たちの手で守らなければならないとのことから「高崎市内で買って食べて遊ぶ」必要性が指摘されています。

【市民ニーズのまとめ】

市民に対するアンケートや討議会の結果によると、高崎駅周辺の中心市街地の商店街に賑わいを感じている人が多い反面、出かけてみたくなる魅力ある中心市街地が形成されているとする意見が少数で、魅力ある商店・商店街づくりに継続して取り組む必要があります。

また、文化・歴史に関しては、多くの人が魅力を感じており、これらの資源と回遊性を組み合わせた施策の充実が望まれています。

今後、第 2 期基本計画で中心市街地の活性化を図っていくためには、満足度の高かった交通網を最大限生かし、来訪者の集客を向上させるとともに、高崎駅東西が一体となった活力ある中心市街地の形成を目指していくことが必要です。

■第 1 期基本計画と第 2 期基本計画のニーズ比較

	平成 19 年度（中心市街地に関する市民アンケート）		平成 24 年度（第 17 回市民アンケート）	
	調査地域	高崎市全域	調査地域	高崎市全域
	調査対象	18 歳以上の市民 5,000 人	実施対象	20 歳以上の市民 6,000 人
	調査方法	郵送による配布・回収	調査方法	郵送による配布・回収
	調査時期	平成 19 年 9 月 13 日から 26 日	調査時期	平成 24 年 10 月 2 日から 15 日
	回　収　率	36.0%	回　収　率	45.9%
中心市街地の印象（自然環境を含む）	【魅力的であると魅力的でない割合が同程度】 規模が大きくて楽しめるデパートがある 自分の欲しい商品が選択できる 交通の便がよい 駐車場が整備されている 【魅力的でない】 商店（街）のサービスが良いとは思わない 商店や商店街のイベントが楽しいとは思わない 街に人が集まり、賑やかな雰囲気がない 流行やファッションの先端性を感じない 文化的雰囲気に満ちているとは思わない		【満足度が高い】 高崎駅周辺の中心商店街ににぎわいがある 幹線道路や生活道路が整っている 【満足度が低い】 歩行者と自転車にやさしいまちづくりが進んでいるとは思わない 出かけてみたくなる魅力ある中心市街地が形成されているとは思わない	

※第 2 期基本計画の策定における市民ニーズの把握については、これまでの中心市街地に関する市民アンケートから、大きな視点で中心市街地の現状を捉えた「第 17 回市民アンケート」と、まちづくりの主役である市民が現状と課題について積極的に議論を行った「市民討議会」を組み合わせ、潜在的な市民ニーズを掘り起こしました。

今後も市民ニーズについては、大きな視点と小さな視点の両側から積極的な把握を行い、活力ある中心市街地の形成に役立てることとします。

平成 24 年度（市民討議会）	
調査地域	高崎市全域
実施対象	18 歳以上の市民 1,300 人
参加方法	郵送により案内送付・参加希望の回答
実　施　日	平成 24 年 9 月 8 日・9 日
参　加　率	4.8%（延べ人数による）

【魅力的である】

市役所周辺の環境が魅力的

公園が多い

駅周辺は整備されていて歩行は安全

公共施設が揃っている

交通の利便性が良い

文化・芸術のまち

【魅力的でない】

緑・心地よい空間が不足している

個性的な行きたい店が不足している

遊歩道（お濠、烏川）の整備が必要

駐車場・駐輪場が不足している

[3]中心市街地の特性分析

1 広域交流拠点としての歴史的背景

本市の中心市街地は、「商人のまち」、「街道の宿場町」として栄えた歴史的経緯があります。現在でも、小路や商家、蔵などの建造物が残っており、活性化の資源として活用できる要素を持っています。

2 地域経済をリードする役割と責任

本市の中心市街地は、交通の優位性から、企業の本・支店が多く立地しています。雇用を創出し、まちを活性化することで、地域経済をリードする責任が求められています。

3 商業活力の再生

本市の中心市街地は、県内随一の商業集積を誇っています。市外や県外からの来客数も多く、まちの顔としての役割を担っています。また、空き店舗も減少していることから、店舗の更新も順調に推移しています。

4 高速交通網の充実と利活用

本市は、上越、北陸新幹線をはじめ、JR 高崎線などの在来線が 5 本、関越、北関東、上信越の 3 本の高速道路、そして 5 本の国道が集中する全国でも有数の交通拠点です。これらの交通網を生かした中心市街地の活性化が望まれています。

5 公共公益施設の集積

本市の中心市街地には、市役所や病院などの市民生活に密着した公共施設があるほか、群馬音楽センターや美術館など、文化施設も多数立地しています。また、高崎駅市民サービスセンター内には、パスポートセンターもあり、利便性の高い市民サービスを提供しています。

6 市街地整備の進展

本市の中心市街地は、上越新幹線の整備以降、積極的に市街地の整備・改善に取り組んできました。土地の高度利用や基盤整備が進み、災害に強いまちづくりが進展しています。

7 堅調な人口の推移

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代に入りましたが、本市は、都市の魅力と住みやすさなどから、人口は増加傾向にあります。中心市街地においても、

交通の利便性や公共・商業施設の集積が多いことなどから、マンションを中心に定住人口は増加しています。

8 文化的特長と特産品

本市は、群馬交響楽団による定期演奏会や高崎音楽祭、高崎ならではの視点で選考し全国のさきがけとなった高崎映画祭など、数多くのイベントが中心市街地で開催されています。また、全国の約 8 割の生産量を誇る「高崎だるま」や粉文化の産物である「高崎うどん」、「高崎パスタ」は、本市の特産品として高い知名度を有しています。

9 充実したイベント

本市の中心市街地では、高崎まつりや高崎バル、高崎商都博覧会や高崎えびす講市など、一年を通じて多くのイベントが開催されています。イベントには、市内外の多くの人が参加し、大きな賑わいを創出しています。

10 広域交流人口の増加

本市は、高速交通網を利用した場合、2 時間圏内に日本の約 2 分の 1 の人口が存在すると言われます。この交流人口を生かすため、都市集客施設や新体育館、群馬県コンベンション施設など、本市の魅力向上のための施策が進行しています。

⬇

以上のことから、本市の中心市街地の特性は、次のように集約することができます。

特性 1 人口減少時代の中、人口が増加傾向にあるのは地方都市では稀有であり、定住人口の促進や都市集客施設等の整備による交流人口の増加は、中心市街地の賑わいや回遊性向上の重要な要素である。

特性 2 県下最大の商業集積を誇る中心市街地の賑わいは、様々な施策の実行により回復傾向にある。しかし、中心市街地全体での回復までには至っておらず、商都高崎の中心市街地の復活は、活力あるまちづくりに重要な要素である。

特性 3 事業が進んでいる都市集客施設には、音楽のある街・高崎にふさわしい高崎文化芸術センターが整備される。また、新体育館や群馬県コンベンション施設の整備も進行しており、これら施設が中心市街地に与える効果を最大限生かす必要がある。

[4]上位計画における中心市街地活性化の位置付け

【高崎市第 5 次総合計画基本構想（平成 20 年度～平成 29 年度】

■本市の中心核としての位置付け

本市は、高崎駅周辺の中心市街地において、過去 20 余年にわたり市街地再開発事業や土地区画整理事業などの都市改造に取り組み、都心部の再生を図ってきました。近年ではその成果が表れ、地方都市における中心市街地の空洞化が全国的に問題となる中で、本市の中心市街地は数多くの大型商業店舗が立地し、新規出店も進むなど、高い商業集積と集客力を誇っています。このことから、本市は、中心市街地を都市の中心核として位置付けています。

【高崎市第 5 次総合計画後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度】

■中心市街地に関連する施策の基本方針

商業の振興

県内随一の交通拠点性や商業集積に加え、リーディングプロジェクトや各種イベントの充実により、魅力や集客力を高め、市内各所や都市圏から多様な人々が集まり、多彩な出会いと交流が生まれるにぎわいあふれる「商都高崎」として、多様な都市機能が集積した活力ある中心市街地の形成を目指します。

機能的で潤いある都市空間の創出

国内有数の交通拠点性、豊かな文化性、恵まれた自然環境など、中心市街地や周辺市街地に蓄積された様々な特性や魅力を活かし、本市の持続的な発展を可能にする高崎ならではのまちづくりを進めます。そして、高崎都心部の求心力を高めるため、高崎駅東口に新しい高崎のシンボルとなる都市集客施設の整備を進め、機能的で潤いのある都市空間の創出を図ります。

【高崎市都市計画マスタープラン（平成 17 年～平成 37 年）】

■地域別構想と地区別構想（高崎地域都心地区）

中心商業地

都心地区の中心商業地は、商業・業務地として高度化を図るとともに、都心居住を推進し、賑わいと魅力ある中心市街地の形成を目指します。

高崎駅周辺及び中心市街地では、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを推進し、土地の有効活用を図ります。

高崎駅東口周辺は、コンベンション、ビジネス、ショッピング、居住などの都市機能の充実を図るため、商業・業務地の高度化を誘導し、快適で魅力ある拠点の形成を目指す土地利用を図ります。

防火・準防火地域の指定などにより、地区の不燃化や耐火建築物の誘導を図ります。

[5]第 1 期基本計画の進捗状況と事業効果の検証

(1)進捗状況

本市は、平成 20 年 11 月、「高崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を内閣総理大臣から受け、「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」の基本理念の下、各種事業に取り組んできました。

第 1 期基本計画に掲載した全 73 事業(平成 26 年 1 月時点)のうち、実施中を含め 9 割が進捗しています。

市街地の整備改善では、飛龍の松周辺整備事業、高崎駅西口第四地区優良建築物等整備事業、市道 A631 号線整備事業を除く19 事業が完了若しくは実施中となっています。都市福利施設では、高崎アーバンホテル地下改修事業、商業の活性化では、スズラン新館増床事業が未実施となっているものの、居住環境の整備と一体的推進事業は全てが完了若しくは実施中となっています。

第 1 期基本計画で位置付けた 3 つのリーディングプロジェクトのうち、駅東口拠点開発(大型店・デッキ等)と新図書館・医療保健センターの建設が予定どおり進捗したことで、高崎駅を中心とするイーストコアゾーンでは駅東西が一体的となり、駅一円においては新たな人の流れが生まれました。また、新図書館・医療保健センター周辺のウエストコアゾーンにおいても集客拠点が生み出されたことで、中心市街地における 2 つのコアゾーンの強化が図られました。

このことから、評価指標である小売業年間商品販売額が順調に推移する結果となりましたが、歩行者・自転車通行量と文化施設の利用者数の合計値は目標を下回っていることから、2 つのコアゾーンにおいては「交通結節点である利便性」や「質の高い文化施設が集積する特性を生かす」ことで広域からの集客を高めるとともに、コアゾーン間にある中心商業地の魅力づくりをさらに進めることで、人の流れを波及させる必要があります。

■第 1 期基本計画に掲載している事業の実施状況

項目	完了(A)	実施中(B)	A+B	未実施(C)	合計(A+B+C)
市街地の整備改善	13	6	19	3	22
都市福利施設の整備	4	0	4	1	5
居住環境の整備	4	0	4	0	4
商業活性化	8	28	36	2	38
一体的推進	0	4	4	0	4
合計	29	38	67	6	73

■事業リスト

事業の実施区分	事業区分	事業名
完了	市街地の整備改善事業	高崎駅東口イベント広場整備事業
		人工地盤（高崎駅前ペデストリアンデッキ）整備事業
		お濠周辺修景施設・歩道整備事業
		市道 A631 号線整備事業
		西一条通り整備事業
		高崎駅舎改修整備事業
		東二条線歩道景観整備事業
		高崎駅東口第八地区優良建築物等整備事業
		市道 A636 号線電線共同溝整備事業
		中心市街地活性化広場公園整備事業
		広小路栄町線電線共同溝整備事業（コミュニティ道路整備事業）
		西口線周辺土地区画整理事業
		城址周辺土地区画整理事業
	都市福利施設の整備事業	医療保健センター（仮称）建設事業
		新図書館建設事業
		国立病院機構高崎病院整備推進事業
		（仮称）高崎地域医療支援センター設置事業
	居住環境の整備	医療保健センター（仮称）建設事業（再掲）
		新図書館建設事業（再掲）
		国立病院機構高崎病院整備推進事業（再掲）
		（仮称）高崎地域医療支援センター設置事業（再掲）
	商業活性化の事業	商都フェスティバル
		高度複合都市実現及び新産業インキュベータ構築による商業活性化・都市型知財産業育成のための営み支援・人材育成
		商店街環境施設整備事業
		まちなか魅力発信事業
		特産品開発促進事業
		中心市街地まちづくり活動団体支援事業
		ミュージック高崎ジャパン
		高崎駅東口第八地区優良建築物等整備事業（再掲）
実施中	市街地の整備改善事業	高崎駅周辺（西口）土地区画整理事業
		市道 A572 号線道路改築事業（コミュニティ道路整備事業）
		高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業
		高崎駅観音山線整備事業
		東口第二土地区画整理事業
		高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業
	商業活性化の事業	大規模小売店舗立地法の特例
		商店街活性化支援事業（コミュニティシネマ活動支援事業）
		中心市街地商業活性化支援事業

実施中	商業活性化の事業	ようこそ高崎人情市
		たかさきスプリングフェスティバル
		高崎マーチングフェスティバル
		高崎ストリートライブ
		高崎まつり
		たかさき能
		高崎えびす講市
		高崎映画祭
		たかさき食文化情報発信事業
		高崎商都博覧会
		高崎バル
		商店街活性化（高崎駅西口周辺にぎわい創出支援事業）
		商店街環境施設整備事業
		中心市街地商業者創業支援事業
		中心市街地通行量動向調査事業
		後継者対策事業
		中心市街地活性化対策資金融資事業
		フィルムコミッション事業
		たかさき春まつり
		高崎音楽祭
		群馬交響楽団定期演奏会
		高崎市民美術展覧会
		高崎まちなかオープンカフェ推進事業
		高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業
		高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
	一体的推進事業	高崎駅東口複合交通ターミナル整備事業
		市内循環バス「ぐるりん」市街地循環路線運行事業
		まちなか誘導サイン事業
		市内循環バス「ぐるりん」路線等の見直し
未実施	市街地の整備改善事業	飛龍の松周辺整備事業
		高崎駅西口第四地区優良建築物等整備事業
		市道 A631 号線歩道整備事業
	都市福利施設の整備事業	高崎アーバンホテル地下改修事業
	商業活性化の事業	高崎駅西口第四地区優良建築物等整備事業（再掲）
		スズラン新館増床事業

■第１期基本計画に掲載された事業の実施状況

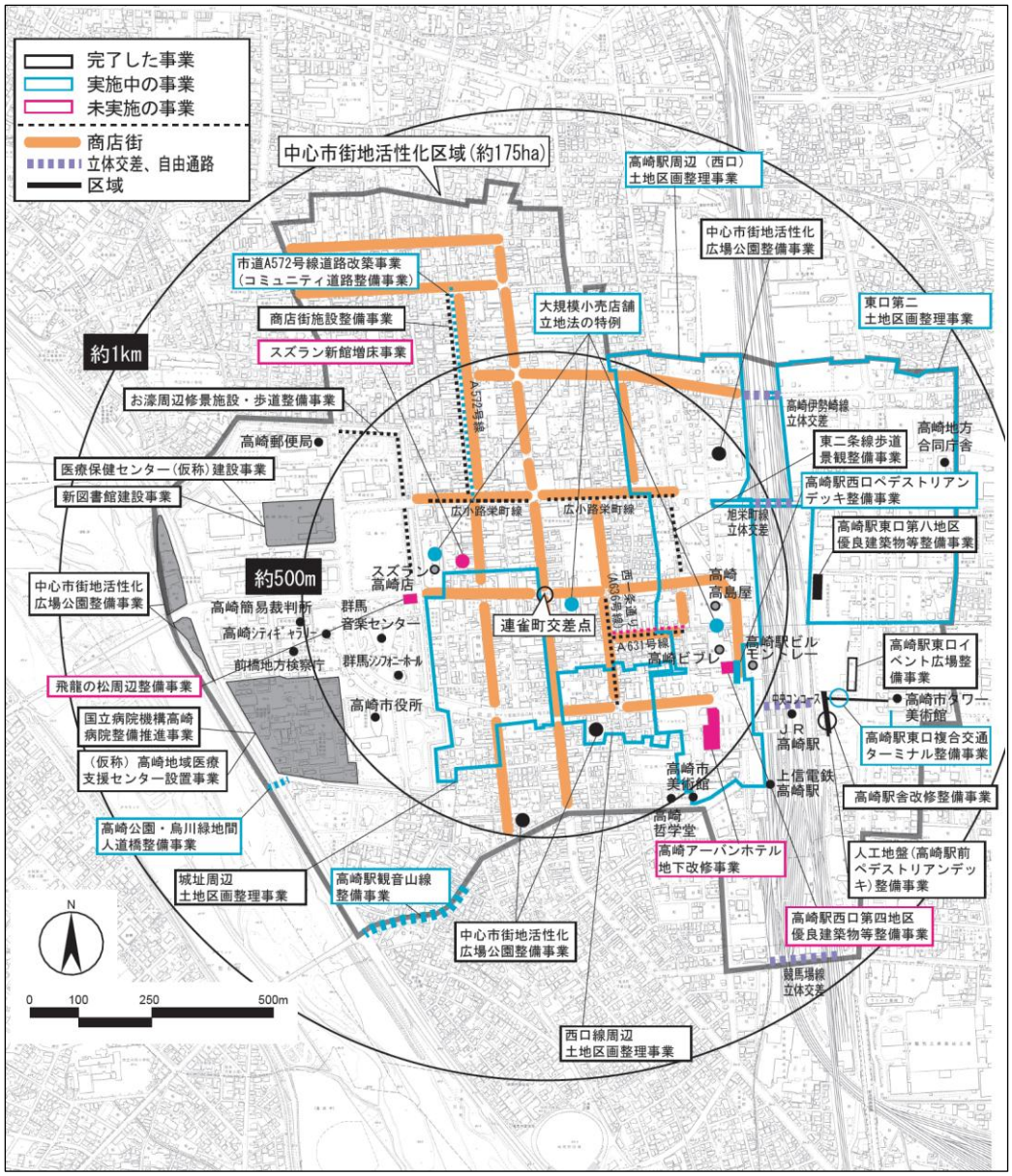

［ソフト事業及び位置を特定できない事業］

・商店街活性化支援事業（コミュニティシネマ活動支援事業） ・商店街活性化（高崎駅西口周辺にぎわい創出支援事業） ・中心市街地商業活性化支援事業 ・ようこそ人情市 ・たかさきスプリングフェスティバル ・高崎マーチングフェスティバル ・高崎ストリートライブ ・高度複合集積都市実現及び新産業インキュベータ構築による商業再活性化・都市型知財産業育成のための営み支援・人材育成 ・商店街環境施設整備事業 ・中心市街地商業者創業支援事業 ・中心市街地通行量動向調査事業 ・まちなか魅力発信事業 ・後継者対策事業 ・特産品開発促進事業 ・中心市街地活性化対策資金融資事業 ・中心市街地まちづくり活動団体支援事業	・フィルムコミッション事業 ・たかさき春まつり ・商都フェスティバル ・高崎まつり ・ミュージック高崎ジャパン ・高崎音楽祭 ・たかさき能 ・高崎えびす講市 ・たかさき食文化情報発信事業 ・高崎商都博覧会 ・高崎バル ・高崎映画祭 ・群馬交響楽団定期演奏会 ・高崎市民美術展覧会 ・市内循環バス「ぐるりん」市街地循環路線運行事業 ・市内循環バス「ぐるりん」路線等の見直し ・まちなか誘導サイン事業 ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 ・高崎まちなかオープンカフェ推進事業 ・高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業

（2）事業効果の検証

第 1 期基本計画では、「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」の基本理念の下、活性化の実現に向けた以下の 3 つの目標像を定め、まちづくりを推進してきました。

【目標像 1】高崎都市圏の地域活性化を牽引する、経済活力に満ちたまち
～“商都・高崎”の再生～

【目標像 2】市民の出会いと交流の舞台となる、賑わいあふれるまち
～広域交流拠点づくり～

【目標像 3】音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち
～文化が薫るまちづくり～

以下に、それぞれの目標像に定めた評価指標から、事業の効果を検証します。

【目標像 1 の評価指標：小売業年間商品販売額】

小売業年間商品販売額は、平成 23 年推計額が 1,172 億円で、計画策定時の当初目標（1,200 億円）に対して順調に推移しています。

これは、大規模小売店舗のヤマダ電機（LABI1 高崎）の立地や、高崎駅東口のイーサイトなどの商業施設の整備による効果が大きな要因になっています。

しかし、リーディングプロジェクトとして位置付けた「スズラン新館増床事業」が景気の低迷を背景に未実施となっていることや、※歩行者・自転車通行量が増加しなかったこと（※次項で説明）が影響し、数値の加算を得ることができませんでした。また、大型店の効果が中心市街地全体に波及されていない限定的な効果という課題も含んでいます。

こうした中、平成 22 年から中心市街地の大型店（スズラン、髙島屋、ビブレ、モントレー、ヤマダ電機（LABI1 高崎））、商店街、JR 東日本などが連携し、「高崎商都博覧会」を毎年開催し、スズランのある城址地区と高崎駅周辺地区の両ゾーンをつなぐ商店街との連携を深めるとともに、大型店 5 店舗の共通商品券が当たる「ぐるりんスタンプ抽選会」をはじめとする共同イベントなど、顧客の回遊が図られる仕掛けを展開しており、中心市街地の大型店等の集客を回遊に誘導しています。

また、高崎商都博覧会と連動するように、中心市街地の 100 店舗近くの飲食店が参加する共同イベント「高崎バル」が定期的に行われるようになり、大型店、商店街等が連携し、回遊による集客、売り上げ向上に向けたソフト的な販売促進活動が活発化してきたところです。

【目標像 2 の評価指標：歩行者・自転車通行量（休日）】

歩行者・自転車通行量（休日）は、最新値（平成 24 年調査）が 14,636 人で、計画策定時の当初目標（27,500 人）を達成することができない見込みとなっています。

これは、中心市街地の回遊性の向上を目的とした「ぐるりん都心循環線」の乗降客数や中央図書館の利用者数が伸びている中、この効果と利用者の目的行動が連動せず、波及効果が得られなかったため、想定よりも伸び悩む結果になったと推測されます。

この背景にあるものをぐるりん都心循環線の利用者行動から分析すると、路線にある 21 停留所のうち、「高崎駅西口（40.3%）」、「スズラン前（8.0%）」、「市役所（7.7%）」、「高崎総合医療センター（15.3%）」、「総合保健センター・中央図書館（5.9%）」の利用率が高く、このことから高崎駅を基点として「目的地以外に立ち寄らない」利用者の行動が分かります。

そのため、平成 25 年度に新たな事業として、高崎コミュニティサイクル（高チャリ）を導入しました。高チャリのサイクルポートとぐるりんの停留所を連携させ、回遊性の向上を図ることで点を線に導こうとしています。

【目標像 3 の評価指標：各種文化施設の利用者数の合計値】

各種文化施設は、平成 24 年利用者数が 612,251 人で、計画策定時の当初目標（704,300 人）を下回ります。計画期間中の平均でも、663,723 人となることから、目標を達成することができない見込みとなっています。

これは、中央図書館の中心市街地移転や、美術館、タワー美術館、高崎シティギャラリーでの企画展が成果を上げた一方で、近隣施設での催事開催が複数行われたことによる影響があったものと推測できます。

また、各種文化施設の利用者が、歩行者・自転車通行量にあまり影響を与えなかったことから、その効果が小売業年間商品販売額と同様に、限定的であったと考えることができます。

そのような中、平成 25 年 11 月には、高崎中心市街地のライブハウスやクラブ、カフェに自由に行き来できる大規模回遊型音楽イベントが音楽関係者等からなる実行委員会で開催されました。既存施設におけるイベントに留まらず、中心市街地内をフィールドにした民間主体の取り組みであり、「音楽のある街・高崎」を盛り上げるとともに、目標像 1 に関連する商業サイドの取り組みとも連携することで、中心市街地の回遊と賑わいの創出に向けての動きが期待されます。

（3）中心市街地の今後の課題

第 1 期基本計画における施策の効果として、高崎駅東口と西口の連携や東西 2 つのコアゾーンと都市軸の形成など、中心市街地活性化の基盤となる新たな骨格構造が形成されたことなどが挙げられます。

しかし、歩行者・自転車通行量の目標達成が厳しいことに象徴されるように、中心市街地の賑わいは未だ十分に回復しておらず、第 2 期基本計画の策定に向けて、以下の課題が残されています。

【課題 1】高崎駅東西のさらなる連携とバランスある開発

高崎駅周辺の開発は、駅中央コンコースの整備を契機として、第 1 期基本計画の期間中に、東口駅前広場、ヤマダ電機（LABI1 高崎）やペデストリアンデッキの整備が行われたことで駅東西の分断要素が解消され、さらなる東口周辺地区の開発条件が整いました。

これを受けて、第 2 期基本計画では、平成 26 年度末に金沢まで延伸する北陸新幹線や平成 25 年度末に供用を開始する関越自動車道高崎玉村スマート IC、さらに上越新幹線などの既存の交通網とも連動して、周辺都市や広域からの集客需要を確実に獲得するために、高崎駅に近接する（徒歩圏にある）東口周辺地区で計画されている集客施設の整備を積極的に推進し、東西バランスのとれた中心市街地の形成を目指す必要があります。

【課題 2】広域交通アクセスの向上を生かした交流人口の誘引

高崎市のような地方都市は、中心市街地の活性化を図る上で、来訪者（交流人口）の増加を図ることが重要な課題であると言えます。

本市の場合、幸いにも、近年中に北陸新幹線の金沢延伸と関越自動車道高崎玉村スマート IC が供用開始になり、既存の交通網にプラスした広域交通アクセスが飛躍的に向上することから、この千載一遇のチャンスを生かして、広域交流人口の誘引を図る施策を積極的に展開する必要があります。

【課題 3】回遊性の向上による中心市街地全体への活性化効果の波及

広域交流人口を誘引するとともに、来訪者がコンパクトに回遊できるまちを形成し、活性化効果を中心市街地全体に波及させることが重要です。

このため、現在運行している市内循環バスぐるりんやコミュニティサイクルのルート、運行回数、台数の改善や、魅力ある中心市街地の情報を発信し、来街者を誘導、回遊させ、交流と賑わいを創出する方策への取り組みも必要とされています。

【課題 4】住環境の向上による、まちなか居住の促進

交流人口と並んで居住人口も、地方都市の中心市街地活性化の活力源として重要な要素であり、第 1 期基本計画に引き続いて、住環境の向上による、まちなか居住の促進を図る必要があります。

これまで、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基盤整備を積極的に行ってきた結果、中心市街地及びその周辺部では、民間のマンション建設による住宅供給が活発化し、本市の中心市街地の人口は増加しています。

しかし、人口減少時代に入る中、まちなか居住の推進を図るには、社会資本の整備などを継続して行い、民間のマンション建設などを誘発する必要があり、さらに、高齢化社会を見据え、若者から高齢者までが一緒になって暮らしやすい環境を整えることで居住の不安を解消するとともに、コミュニケーションが豊富な安全で快適な居住環境づくりが必要です。

【課題 5】商都・高崎の復権に向けた個店・商店街の再生

中心市街地を構成する都市機能の中で、商業は最も重要な要素の一つであり、特に商都・高崎においては、商業活性化は引き続き重要な課題になります。

高崎駅東口のヤマダ電機（LABI1 高崎）は、本社と商業施設、駐車場が一体的に整備され、小売業年間商品販売額の向上に大きな影響を与えましたが、中心市街地全体への効果は限定的で、商店街や個店の衰退が問題となっています。

したがって、商都・高崎の復権に向けて、第 2 期基本計画においては、第 1 期基本計画で取り組んできた様々な集客イベントや商店街の魅力向上事業などに継続して取り組むとともに、個店や商店街の再生に向けたきめ細かな支援が必要です。

【課題 6】個性ある中心市街地の形成に向けた高崎の文化特性の活用

中心市街地は、そのまちの個性やアイデンティティを体現するまちの顔であり、第 1 期基本計画に引き続き、個性ある中心市街地の形成に向けた高崎の文化特性の活用が重要になります。

音楽のある街・高崎の象徴である群馬音楽センターは、群馬交響楽団の本拠地として長年親しまれてきましたが、質の高い音楽を提供し続けるには残響音や舞台の構造など、現状の建物では対応できなくなりました。また、健康増進やスポーツ観戦などの場として建設された中央体育館も老朽化が激しく、本来の機能を果たしているとは言えません。

このような背景から、高崎文化の形成に大きな役割を果たす高崎文化芸術センターや新体育館などの建設を計画しているところであり、早期の整備が必要となっています。

[6]中心市街地活性化の基本方針

(1)中心市街地活性化の戦略方針

高崎市の中心市街地は、将来的には本市ばかりでなく、広域圏を対象とした拠点的な中心市街地として、群馬県全体の地域活性化を牽引します。

その実現に向けて、以下に示す長期的な視野に立った戦略方針の下、これまで進めてきた第 1 期基本計画を基礎として、第 2 期基本計画へステップアップします。

■第１期基本計画の施策成果を生かし、高崎市中心市街地の次のステージへの飛躍を目指す

第 1 期基本計画における施策・事業の最大の成果として、高崎駅東西の一体化や東西 2 つのコアゾーンと都市軸の形成など、中心市街地活性化の基盤となる新たな骨格構造が形成されたことが挙げられます。この成果を生かして、第 2 期基本計画では、活性化の第 2 章として、地方都市における中心市街地活性化の根本的課題である来訪者(交流人口＋居住人口)の増加を図りつつ、その活力を中心市街地全体へ波及させることにより、群馬県全体の地域活性化にも貢献する、高崎市中心市街地の次のステージへの飛躍を目指します。

■広域交通アクセスの向上と連動して、広域圏から交流人口を呼び込む都市装置として、高崎駅徒歩圏に３つの集客施設を整備する

北陸新幹線の金沢延伸や関越自動車道高崎玉村スマート IC の供用開始が間近に迫っており、上越新幹線を含む既存の交通網にプラスした高崎駅周辺の広域交通アクセスは飛躍的に向上することが見込まれます。

これに連動した中心市街地活性化の仕掛けとして、広域圏から交流人口を呼び込む都市装置である「都市集客施設(※参考 1)」、「新体育館(※参考 2)」、「群馬県コンベンション施設(※参考 2)」の 3 つの集客施設を、郊外ではなく戦略的に高崎駅徒歩圏に整備します。

■中心市街地活性化協議会のマネジメントにより、高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者を中心市街地全体へ誘引する多様な施策＜おもてなし事業＞を展開する

高崎駅に近接する(徒歩圏にある)東口周辺地区で計画されている集客施設の整備を積極的に推進し、東西バランスのとれた中心市街地の活性化を推進します。この整備により誘引した活性化要素を中心市街地全体に波及させるため、おもてなし事業(※補足参照)をコアとなる事業とし、まちなかの魅力や回遊性を高めつつ、各種の情報発信、連携事業の実施など、多様な施策を積極的に実施します。

これら地域ぐるみの多様な施策を、一体となって効率的・効果的に企画・運営するために、中心市街地活性化協議会によるマネジメント機能を強化します。

【補足】おもてなし事業

・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携

・商店街やまちなかの情報発信による誘引

・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト

・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引

・ぐるりんと商店街の連携事業

・大型店と商店街の連携事業

■高崎市の更なる都市発展を牽引する中心市街地の形成を図るとともに、広域圏を対象とした拠点的な中心市街地を形成し、群馬県全体の地域活性化を牽引する

以上のような戦略的な取り組みにより、中心市街地を次のステージへ発展させるため、広域交流人口の誘引をテコに、本市の更なる都市発展を牽引する中心市街地の形成を図ります。

さらに、本市は群馬県の玄関口に位置する中心的な都市であることから、本市ばかりでなく、広域圏を対象とした拠点的な中心市街地とすることにより、群馬県全体の地域活性化を牽引します。

参考 1 都市集客施設

都市集客施設は、上信越・北関東で最も優れた創造・鑑賞・発信機能を持ち、音楽を中心とした施設（多目的ホール等）を東エリアに整備する「高崎文化芸術センター整備事業」と、大きな集客力を持ち、伊勢崎・両毛地域・埼玉県北・新潟県南・長野東信を睨んだ広域的な質感の高い商業・オフィス施設を西エリアに整備する「高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業」等から構成されています。

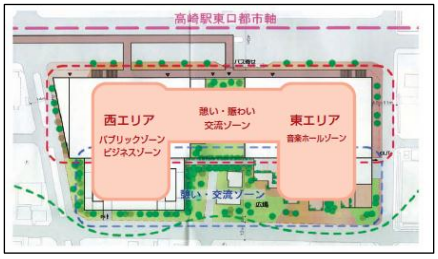

■都市集客施設の配置イメージ

参考 2 新体育館と群馬県コンベンション施設

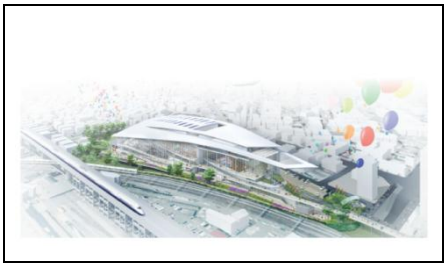

■新体育館のイメージ

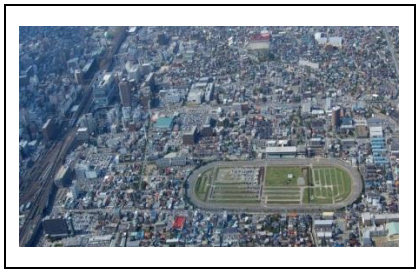

■群馬県コンベンション施設が整備される旧高崎競馬場

■中心市街地活性化の戦略方針

■第1期基本計画の施策の成果を生かして、高崎市中心市街地の次のステージへの飛躍を目指す

- 第1期基本計画の最大の成果として、高崎駅中央コンコースの整備による東西口の連携や東西2つのコアゾーンと都市軸の形成など、中心市街地活性化の基盤となる新たな骨格構造が形成された。
- この成果を生かして、第2期基本計画では、来訪者（交流人口＋居住人口）の増加と中心市街地全体への活力の波及を図ることにより、群馬県全体の地域活性化にも貢献する、高崎市中心市街地の次のステージへの飛躍を目指す。

■近年中に、高崎駅周辺の広域交通アクセスは飛躍的に向上する

- 北陸新幹線の金沢延伸（平成26年度）
- 関越自動車道高崎玉村スマートICの供用開始（平成25年度）

■広域圏から交流人口を呼び込む都市装置として、高崎駅徒歩圏に3つの集客施設を整備する

- 都市集客施設の整備（高崎文化芸術センター整備事業、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業）（平成26～29年度）
- 新体育館整備事業（平成26～27年度）
- 群馬県コンベンション施設整備事業（平成27～29年度）

■高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者を中心市街地全体へ誘引する多様な施策＜おもてなし事業＞を展開する

○おもてなし事業
（音楽関連イベントと商店街の販売促進連携、商店街やまちなかの情報発信による誘引、ぐるりんと商店街の連携事業、大型店と商店街の連携事業　など）

＋

まちなかの回遊性を高める

○高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業
○おもてなし事業
（ぐるりんと商店街の連携事業、大型店と商店街の連携事業　など）

まちなかの魅力を高める

○高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
○個店研修事業
○高崎まちなかオープンカフェ推進事業　など

■中心市街地活性化協議会によるマネジメント

■広域圏からの来訪者（交流人口）の増加を中心市街地活性化に効果的に繋げ、高崎市のさらなる都市発展を牽引する中心市街地を形成する

■広域圏を対象とした拠点的な中心市街地を形成することにより、群馬県全体の地域活性化を牽引する

■中心市街地活性化の戦略方針図

広域圏からの来訪者（交流人口）を中心市街地へ誘引する

高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者を中心市街地全体へ誘引する

○おもてなし事業

（音楽関連イベントと商店街の販売促進連携、商店街やまちなかの情報発信による誘引、ぐるりんと商店街の連携事業、大型店と商店街の連携事業　など）

まちなかの回遊性を高める

○高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業

○おもてなし事業

（ぐるりんと商店街の連携事業、大型店と商店街の連携事業　など）

まちなかの魅力を高める

○高崎市まちなか商店リニューアル助成事業

○個店研修事業

○高崎まちなかオープンカフェ推進事業　など

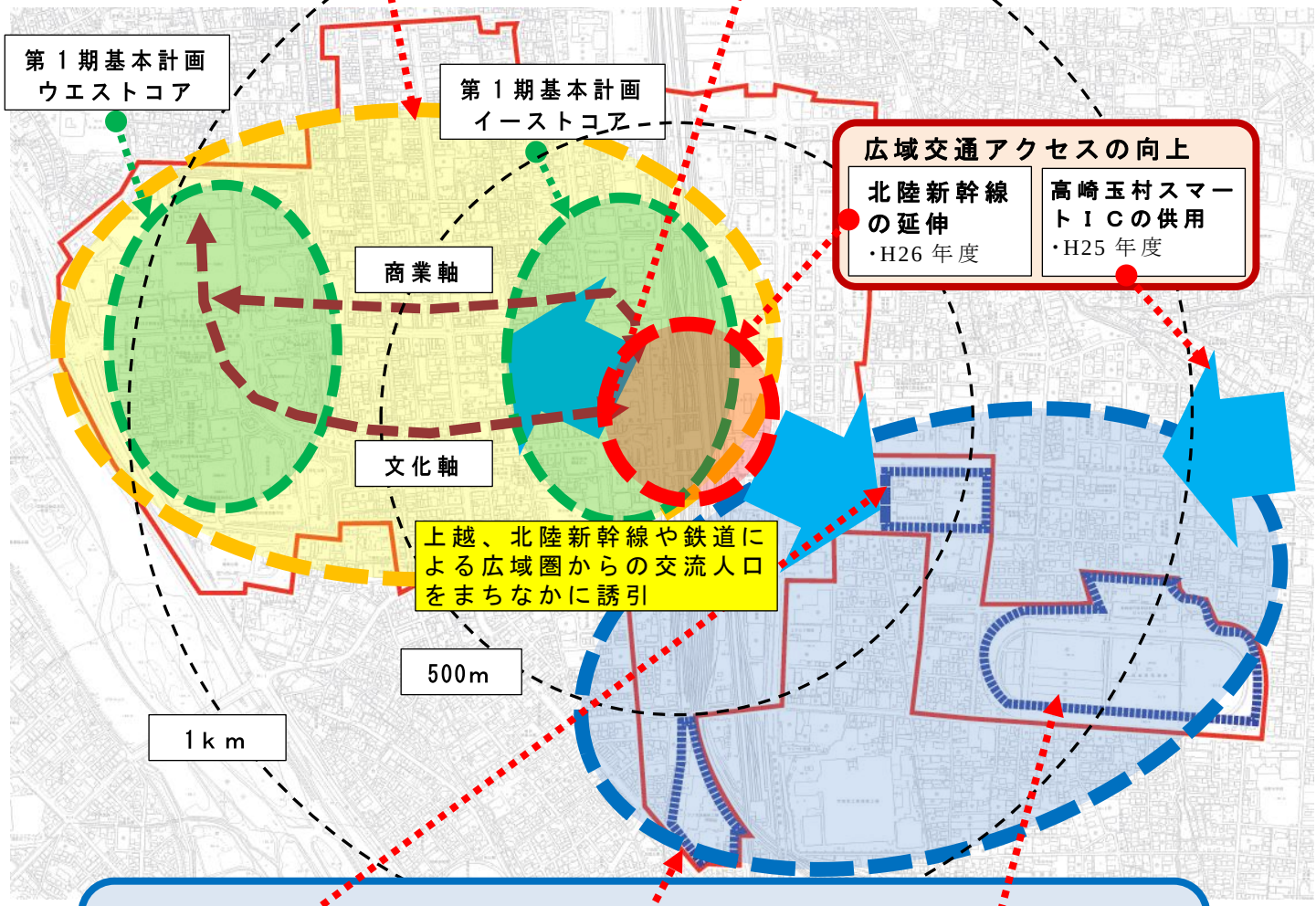

広域交通アクセスの向上

北陸新幹線の延伸
・H26 年度

高崎玉村スマートＩＣの供用
・H25 年度

高崎駅東口等に整備される３つの集客施設

都市集客施設（高崎文化芸術センター整備事業、高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業）
・多目的ホール等、商業・オフィス機能等
・H26～29 年度

新体育館
・メイン・サブアリーナ、柔剣道場、ウエイトリフティング場、会議室等
・H26～27 年度

群馬県コンベンション施設
・大規模展示場、メインホール、国際会議に対応する会議室等
・H27～29 年度

（2）中心市街地活性化の基本方針

【方針１】中心市街地活性化の活力源となる、広域圏からの交流人口の積極的誘引

公共交通アクセスの向上（北陸新幹線の金沢延伸、関越自動車道高崎玉村スマート IC の供用開始）と連動して、広域圏から交流人口を呼び込む都市装置として、高崎駅徒歩圏に３つの集客施設（都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設）を整備します。

これにより飛躍的に増加することが期待される広域圏からの交流人口を積極的に誘引し、中心市街地活性化の活力源として最大限有効に活用します。

【方針２】交流人口の回遊促進による、中心市街地全体への活性化効果の波及

高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者（交流人口）を西口の商店街など、中心市街地全体へ誘引するために、まちなかの魅力や回遊性を高めつつ、各種の情報発信、連携事業の実施などの施策を展開し、高崎市の更なる都市発展を牽引する中心市街地の形成を目指します。

【方針３】高崎の文化特性を生かした、まちなかの魅力向上

まちなかの魅力向上を図るために、高崎の文化特性を生かした取り組みを第 1 期基本計画から継続するとともに、質の高い音楽や文化を提供し、また、まちなかでゆとりの時間を過ごすオープンカフェを整備するなど、高崎の文化特性と中心市街地の活性化を融合させ、品格あるまちの形成を図ります。

【方針４】高崎駅の東西が連携した、相乗効果を発揮する中心市街地構造の形成

第 2 期基本計画では、中心市街地の区域を、集客施設が整備される高崎駅東口等に拡大し、高崎駅周辺の「センターゾーン」を中心に、「イーストゾーン」、「サウスゾーン」、「ウエストゾーン」の 4 核構造とし、これらを 4 本の都市軸で連携する新たな中心市街地の都市構造の形成を目指します。

■中心市街地の都市構造図

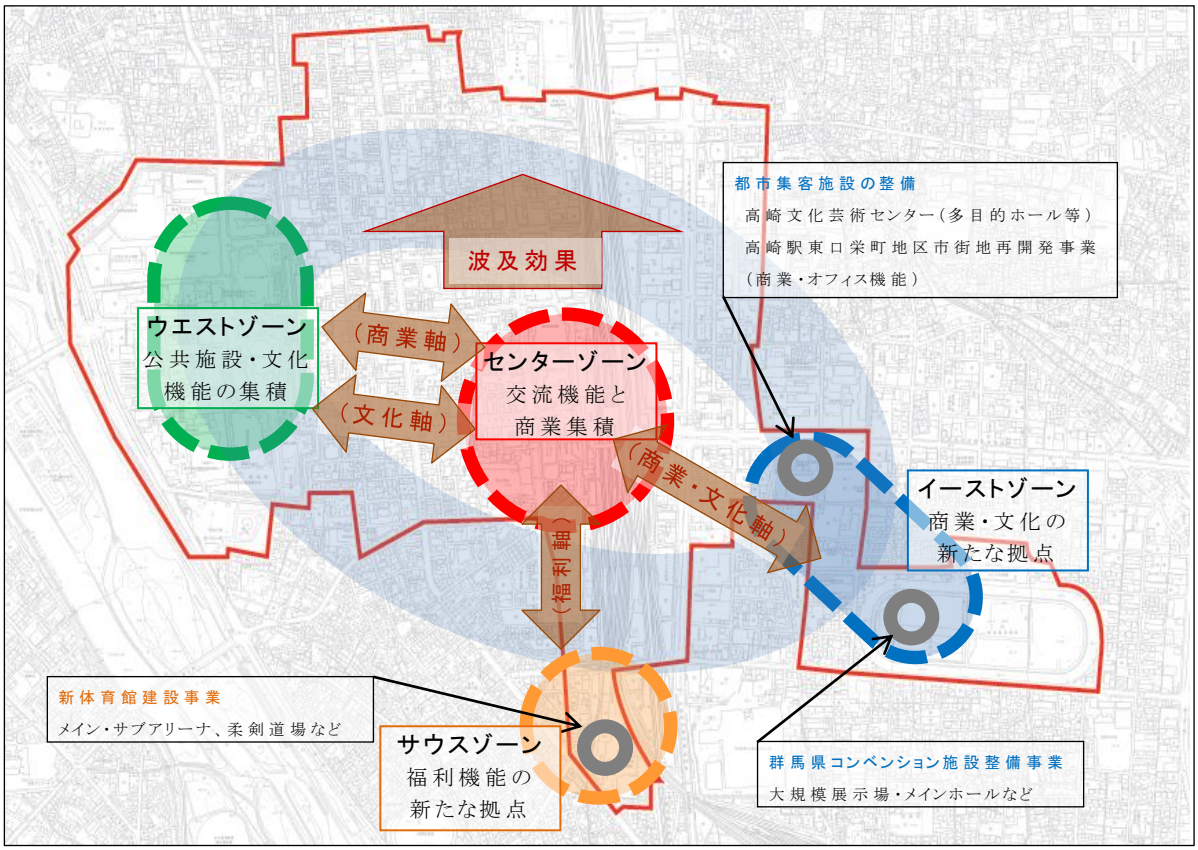

2　中心市街地の位置及び区域

[1]位置

本市は面積約 460k㎡、人口約 37.5 万人を擁する県内一の都市です。広域交通ターミナルである高崎駅を擁し、また商業等の各種都市機能の県内最大の集積地である中心市街地は、本市および周辺市町の都市発展に果たす役割を担っており、将来にわたって高崎市全体の中心市街地として位置付けるものとします。

■高崎市中心市街地の位置

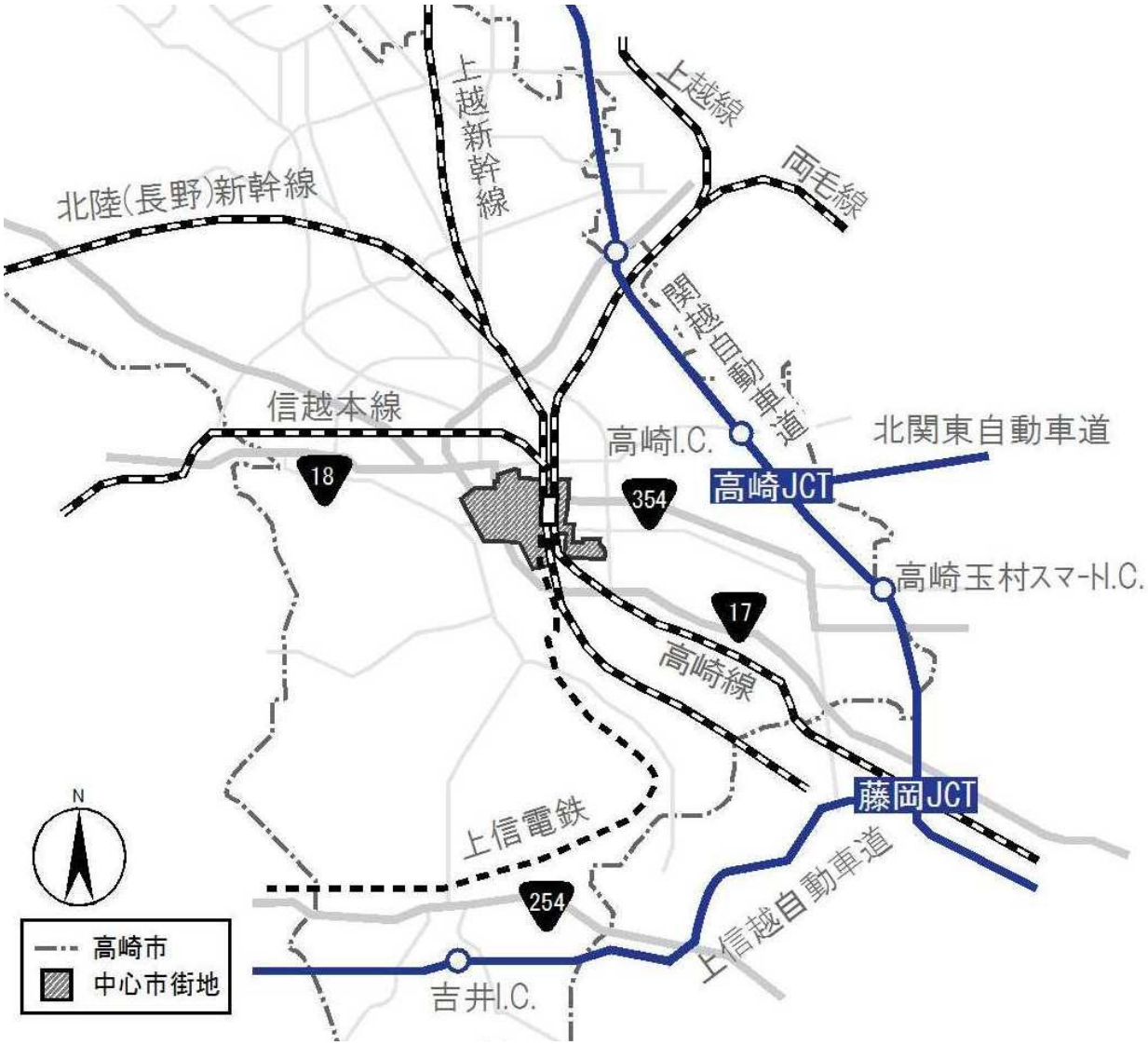

［2］区域

中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。

高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる都市発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。

第 2 期基本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第 2 期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第 1 期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第 1 期基本計画と変わらず、約 175ha とします。

■中心市街地と事業の位置

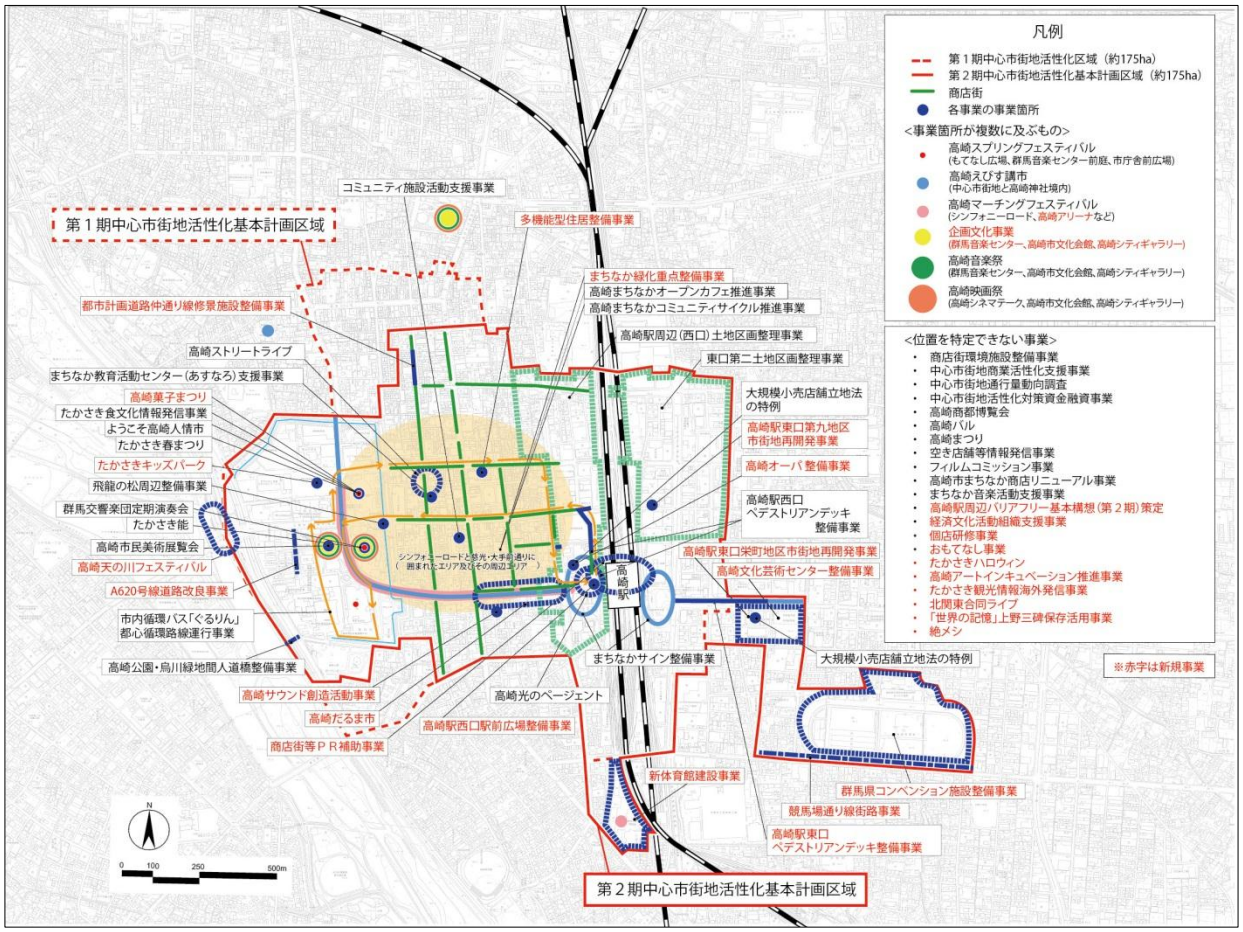

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町４丁目、下和田町５丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

[3]中心市街地要件に適合していることの説明

<table>
<tr><th>要件</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>第 1 号要件
当該市街地に、相当数の小売商業が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心として役割を果たしている市街地であること</td><td>

本市域面積（45,941ha）に占める中心市街地面積（175ha）の割合は 0.38%となります。

この限られたエリアの中に、本市の中心として、また、群馬の玄関口として栄える県内随一の商業集積地があるとともに、各種公共施設が集積しており、都市の中心的な役割を果たしています。

本市に占める中心市街地の商業機能の割合は、店舗数で 18.9%、従業者数で 20.1%、小売業年間商品販売額で 24.3%、売場面積で 20.4%と、いずれも高いシェアを占めています。

■中心市街地における商業機能の対全市シェア

平成 24 年	中心市街地	高崎市	割合
卸売業・小売業店舗数（店）	864	4,549	18.9%
卸売業・小売業従業者数（人）	7,688	38,116	20.1%

資料：経済センサス

平成 19 年	中心市街地	高崎市	割合
小売業年間商品販売額（百万円）	103,900	426,834	24.3%
売場面積（㎡）	101,448	495,050	20.4%

資料：商業統計調査

本市の中心市街地は、県内をリードする商業の中心で、市内外を問わず広い商圏を有しています。

買回り品（婦人もの洋服）や中間品（肌着、靴下など）の購買傾向を「買い物行動と意識に関する調査（平成 20 年 3 月）」から見てみると、買回り品、中間品ともに安中市（買回り品 55.0%、中間品 33.0%）、藤岡市（買回り品 49.2%、中間品 32.1%）、沼田市（買回り品 45.0%、中間品 31.6%）、富岡市（買回り品 43.6%、中間品 29.3%）などが高い吸引率を示しています。（P17 図参照）

また、業務機能も事業所数で 16.1%、従業者数で 19.3%と、商業機能と同様に高いシェアを占めています。

</td></tr>
</table>

■中心市街地における業務機能の対全市シェア

平成 24 年	中心市街地	高崎市	割合
事業所数（所）	2,734	16,985	16.1%
従業者数（人）	32,243	166,871	19.3%

資料：経済センサス

さらに、中心市街地には、市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、総合保健センター、美術館、タワー美術館、中央図書館、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局（支局）、裁判所（支部）など、主要な公共施設が立地しています。

<table>
<tr><th>要件</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>第 2 号要件
当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</td><td>

当地区は、全国の地方都市と同様に、郊外幹線道路沿いにロードサイド型の大型店が立地したことにより、相対的に活力が低下していると言われています。

中心市街地の商業機能は、平成 21 年と平成 24 年を比較すると、店舗数が 7.4%減、従業者数が 12.4%減となっています。

■中心市街地における商業機能の推移

<table>
<tr><th></th><th>平成 19 年</th><th>平成 21 年</th><th>平成 24 年</th></tr>
<tr><td>卸売業・小売業店舗数（店）</td><td>886</td><td>934</td><td>864</td></tr>
<tr><td>卸売業・小売業従業者数（人）</td><td>5,644</td><td>8,783</td><td>7,688</td></tr>
</table>

資料：H19 商業統計調査、H21・24 経済センサス

小売業年間商品販売額は、高崎駅東口に整備された大型店の効果により平成 19 年以降増加に転じましたが、平成 23 年には微減していることから限定的な効果とも捉えられます。今後、活性化の施策を講じなければ、販売額のさらなる減少が進む可能性があります。

■中心市街地における小売業年間商品販売額の推移

<table>
<tr><th></th><th>平成 9 年</th><th>平成 14 年</th><th>平成 16 年</th><th>平成 19 年</th></tr>
<tr><td>小売業年間商品販売額（百万円）</td><td>121,600</td><td>105,600</td><td>101,300</td><td>103,900</td></tr>
</table>

資料：商業統計調査

<table>
<tr><th></th><th>平成 21 年</th><th>平成 23 年</th></tr>
<tr><td>小売業年間商品販売額（百万円）</td><td>118,081</td><td>117,223</td></tr>
</table>

資料：高崎市産業政策課推計

都心循環線ぐるりんの乗客数は伸びていますが歩行者・自転車通行量は減少しています。これは、目的を達成すると他の施設に立ち寄らないという来訪者行動が顕著に表れ、通行量や消費行動に大きなマイナス要因をもたらしています。

</td></tr>
</table>

■中心市街地における歩行者・自転車通行量（休日）の推移

	平成20年	平成22年	平成24年
通行量（人） （8地点）	20,995	16,410	14,636

資料：高崎市中心市街地通行量動向調査

■ぐるりん都心循環線の推移

	平成22年	平成23年	平成24年
乗客数（人）	14,711	38,636	49,017

資料：高崎市地域交通課

地価も下落傾向にあります。また、北陸新幹線の金沢延伸が迫る中、通過本数の増加を止めるよう、新たな施策の展開が望まれています。

■中心市街地における地価公示価格の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
商業地 （円/㎡） （全市平均）	136,100	131,700	125,500	118,500	112,100
住宅地 （円/㎡） （全市平均）	64,800	64,700	62,000	59,600	57,500

<table>
<tr><th>要件</th><th>説明</th></tr>
<tr><td>第 3 号要件
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</td><td>本市は平成 18 年から平成 21 年にかけ市町村合併を行い、市域面積約 460 km^2、人口約 37.5 万人を擁する県内一の都市で、平成 23 年 4 月には中核市に移行しています。
当地区は、本市商業や交通の要衝として発展した歴史をがあり、現在でも県内随一の交通ターミナルであることから、市内外を問わず広い商圏を有しています。
特に周辺市町村からの吸引率が高く、近年では、高速交通網を活用し、近県から買い物目的の来訪者も増加しています。
このことから、本市中心市街地の活力向上は、広く周辺地域の発展に貢献することが期待されます。
また、高崎市第 5 次総合計画において、「商業の振興」、「機能的で潤いのある都市空間の創出を図る」ことが位置付けられています。
■上位計画における中心市街地の位置付け
<table>
<tr><th>計画名</th><th>中心市街地の位置付け</th></tr>
<tr><td>第 5 次総合計画</td><td>【基本構想】まちづくりの基本戦略
高崎駅は、鉄道の一大結節点であるとともに、1 日に 6 万人もの乗降客を数える群馬県最大の集客施設でもあります。そして、高崎駅周辺の都心部には、内外から人々が集まる商業集積・文化・情報などの集積があり、本市全体の発展を牽引していく大きな役割が期待されます。
このような本市の強みを最大限に生かし、さらなる都市機能の集積を図っていくことにより、多くの人々が集まり新しい都市文化や経済活動を生み出すような、にぎわいと躍動感あふれるまちづくりを推進します。
【後期基本計画】中心市街地に関連する施策の基本方針
「商業の振興」
県内随一の交通拠点性や商業集積に加え、リーディングプロジェクトや各種イベントの充実により、魅力や集客力を高め、市内各所や都市圏から多様な人々が集まり、多彩な出会いと交流が生まれる賑わいあふれる「商都高崎」として、多様な都市機能が集積した活力ある中心市街地の形成を目指します。
「機能的で潤いある都市空間の創出」
国内有数の交通拠点性、豊かな文化性、恵まれた自然環境など、中心市街地や周辺市街地に蓄積された様々な特性や魅力を活かし、本市の持続的な発展を可能にする高崎ならではのまちづくりを進めます。そして、高崎都心部の求心力を高めるため、高崎駅東口に新しい高崎のシンボルとなる都市集客施設の整備を進め、機能的で潤いのある都市空間の創出を図ります。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

3 中心市街地活性化の目標

[1]中心市街地活性化の基本理念・目標

第2期基本計画では、第1期基本計画の基本理念を引き継ぎ、まちづくりの継続性を確保します。さらに、広域圏からの来訪者（交流人口）の増加を中心市街地の活性化に効果的に繋げ、高崎市のさらなる都市発展を牽引する中心市街地を形成します。

基本理念
高崎の活力と新しい文化を創造・発信する
“賑わい・交流・文化都心”

目標像1 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち
～ 拠点・回遊性の向上 ～

公共交通や公共施設をはじめとする生活機能の利便性の高さを生かした魅力向上を促進する活性化の施策に取り組みます。賑わいや活力あるまちづくりを行うことで、まちを訪れる誰もが歩いてみたい、訪れてみたい、住んでみたい中心市街地の形成を目指します。

目標像2 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち
～ 活気あふれるまちの構築 ～

高い交通拠点性や県内随一の商業集積に加え、広域圏を対象とした拠点である「都市集客施設」、「群馬県コンベンション施設」、「新体育館」が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させ、経済活力の向上を図るとともに、個店や商店街の魅力向上や市民主体のイベント等を促進し、賑わいあふれる中心市街地の形成を目指します。

目標像3 音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち
～ 文化を育て、羽ばたかせるまち ～

本市の特長である音楽や映画、その他様々なジャンルの文化イベントを育て、愛する市民力を結集し、一体感のある発信を促進します。さらに、文化を楽しむ目的で集まった人をもてなし、文化と活性化が融合した中心市街地の形成を目指します。

■中心市街地活性化の目標設定に至る流れ

【中心市街地の今後の課題】

【課題 1】 高崎駅東西のさらなる連携とバランスある開発
【課題 2】 広域交通アクセスの向上を生かした交流人口の誘引
【課題 3】 回遊性の向上による中心市街地全体への活性化効果の波及
【課題 4】 住環境の向上による、まちなか居住の促進
【課題 5】 商都・高崎の復権に向けた個店・商店街の再生
【課題 6】 個性ある中心市街地の形成に向けた高崎の文化特性の活用

【特性】

特性 1　人口減少時代の中、人口が増加傾向にあるのは地方都市では稀有であり、定住人口の促進や都市集客施設等の整備による交流人口の増加は、中心市街地の賑わいや回遊性向上の重要な要素である。

特性 2　県下最大の商業集積を誇る中心市街地の賑わいは、様々な施策の実行により回復傾向にある。しかし、中心市街地全体での回復までには至っておらず、商都高崎の中心市街地の復活は、活力あるまちづくりに重要な要素である。

特性 3　事業が進んでいる都市集客施設には、音楽のある街・高崎にふさわしい高崎文化芸術センターが整備される。また、新体育館や群馬県コンベンション施設の整備も進行しており、これら施設が中心市街地に与える効果を最大限生かす必要がある。

【中心市街地活性化の戦略方針】

●第 1 期基本計画の施策成果を生かし、高崎市中心市街地の次のステージへの飛躍を目指す
●広域交通アクセスの向上と連動して、広域圏から交流人口を呼び込む都市装置として、高崎駅徒歩圏に 3 つの集客施設を整備する
●中心市街地活性化協議会のマネジメントにより、高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者を中心市街地全体へ誘引する多様な施策＜おもてなし事業＞を展開する
●高崎市の更なる都市発展を牽引する中心市街地の形成を図るとともに、広域圏を対象とした拠点的な中心市街地を形成し、群馬県全体の地域活性化を牽引する

【基本理念】

基本理念
高崎の活力と新しい文化を創造・発信する
“ 賑わい・交流・文化都心”

【基本方針】

方針 1
中心市街地活性化の活力源となる、広域圏からの交流人口の積極的誘引

方針 2
交流人口の回遊促進による、中心市街地全体への活性化効果の波及

方針 3
高崎の文化特性を生かした、まちなかの魅力向上

方針 4
高崎駅の東西が連携した、相乗効果を発揮する中心市街地構造の形成

【目標】

目標像 1
市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち
～拠点・回遊性の向上～

目標像 2
高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち
～活気あふれるまちの構築～

目標像 3
音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち
～文化を育て、羽ばたかせるまち～

[2]評価指標と数値目標の設定

都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設の拠点整備は、中心市街地全体の活性化に大きく寄与することが期待されています。また、これらの事業とオープンカフェやコミュニティサイクルなどが連携することでさらに大きな効果を生み出し、既存イベントの強化と相乗すると、これまでにない波及効果が得られます。これらを踏まえて、次のとおり評価指標を設定し、実現のための事業との関連性を示します。

■活性化事業の効果による目標像の実現

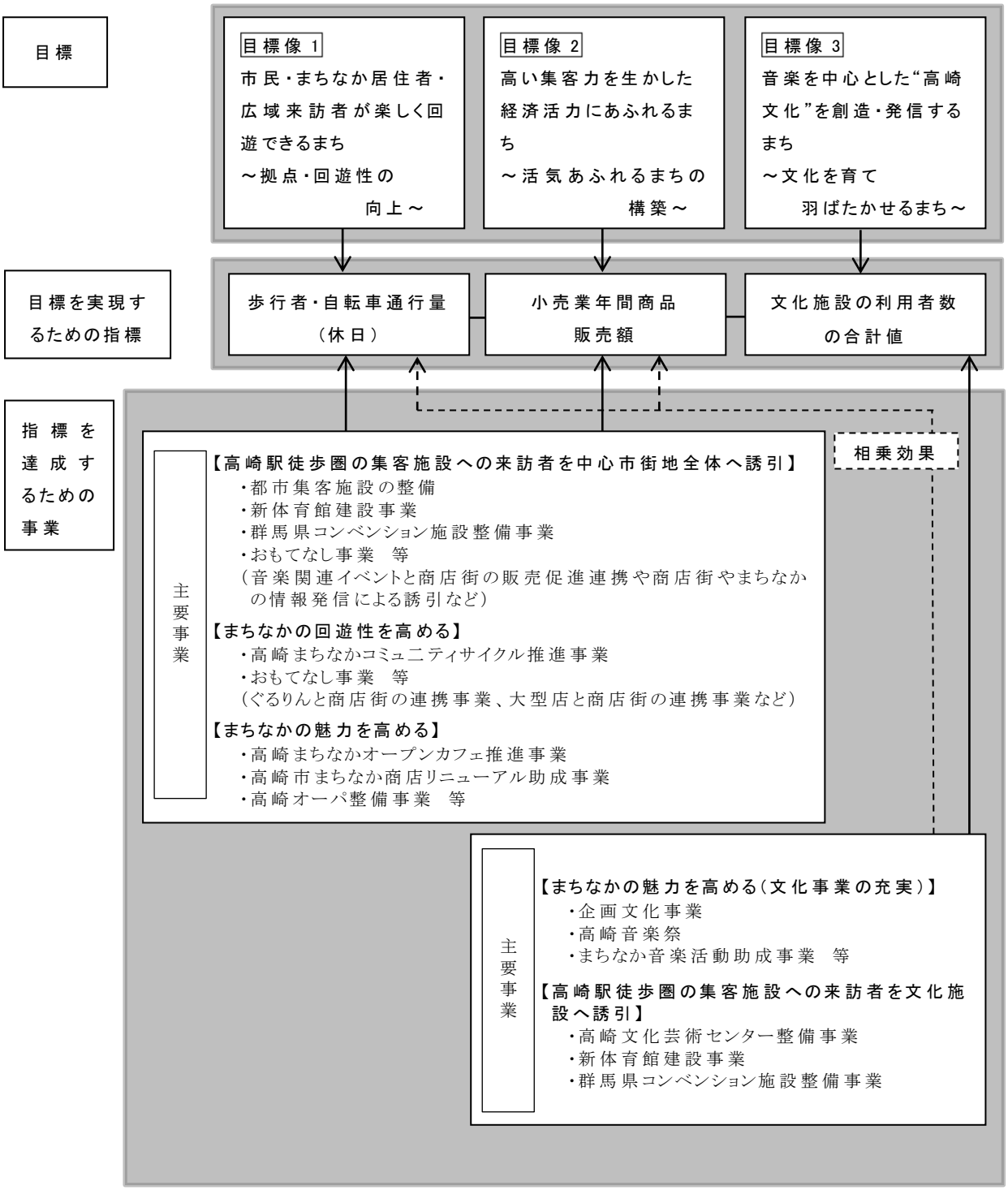

(1)「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地の公共施設や公共交通、商業施設の充実は、住みやすさに繋がる大きな魅力です。第 1 期基本計画では、中心市街地への集客力を高めることと、高崎駅東口拠点開発による大型店・ペデストリアンデッキの整備により、高崎駅においては東西が一体化した環境が整い、新図書館・医療保健センターの整備により駅西口の集客力も高まりました。しかしながら、集客力が来街行動に繋がらなかったことも検証されました。

第 2 期基本計画では、回遊のポテンシャルをさらに上げるために、高崎駅徒歩圏に広域から人を呼び込むことが可能となる集客施設を複数整備するとともに、東西地域が一体となったまちなかの魅力づくりを進めます。

したがって、これらの回遊性を高める事業の効果を表す指標として「歩行者・自転車通行量(休日)」を用います。

なお、指標を測る上で行う通行量調査は、駅西口の動向をより詳細に観測するとともに駅東口との連動を検証するため、調査地点を増やし 14 箇所とします。

また、賑わいを評価することから、休日の調査を行うこととします。

【数値目標の設定】

歩行者・自転車通行量(休日)の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値(トレンド推計)96,041 人に、施策実施による効果量(12,520 人)を加算して 108,561 人(≒108,500 人)と設定します。

【基準値:平成 24 年度】
101,411人

→

【目標値:平成 31 年度】
108,500人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① トレンド推計(平成 30 年度)	96,041 人
② まちなかの魅力を高める事業による効果	1,550 人
③ まちなかの回遊性を高める事業による効果	910 人
④ 高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果	1,730 人
⑤ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業(商業・オフィス機能)による効果	4,450 人
⑥ 高崎オーパの整備による効果	3,880 人
数値目標(①+②+③+④+⑤+⑥)	108,561 人≒108,500 人

① トレンド推計

平成 20 年度から平成 24 年度までの歩行者・自転車通行量（休日）の結果（調査地点②ホテルサンコー前を除く）をもとに、トレンド推計を行うと、平成 30 年には 94,781 人と推計されます。

この推計値に、平成 24 年度新たに追加した調査地点②ホテルサンコー前の 1,260 人を加えた 96,041 人を、平成 30 年度のトレンド推計値とします。

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（ホテルサンコー前を除く）

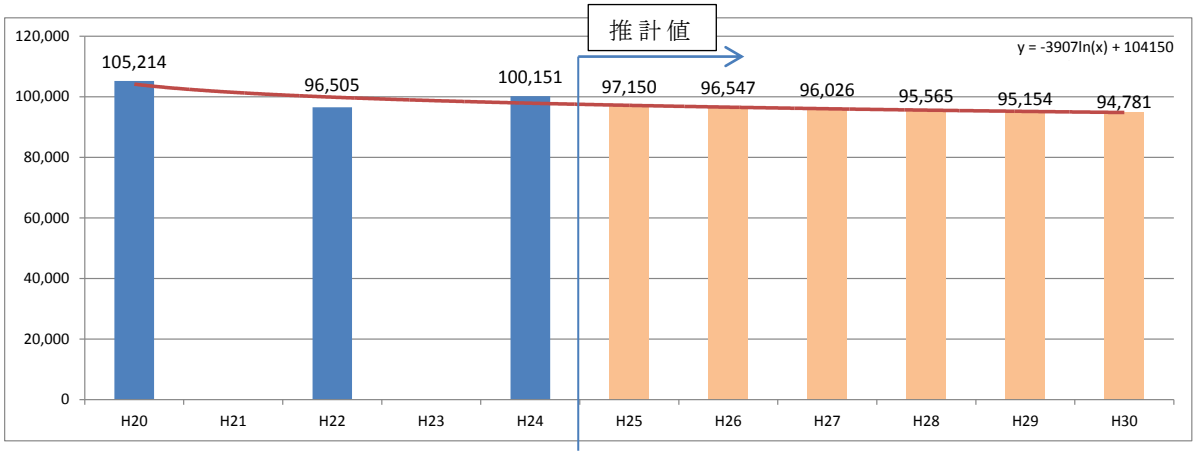

■歩行者・自転車通行量（休日）の推移（表）

調査ポイント		実績値		
		H20 年	H22 年	H24 年
①	イーストタワー東側	1,009	800	1,070
②	ホテルサンコー前	－	－	1,260
③	駅東側コンコース	33,372	30,724	35,514
④	駅西側コンコース	34,436	31,618	34,886
⑤	ファミリーマート駅西口前	5,740	5,282	5,068
⑥	日本通運跡地前	9,244	10,348	8,930
⑦	駅ビル北側入り口前	2,168	2,308	2,457
⑧	髙島屋東入り口前	4,999	5,097	3,728
⑨	プラザホテル南側前	2,100	2,018	1,562
⑩	安国寺入り口前	3,022	2,604	1,672
⑪	チサ前	1,006	668	600
⑫	乾小児科内科医院前（スズラン前）	4,504	2,420	2,538
⑬	H.I.S 前	2,126	1,440	1,234
⑭	高崎シンフォニーP 前	1,488	1,178	892
合計（②ホテルサンコー前を含まない）		105,214	96,505	101,411

※網掛けは、第 1 期基本計画から増やした 6 調査地点

■歩行者・自転車通行量（休日）の調査地点

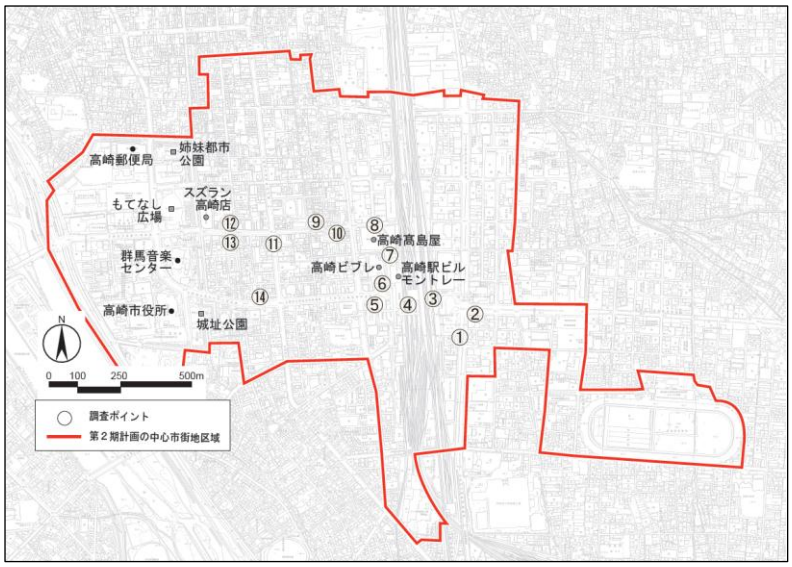

② まちなかの魅力を高める事業による効果

中心市街地全体に誘引を図るために、商店街における商店の魅力アップを図るとともに、オープンカフェの設置推進により、まちなかで寛げる環境づくりを図ります。

これらの施策展開により、約 1,550 人の歩行者・自転車通行量（休日）の増加を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るために、来訪者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。そのため、個店研修事業と高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を展開することにより、約 1,480 人の集客効果を見込みます。

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業

・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】

①平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人

②平成 19 年度の市民アンケート調査から、中心市街地への来街目的において「買い物」とした割合は 59.6％

③第 2 期基本計画において個店研修事業を受講する店舗の割合は約 17％（579 店舗中 100 店舗）

（※第 2 期基本計画の中心市街地区域には、20 商店街、579 店舗の加盟がある（平成 24 年 9 月現在）。

④（株）全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4％という効果が現れている。

【効果】

・P78 の個店研修事業による売上効果において、個店研修事業受講の店舗売上高は、対前年度比で平均 114.4％にアップしたことから、個店研修事業を受けた店舗において、来店数も同等にアップすると仮定する。

・平成 24 年度の歩行者・自転車通行量（休日）101,411 人×来街目的が買い物である割合 59.6％×個店研修の事業を受講した店舗の割合 17％×個店研修事業受講による平均売上アップ率（＝来店数の増加割合）14.4％＝1,480 人

よって、個店研修事業による集客効果は、1,480 人と推計される。

※上記の店舗利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

●高崎市まちなか商店リニューアル助成事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2）高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、まちなかにオープンカフェを普及させる、高崎まちなかオープンカフェ推進事業を推進します。

当該事業の推進により、約 70 人の集客効果を見込みます。

■高崎まちなかオープンカフェ推進事業による効果

【基本データ】

①休平日通行量と休平日の通行量の割合（平成 24 年度通行量調査より）

	通行量（人/日）	休平日通行量の割合（%）
休日	14,636	48.7
平日	15,399	51.3
合計	30,035	100.0

②オープンカフェ利用実績調査の来店者実績から 1 店あたりの平均利用者数

※平成 25 年 4 月からオープンカフェをオープン。
平成 25 年 5 月の月間利用者数（13 店舗合計）は 694 人
1 店舗あたり 13.3 人/週 （694 人÷13 店舗÷4 週）

【効果】

オープンカフェの休日の推計利用者数は、上記①、②を用いて、次のように推計する。
13.3 人/週（平均利用者数） × 0.487（休平日通行量の割合） ＝ 6.4 人
6.4 人÷2（土・日の 2 分の 1） ＝ 3.2 ≒ 4 人/日
参加協議を行っている店舗があることから、その分を含めた利用者数として、
18 店舗 × 4 人/日 ＝72 人
以上より、オープンカフェの効果として ＝72 人 ≒ 70 人
※上記のオープンカフェ利用者は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

③ まちなかの回遊性を高める事業による効果

まちなかの回遊性を補完する事業として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業を推進します。この事業により、約 910 人の移動効果を見込みます。

また、高崎駅東西地域内の移動をより円滑化するために、ぐるりんと商店街の連携などのおもてなし事業を推進します。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

●高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業
【基本データ】
①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。
②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日(土)9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。(時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台)

④　②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

⑤高崎駅西口から中心市街地内へ 4 つのルートを設定(走行しやすい大きな通りを移動すると仮定)し、各ルート 25%を利用配分とする。

(1 ルート:151×0.25＝38 台)

⑥通過調査地点箇所を乗じ、全員往復利用分を加算する。

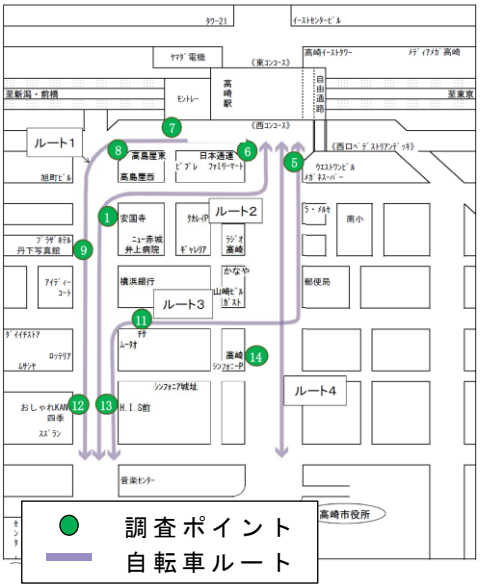

【効果】

●ルート 1(通過調査地点⑦⑧⑨⑫)
38 台×4 地点×2 往復＝304 人

●ルート 2(通過調査地点⑥①⑬)
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 3(通過調査地点⑤⑪⑬)
38 台×3 地点×2 往復＝228 人

●ルート 4(通過調査地点⑤⑭)
38 台×2 地点×2 往復＝152 人

●効果(合計)　912.人≒910 人

※ルート及び調査地点は右図を参照。

●おもてなし事業(P54 参照)

・回遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施

⇒実績 1:高崎えびす講市において、ぐるりん補助券(100 円×2 枚)のついたタイアップチラシを市内に新聞折込みで配布、893 件の利用あり(平成 24 年度)

実績 2:中心市街地を回遊するまちなかスタンプラリーとぐるりんの 1 日乗車券の PR(平成 25 年度)

④ 高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における飲食や買い物等様々な指標に大きな効果を与えます。

この 3 つの集客施設の利用者のうち、鉄道利用者の高崎駅西側中心市街地への誘引施策(P77～80 に掲載した小売業年間商品販売額増に資する事業)や、おもてなし事業などのソフト事業によりまちなかに誘引することにより、1,730 人の誘引効果を見込みます。

■高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果(推計)

【基本データ】

●各集客施設利用者数(推計)

	高崎文化芸術センター	新体育館	群馬県コンベンション施設	合計
年間	380,000 人/年	440,000 人/年	1,069,000 人/年	1,889,000 人/年

(上記各施設の年間利用者数の積算根拠は P81～P82 参照)

●群馬音楽センターにおけるコンサート半券チケットによる割引サービス実績(推計)

・群馬音楽センターにおけるコンサート半券チケット提示で中心市街地内の飲食店や物販店舗における割引サービスを実施(1,800 人規模のコンサートで実施)。

・1,800 人の割引サービス対象のうち、約 22%の 400 名が中心市街地内で飲食店や物販店舗を利用したと推計される。

【群馬音楽センターにおける自動車以外の利用者の割合（推計）】
・群馬音楽センター周辺の駐車場は約 700 台あり、1 台あたりの平均乗車人員が 2.0 人/台であることから、700 台×2.0 人/台＝1,400 人が自動車利用である。
よって、割引サービス対象 1,800 人－自動車利用者 1,400 人＝400 人が徒歩等による利用者であると推計され、自動車利用者も割引サービスを利用することを考慮し、徒歩利用者全員がサービス利用と想定する。
割引サービス対象のうち、利用可能性がある徒歩等の利用者の割合は、400 人÷1,800 人×100＝22.2％と推計される。

（補足：平均乗車人員）
・「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号）」において、商業施設（休日）の平均乗車人員 2.0 人/台（店舗面積 10,000 ㎡以下）が設定されている。体育館等は商業・レジャー施設として捉えることができることから、この値を参考とした。

●休平日通行量の割合（P71 参照）：休日 48.7％、平日 51.3％
●年間休日数：117 日
●集客施設の休日1日あたりの利用者数：7,863 人/日
・3 施設の年間利用者数 1,889,000 人/年のうち、休日利用者を抽出するにあたり、中心市街地内の休平日通行量の割合を参考に、休日の利用者数を推計した。
⇒1,889,000 人/年×48.7％÷117 日＝7,863 人/日

【効果】
●高崎駅徒歩圏における集客施設整備効果（推計）
・集客施設の休日 1 日あたりの利用者数は 7,863 人/日と推計される。ここで、群馬音楽センターにおけるコンサートチケット半券サービスの実績に基づく推計から、約 22％の利用効果が見込まれることを受け、7,863 人/日×22％≒1,730 人を集客効果として見込む。

※上記の集客効果の対象は、中心市街地内のいずれかの調査地点を 1 回通過すると仮定する。

⑤ 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）による効果

平成 29 年度までに中心市街地で建設が計画されている高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業では、約 19,780 人の利用客を推計します。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 4,450 人と想定します。

【基本データ】
●高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の核テナントは、店舗面積約 20,000 ㎡の家電量販店を予定している。第 1 期基本計画においては、類似店舗（ヤマダ電機（LABI1））の整備に伴い、1 日あたり 19,780 人の利用見込みが想定されている。

【効果】
●4,450 人≒19,780 人（高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業の利用客数）×15％（徒歩・自転車を利用する割合）×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）
（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15％＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業完了後には上記相当の効果を想定。）

⑥ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、ビブレの規模を上回る新たな高崎オーパが整備予定であることから、約 17,260 人の利用客増加を見込みます。この利用客のうち、徒歩または自転車で来訪する人が、調査ポイントのいずれかを往復・回遊すると考え、その人数を 3,880 人と想定します。

【基本データ】
- ●高崎オーパでは、年間約 1,000 万人の利用者見込んでいる。

【効果】
- ●ビブレの年間利用者数を約 370 万人と想定し、その差分である年間約 630 万人（1,000 万人－370 万人）が、高崎オーパの整備による効果の純増分と推計する。
- ●1 日あたりの利用客増加数は、630 万人/年÷365 日≒17,260 人/日
- ●3,880 人≒17,260 人（高崎オーパの利用客数）×15%（徒歩・自転車を利用する割合×1.5（往復や回遊を考慮した補正係数）

（補足：徒歩・自転車を利用する割合 15%＝平成 19 年度高崎市中心市街地の活性化に関するアンケート）

⑦ その他（歩行者・自転車通行量（休日）の増加が見込まれる事業）

以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。

・高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業
・高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業
・高崎駅西口駅前広場整備事業
・まちなか緑化重点整備事業
・多機能型住宅整備事業
・高崎商都博覧会
・都市計画道路仲通り線修景施設整備事業
・高崎だるま市
・たかさきキッズパーク
・高崎菓子まつり
・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

■平成 31 年 3 月変更における状況

「歩行者・自転車通行量（休日）」については、平成 25 年度からスタートした個店の魅力アップを推進する高崎市まちなか商店リニューアル助成事業、中心市街地の回遊性と賑わいの向上を図る高崎まちなかオープンカフェ推進事業、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業、その他イベントを中心としたソフト事業を継続して実施

してきたことにより、中心市街地の回遊性への慣れと魅力の拡大につながり、平成 28 年度フォローアップ調査から目標値を上回りました。

さらに、平成 29 年度に新体育館、高崎オーパといった大規模集客施設がオープンした影響もあり、その後も数値は増加し続けています。

「歩行者・自転車通行量（休日）」については、1年延長後の目標数値を当初の計画通り（108,500 人／年）とし、今後もその継続的な達成を目指すため、事業の進捗が遅れている高崎文化芸術センターや群馬県コンベンション施設の整備を着実に進めるとともに、まちなかに賑わいをもたらす新たなソフト事業として、「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等PR補助事業」「絶メシ」等を実施することにより、さらなる歩行者・自転車通行量の増加を図っていきます。

【フォローアップの考え方】

歩行者・自転車通行量（休日）調査を毎年 10 月に実施することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行うとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。

（2）「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

第 1 期基本計画で設定した評価指標の「小売業年間商品販売額」は、目標に対して順調に推移し、特に高崎駅直近に立地した大型店による効果は大きく、周辺都市から鉄道を利用して高崎に足を運ぶ流れをつくることができました。第 2 期基本計画では、県内随一の商業集積地の魅力アップとともに、高崎駅から徒歩圏内に整備中の都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設が持つ大きな集客力を中心市街地全体に波及させることで、経済活力の向上を目指すことから、第 1 期基本計画に引き続き「小売業年間商品販売額」を評価指標とします。

【数値目標の設定】

第 1 期基本計画の小売業年間商品販売額は、大型店の整備などにより一定の効果を得ることができました。第 2 期基本計画では、中心市街地全体の活力を向上させるため、より重点的な取り組みを行うこととし区域を見直しましたが、第 1 期基本計画と区域面積及び商業集積は同等であることから、第 1 期基本計画の区域における小売業年間商品販売額を基礎にトレンド推計及び数値目標の設定を行います。

小売業年間商品販売額の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）1,124 億円に、施策実施による効果量を加算（251.9 億円）して、1,375.9 億円（≒1,375 億円）とします。

【基準値：平成 23 年度】
1，172億円

→

【目標値：平成 31 年度】
1，375億円

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① トレンド推計（平成 30 年度）	1,124 億円
② 大規模小売店舗の立地による効果	118 億円
③ 高崎オーパの整備による効果	109 億円
④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果	14.8 億円
⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果	10.1 億円
数値目標（①＋②＋③＋④＋⑤）	1,375.9 億円≒1,375 億円

① トレンド推計

平成 9 年度から平成 23 年度までの小売業年間商品販売額の結果をもとにトレンド推計を行うと、平成 30 年度は 1,124 億円と推計されます。

■小売業年間商品販売額の推移

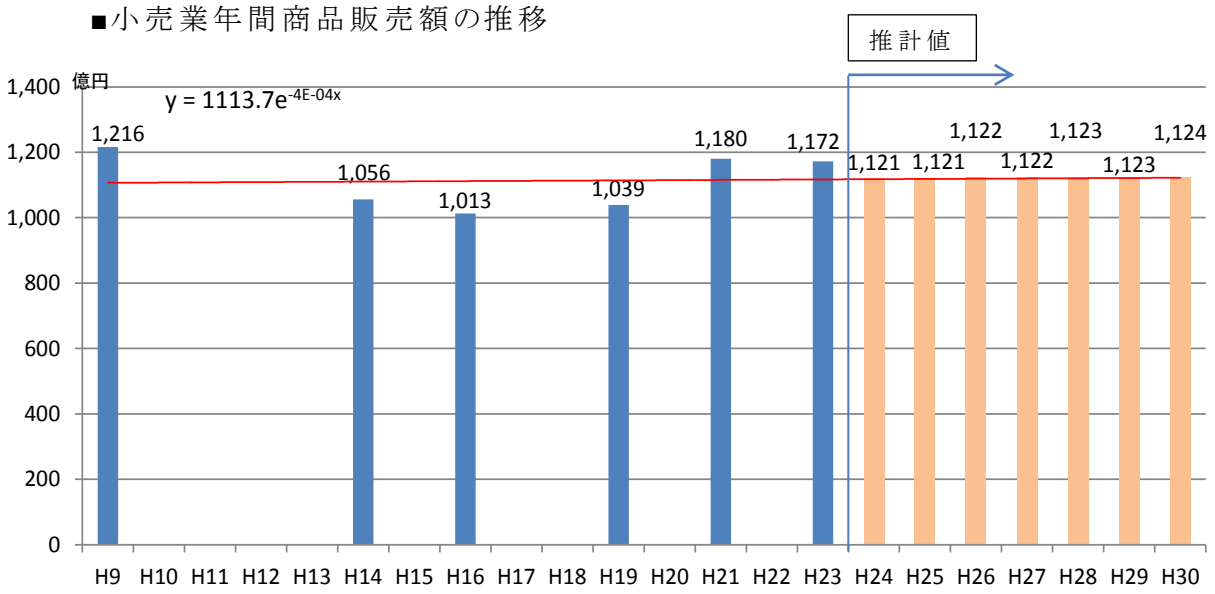

H19 までは商業統計調査、H21・H23 は市独自調査（商業統計調査と同基準による）

② 大規模小売店舗の立地による効果

高崎駅東口に整備する高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）を新たに発生する効果として 118 億円加算します。

【基本データ】

・群馬県周辺で概ね 30 万人以上の都市を抽出し、売り場面積あたりの年間商品販売額を算定するとともに都市の特性を考慮し、検討対象の商業床に対する年間商品販売額を推計する。
・抽出した都市は、本市と前橋市、宇都宮市、郡山市とし、売り場あたりの販売平均額を 845.8 千円とする。（下表、売り場あたりの商品販売額を参照）
・高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業（商業・オフィス機能）の商業床を計画下限の 20,000 ㎡とし、占用床比率を 70％（14,000 ㎡）とする。

■売り場あたりの小売業年間商品販売額

都市名	都市規模（H24.4）人	売り場面積（H19 商業統計）㎡	年間商品販売額（H19 商業統計）千円	販売額/売り場 千円/㎡
高崎市	370,781	495,090	426,834,000	862.1
前橋市	338,118	446,699	368,923,000	825.8
宇都宮市	508,635	750,288	667,457,000	889.6
郡山市	325,296	530,462	416,571,000	785.2
平均値	－	555,635	469,946,000	845.8

【効果】

14,000 ㎡×845.8 千円≒118 億円

→事業期間の延長により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除きます。（事業完了後には上記相当の効果を想定。）

③ 高崎オーパの整備による効果

高崎駅西口のビブレが閉店し、新たに高崎オーパの整備が行われることから、この整備に伴う効果として109億円を見込みます。

【基本データ】
- 高崎駅西口のビブレ（店舗面積 13,059 ㎡）が閉店し、新たに高崎オーパ（延床面積 42, 000 ㎡（店舗面積 26,000 ㎡））が整備される。
- 高崎オーパでは、年間利用者数 1,000 万人を見込んでいる。

【効果】
- 既存のビブレの売上げを店舗面積から 110 億円と推計する。（13,059 ㎡×845.8 千円）
- 高崎オーパの売上げを店舗面積から 219 億円と推計する。（26,000 ㎡×845.8 千円）
- 高崎オーパの整備による効果を 109 億円と推計する。（219 億円－110 億円）

※845.8 千円は P76 参照

④ 高崎駅西側中心市街地への誘引施策による効果

高崎駅東口周辺の徒歩圏に整備する都市集客施設、新体育館、群馬県コンベンション施設や中心市街地内の大型店の集客効果を、高崎駅西側の中心市街地へ誘引するために、以下のような施策を展開し、来訪者に選ばれる商業環境づくりを行います。これらの施策展開により、14.8 億円の相乗効果を見込みます。

1）中心市街地の商店街における商店の魅力アップ

中心市街地への誘引を図るためには、消費者に支持される商店、商店街づくりが必須となります。群馬県における消費者の利用特性として、小型店（商店）を選ぶ基準としては、「商品の質の良さ」、「立地の良さ・便利さ」が挙げられています。中心市街地は高崎駅に近接した商業集積地であり、路線バスやぐるりん、コミュニティサイクルなど公共交通サービスが充実していることから、商店における質のよい商品提供が課題となります。

そこで、第 2 期基本計画では、これまで進めてきた「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」とともに、商店における「個店研修事業」の充実により、消費者に選ばれる商店づくりの支援を行うことで、中心市街地への誘引の下地づくりを行います。これらの事業による効果として、10.5 億円を見込みます。

■小型チェーン店、小型店を選ぶ基準

		小型チェーン店を選ぶ基準（%）	小型店を選ぶ基準（%）	大型店を選ぶ基準（%）
品揃えや価格に関する事項	商品の豊富さ	15.5	6.1	79.6
	商品の質の良さ	15.5	21.2	15.8
	商品の専門性の高さ	5.2	6.1	4.0
	価格の安さ	15.5	24.2	41.6
店づくりや営業に関する事項	売場の買いやすさ	10.3	9.1	16.2
	売場の楽しさ	3.4	0.0	7.3
	立地の近さ・便利さ	74.1	84.8	49.2
	店の入りやすさ	20.7	30.3	38.3
	営業時間の便利さ	19.0	9.1	8.3

資料：「群馬県における大型店の出店状況と消費者の利用状況」（ぐんま経済 2013 年 9 月号）

■中心市街地の商店街における商店の魅力アップに資する事業による効果

●個店研修事業
・商店の経営指導や消費者に支持される店づくりを普及させるための研修事業を行う。

【基本データ】
①(株)全国商店街支援センターの事業である「繁盛店づくり実践プログラム事業」の平成 24 年度の実績として、研修対象店舗の売上対前年度比が平均 114.4%という効果が現れている。

②平成 19 年度の大型店を除く小売業年間商品販売額(推計):6,321,200 万円

⇒統計データの最新値である、平成 19 年商業統計調査における小売業年間商品販売額 10,390,000 万円から大型店の小売年間商品販売額(独自調査:大型店 4 店舗) 4,068,800 万円を引いたものは、6,321,200 万円となる。

③1 店舗あたりの小売業年間商品販売額(大型店を除く)約 7,350 万円

⇒1 店舗あたりの小売業年間商品販売額(大型店を除く)は、6,321,200 万円÷店舗数 860 店舗(大型店 4 店舗を除く)=約 7,350 万円

※860 店=平成 24 年経済センサス 卸売業・小売業の店舗数(864 店)−(大型店 4 店)

【効果】
・第 2 期基本計画の中心市街地には、20 商店街、加盟店舗 579 店舗(平成 24 年 9 月現在)があるが、第 2 期計画期間中に各商店街で 5 店舗の研修事業を行った場合、20 商店街×5 店舗=100 店舗(加盟店の約 2 割)において、対前年度比約 114%の売上効果が推計される。

・1 店舗あたりの小売業年間商品販売額が約 7,350 万円であることから、個店研修事業による売上げ効果としては、7,350 万円×14.4%×100 店舗=105,840 万円≒10.5 億円が推計される。

●高崎市まちなか商店リニューアル事業
※商店リニューアルで来店者がどの程度増えるかは積算できないが、来店者を増やす要因の一つになる。

2)大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携による誘引

高崎駅周辺および高崎駅西側の中心市街地には、スズラン、髙島屋、ビブレ、モントレー、ヤマダ電機(LABI1)が立地し、平成 24 年度から、これらの大型店 5 店と商店街の連携販売促進事業となる「高崎商都博覧会」が実施されています(ビブレ閉店後に新設される高崎オーパでの参加も検討)。また、春と秋には「高崎バル」(飲食店を回遊するチケット販売)も開催されており、このような中心市街地への回遊を目的とした連携販売促進事業をさらに強化します。

第 1 期基本計画後半から動き出した民間が主体となった事業との連携や、第 2 期基本計画では、「音楽のある街・高崎」を象徴するまちなかでの音楽関連イベントや新たに整備される集客施設における催し等との連携により、高崎駅西側の中心市街地への誘引強化を図ります。

これらの事業による効果として、4.0 億円を見込みます。

■大型店と商店街の連携、音楽関連イベントやコンベンションの催し等との連携により誘引効果が見込まれる事業による効果

●高崎商都博覧会
・大型店 5 店と商店街の連携販売促進の充実。

【基本データ】
・中心市街地内の 5 つの大型店を回るスタンプラリー。
①平成 24 年春（4/28 から 9 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
②平成 24 年秋（10/18 から 4 日間開催） 景品準備数：約 10 万本
③1 施設 1,000 円の買い物でスタンプ 1 個が貯まり、スタンプ 2 個（複数店舗で貯めたもの）で抽選が 1 回。

【効果】
・スタンプ 2 個で抽選が 1 回であることから、最大 2,000 円×10 万本＝2 億円の売上効果が見込まれる。（期間を検討するなど利用者数の確保を図る。）
・年 2 回開催することから、2 億円×2 回＝4 億円の売上効果が見込まれる。

●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引
・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

3）コミュニティサイクルとオープンカフェによる効果

第 1 期基本計画後半から、回遊性の向上と賑わいの創出を目的として、高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業と高崎まちなかオープンカフェ推進事業を導入しました。第 2 期基本計画では、中心市街地内の移動手段をより良くするために、コミュニティサイクルの台数増加やサイクルポートの増設を計画しています。

なお、まちなかオープンカフェ事業は、平成 25 年度から始まったばかりの事業で、参加店舗を徐々に増やすとともに、中心市街地内のイベントと連携してイベント半券持参による独自サービスや周辺店舗での割引サービスの検討、音楽関連イベントと連携してオープンカフェでも音楽が楽しめるイベントなどの取り組みを広げます。オープンカフェなどとコミュニティサイクルをリンクさせることで利用者数のアップと中心市街地内の回遊創出に繋げていきます。

これらの事業による効果として、0.3 億円を見込みます。

■高崎まちなかコミュニティサイクル事業による効果

【基本データ】

①自転車 150 台（西口）、サイクルポートは 12 カ所あることから、サイクルポート 1 カ所あたり約 13 台あると仮定する。

②高崎駅西口にはサイクルポートが 2 カ所あることから、2×13＝26 台が稼働すると仮定する。

③1 台あたりの回転数は 5.8 回転/日⇒5.8 人/日利用

※平成 25 年 6 月 22 日（土）9:00～22:00 に実施した高チャリ調査結果の平均稼働回数 5.8 回/台を採用。（時間内の貸出回数 415 回÷稼働台数 72 台＝5.76 回/台）

④　②③より、26 台×5.8 回転/日＝150.8 台/日⇒約 151 台/日利用

【効果】

●約 151 台/日利用があることから、151 名が利用したと想定する。

●効果額 151 人×535 円/人×365 日≒0.29 億円

※コミュニティサイクルは、365 日実施する。

※利用者一人あたりの消費額の設定

1）利用者一人あたりの消費額

・各施設利用者が施設を利用する際に市内で消費する額を、本市を観光地とする観光客の消費額「群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果（群馬県統計情報提供システム平成 23 年度）」から、3,165 円/人とする。

■利用者一人当たりの消費額

観光地	観光入込客数	観光客消費総額	消費額/入込客数
高崎市	5,386,800 人	17,046,712 千円	3,165 円/人

2）利用者あたりの小売消費額(計画算定使用数値)

・利用者一人あたりの消費額には、交通費、宿泊費、飲食費、土産代等が含まれており、目標数値の算出にあたっては、小売業年間商品販売額の「小売業」に該当する分を抽出する必要がある。ここで、観光庁の平成 22 年度旅行消費額の結果（費目別旅行消費額）より、小売業に該当する「土産代・買物代」の構成比に基づいて算出する。

・下表「平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）」に基づき算定すると、535 円/人（3,165 円/人×16.9%）となる。

■参考）平成 22 年の旅費中支出の費目別旅行消費額（観光庁発表）　（単位：10 億円、%）

	宿泊旅行（国内）A	日帰り旅行（国内）B	国民の旅行（国内）C＝A＋B	国民の旅行（国内）における構成比
旅行会社収入	265	40	305	1.7%
交通費	4, 911	2, 089	7, 000	40.0%
宿泊費	3, 340	0	3, 340	19.1%
宿泊費（別荘等帰属計算）	407	0	407	2.4%
飲食費	1, 663	569	2, 232	12.8%
土産代・買物代	2, 024	926	2, 950	16.9%
入場料・施設利用料	549	414	963	5.5%
その他	218	70	288	1.6%
合計	13, 378	4, 107	17, 485	100.0%

⑤ 高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設が与える効果

高崎駅を中心とした徒歩圏内に新たに整備される高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設は、その規模とともにコンベンションや催しの前後における買い物など、様々な指標に大きな効果を与えます。3 つの施設の利用者が小売りに与える効果として 10.1 億円を加算します。

■3 つの施設の年間利用者数と効果（推計）

	高崎文化芸術センター	新体育館	群馬県コンベンション施設	合計
年間利用者数（人/年）	380,000	440,000	1,069,000	1,889,000
効果額	1,889,000 人/年 × 535 円/人（※） ≒10.1 億円			

※535 円/人：利用者一人あたりの消費額（P80「2）利用者あたりの小売消費額（計画算定使用数値）」を参照

●高崎文化芸術センターの年間利用者数

【効果】

・全国で「質の高い創造的な演奏会」を行っている施設を抽出し、施設規模、年間利用者数、1 人あたりの延べ床面積などを考慮し、札幌コンサートホールの年間利用者数 380,000 人（平成 23 年）を本基本計画での参考値とした（P85～86 参照）。

●新体育館の年間利用者数

【効果】

・高崎市新体育館基本計画の観客席 3,000 人を基本に、休日の利用者数を 3,000 人/日×105 日＝315,000 人/年、平日の利用者数を 500 人/日×250 日＝125,000 人/年とし、合計 440,000 人/年を本基本計画では採用した。

※新体育館は、新体育館基本計画に、市民スポーツの振興と世界レベル、全国レベルの大会やプロスポーツの試合が可能であるものとされている。メインアリーナ（観客席：固定席とロールバック式の可動席を合わせて 3,000 から 3,500 席程度）では、バレーボールやバスケットボール、体操や武道などの世界・全国大会が開催可能となる。高校総体や中体連、市民の健康増進のための催しなどが行われるとともに、中央体育館の週末の予定が 1 年先まで満杯であること、平日の昼間の予約が難しいこと、概ね 20 団体ものスポーツ団体が毎週決まった曜日に活動していること、新体育館周辺に専門学校が多く、体育の授業やレクリエーション大会が行われていることなどを踏まえたものである。

【参考】

施設名称	施設規模	年間利用者数
新体育館	（計画） 【施設延べ床面積】 26,000 ㎡ 【客席数】 （固定）3,000 席 （可動）1,000 席 （合計）4,000 席	―
いしかわ総合スポーツセンター（石川県金沢市）	【施設延べ床面積】 28,342 ㎡ 【客席数】 （固定）2,806 席 （可動）2,152 席 （合計）4,958 席	（平成 24 年） 554,999 人/年

※4,000 席/4,958 席≒80％ 554,999 人/年×0.8＝443,000 人/年≒440,000 人/年
※数値は、施設へのヒアリング調査による

●群馬県コンベンション施設の年間利用者数

【効果】

・「群馬県コンベンション施設整備基本計画（平成 24 年群馬県）」から、年間利用者数は、展示施設利用者が 872,000 人、会議施設利用者が 197,000 人、全体で 1,069,000 人を採用した。

全国施設調査結果によると、展示施設の単位面積あたりの年間利用者数は 54.5 人／㎡（有効回答の 20 施設の平均）、会議施設の単位面積あたりの年間利用者数は 57.9 人／㎡（有効回答の 14 施設の平均）である。

全国調査結果における各施設の単位面積あたりの年間利用者数、「7　施設整備計画」で設定した各施設規模に基づき、本施設の年間利用者数を約 107 万人と推計する。

年間利用者数　1,069,000 人

内訳：展示施設利用者数　872,000 人
会議施設利用者数　197,000 人

展示施設　54.5 人／㎡×16,000 ㎡=872,000 人
会議施設　57.9 人／㎡×　3,400 ㎡=196,860 人

資料：「群馬県コンベンション施設整備基本計画」より（年間利用者数の推計抜粋）

⑥ その他（小売業年間商品販売額の増加が見込まれる事業）

以下の事業実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定します。

・高崎商都博覧会
・高崎だるま市
・高崎菓子まつり
・たかさきハロウィン
・高崎アートインキュベーション推進事業
・たかさき観光情報海外発信事業

■平成 31 年 3 月変更における状況

「小売業年間商品販売額」については、平成 28 年度に中間時点として実施したフォローアップ調査では 1,065 億円となっており、基準値を下回る結果となっています。しかし、まちなか商店リニューアル助成事業による個店の魅力向上が客の誘引につながるなど、基本計画掲載事業の進捗による効果も着実に表れ始め、特に整備事業が完了し平成 29 年度にオープンした新体育館及び高崎オーパにおいては高い集客効果を発揮するとともに、高崎オーパの開業が周辺店舗の来店客数、売り上げ増加にもつながるなどプラスの波及効果も生まれており、数値は増加傾向にあると考えられます。

その一方で、数値目標の積算根拠として効果を見込んでいた地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）、群馬県コンベンション施設整備事業等の主要事業の進捗が遅れ当初の本計画期間内での効果が望めない状況となっているため、上記⑥に記載する効果が見込まれる各事業を継続して実施するとともに、まちなかの賑わいを創出するソフト事業として「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等PR補助事業」「「世界の記憶」上野三碑保存活用事業」「絶メシ」などを新たに実施しながら、中心市街地全体への誘引、イベント参加の前後における買い物の促進などを図りつつ、1年延長後については、当初の計画通り（1,375 億円／年）の数値を目標とし、その達成を目指すこととします。

また、地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）及び群馬県コンベンション施設整備事業においては、本計画期間を1年延長することで事業が完了し、当初見込んだ効果の発現が期待できます。

【フォローアップの考え方】

定期的にフォローアップ調査を実施し、目標値の進捗状況など、フォローアップ調査を行い商業動向の適正な状況を把握するとともに、目標達成に向けた改善措置を講じます。

平成 28 年度を中間時点とし、平成 27 年度の数値を用いた市独自の調査を行うことで、目標達成の進捗状況を検証するとともに必要に応じて事業の促進などを図ります。

なお、最終年度（平成 31 年度）には、近年の傾向による推計及び市の調査などによって、より正確な数値の把握、検証に努めるとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。

（3）「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標

【評価指標の設定】

中心市街地には、群馬音楽センターや二つの美術館、市民の芸術活動発表の場である高崎シティギャラリーなどの文化施設があり、群馬交響楽団の定期演奏会や様々な文化活動が行われています。

第 1 期基本計画に位置付けられた中央図書館が中心市街地に移転したことによる影響で、文化施設の入場者数の合計値は一定の伸びを示しましたが、第 2 期基本計画で新たな高崎文化芸術センターを位置付けていることから、音楽を中心とした“高崎文化”が一層促進される効果について評価を行う必要があります。したがって、第 1 期基本計画に引き続き「文化施設の利用者数の合計値」を評価指標とします。

評価指標の対象となる文化施設は、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館、高崎文化芸術センターの 5 施設とします。

【数値目標の設定】

中心市街地内の文化施設の年間利用者数の平成 31 年度における数値目標は、特段の方策を講じない場合の将来推計値（トレンド推計）640,910 人に、以下の施策実施による効果量（429,860 人）を加算して 1,070,770 人とします。

【基準値：平成 24 年度】	→	【目標値：平成 31 年度】
612，251人		1，070，770人

■数値目標の積算結果

積算根拠	数値
① トレンド推計（平成 30 年度）	640,910 人
② 文化事業の充実による現況水準の継続 ※平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）と平成 30 年度トレンド推計値との差分を確保	22,860 人
③ 高崎文化芸術センターの整備による効果	（直接効果分）380,000 人
	（波及効果分）27,000 人
数値目標（①＋②＋③）	1,070,770 人

① トレンド推計

平成 19 年度から平成 24 年度までの文化施設（群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、美術館、タワー美術館）の利用者数のトレンド推計を行うと、平成 30 年度には 640,910 人と推計されます。

■文化施設の年間利用者数の推移

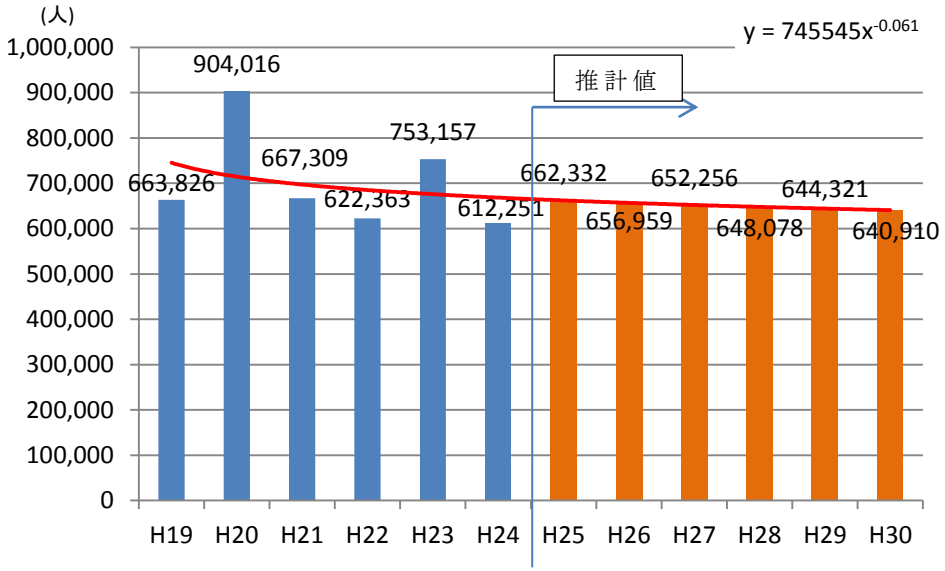

② 文化事業の充実による現況水準の継続

平成 19 年度以降、第 1 期基本計画においては、既存イベントである高崎音楽祭や美術館等で大型企画展を開催するなど、市内文化施設の利用者数は 60 万人の水準を維持する傾向にあります。

一方、大型の企画展や企画内容により、集客が大きく影響受ける傾向にあることから、今後も企画内容の検証を行い、集客力の向上に努める必要があります。

第 2 期基本計画では、まちなか音楽活動助成事業や大型の企画展、音楽イベントを継続的に行うとともに、平成 25 年度から始まった民間主体の大規模回遊型音楽イベントとの連携や企画を検討したり、既存文化施設でのイベントと中心市街地内で展開するオープンカフェや飲食店と連携した割引サービスの実施など、「回遊性向上と集客力強化に向けた企画を検討・実施すること」（おもてなし事業）で、平成 21 年度から平成 24 年度の平均値（約 663,770 人）を維持することとし、よって平成 30 年度のトレンド推計値との差分である 22,860 人の増加を図ります。

■現況水準の継続に向けた事業概要

●高崎音楽祭の継続開催
●まちなか音楽活動助成事業
●おもてなし事業
・音楽関連イベントと商店街の販売促進連携
・商店街やまちなかの情報発信による誘引
・音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト
・オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引
・ぐるりんと商店街の連携事業
・大型店と商店街の連携事業

③ 高崎文化芸術センターの整備による効果

本市で計画されている高崎文化芸術センターの多目的ホールは、音楽専用ホールでプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団の利用など大型コンサート等が開催でき、小ホールや豊富なスタジオ機能など周辺都市にはないもので、広域からの集客を見込んだ施設です。年間の利用者は、全国の類似施設を比較し、当該施設の集客効果を推計すると、年間 380,000 人が見込まれます。

見込まれる年間 380,000 人の利用者を対象に、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベント（例えば、各施設のイベントが観覧できるセットチケットの販売など）の企画文化事業を検討することで、既存の文化施設への誘引を図ります。この分の誘引数として、約 27,000 人を見込みます。

また、新体育館、群馬県コンベンション施設は、広域からの利用者を想定した大会やコンベンションなどの催しを想定しており、宿泊利用者も想定されます。宿泊による滞在者に対して、既存文化施設や飲食店・商店等のまちなかの情報を各種情報発信媒体にて発信したり、割引チケット等の特典の検討等により、文化施設や商業施設への誘引も図ります。

■高崎文化芸術センターの整備による直接効果

【基本データ】

■（参考）全国の音楽ホールの例

施設名称	施設規模	年間利用者数	利用者/延べ床面積
高崎文化芸術センター	（計画） 【施設延べ床面積】 25,000 ㎡ 【客席数】 大ホール 2,000 席 小ホール 400 席 スタジオ 7 部屋	－	－
札幌コンサートホール	【施設延べ床面積】 20,746 ㎡ 【客席数】 大ホール 2,008 席 小ホール 453 席	（平成 23 年） 380,000 人/年	18.3 人/㎡
東京文化会館	【施設延べ床面積】 22,568 ㎡ 【客席数】 大ホール 2,303 席 小ホール 649 席	（平成 23 年） 462,846 人/年	20.5 人/㎡
サントリーホール	【施設延べ床面積】 12,027 ㎡ 【客席数】 大ホール 2,006 席 小ホール 432 席	（平成 23 年） 600,000 人/年	49.9 人/㎡
（参考） 群馬音楽センター	【施設延べ床面積】 5,936 ㎡ 【客席数】 ホール 1,935 席	（平成 23 年） 264,586 人/年	44.6 人/㎡

※数値は、各施設へのヒアリング調査による

【効果】

・本市で計画されている高崎文化芸術センター（延べ床面積＝25,000 ㎡、大ホール 2,000 席、小ホール 400 席、7 つのスタジオ）と全国の類似施設を比較し、集客効果を推計します。

・基本データに掲げた施設のうち、東京文化会館とサントリーホールは、東京の立地条件を生かし、延べ床面積あたりの利用者数の数値が高くなっています。また、群馬音楽センターの数値もこれらと同水準にありますが、コンサート以外の多様な催し物の開催によるものであると考えられ、純粋なコンサート需要を鑑みた場合、施設規模が類似する札幌コンサートホールに近い需要が想定されます。

・また、札幌コンサートホールは、札幌市の人口約 190 万人の利用が想定されますが、当該施設は、県内でも唯一の質の高い音楽施設であり、近隣都県や隣接市町からの利用を想定しています。下表に示すように、高崎市と隣接市町、および高速交通・自動車移動 45 分圏内の市を含めると、約 168 万人の利用対象があり、これは群馬県の人口の 84%をカバーするもので、さらに、高速交通網の十字軸上の本市から 2 時間圏にある交流人口が 4,600 万人（高崎都市集客戦略ビジョン（平成 22 年 12 月））であることを鑑みれば、札幌コンサートホールの利用対象に相当するものと考えられます。

■（参考）札幌コンサートホールと高崎文化芸術センターの利用対象数の想定

札幌コンサートホール	高崎文化芸術センター	
札幌市人口 1,913,545 人	高崎市および隣接市町の人口 高崎市 371,302 人 前橋市 340,291 人 伊勢崎市 207,221 人 藤岡市 67,975 人 安中市 63,379 人 富岡市 52,070 人 玉村町 37,536 人 吉岡町 19,801 人 計 1,159,575 人	高速交通・自動車 30 分～45 分圏内の人口 太田市 216,465 人 桐生市 121,704 人 みどり市 51,899 人 渋川市 84,736 人 沼田市 52,707 人 計 527,511 人
	上記の合計 1,687,086 人 群馬県の人口 2,003,525 人、県の人口に占める上記の割合 84.2%	

平成 22 年 10 月時点

■（補足）高崎文化芸術センターと群馬音楽センターとのすみ分け

・新しい高崎文化芸術センターの利用者は、群馬交響楽団をはじめとするプロのオーケストラやアーティスト、オペラやミュージカルの劇団、またはそれらの大型コンサート等を主催する企業や団体が中心となります。そのほか、合唱や吹奏楽など、大規模大会（コンクール）を主管する団体が想定されます。対象は、広域からの集客を目的とする催し物を開催する利用者を想定しています。

・群馬音楽センターの利用者は、大規模な会議や大会、式典等を主催する団体や官公庁などのほか、概ね 1,000 人以上が参加するような発表会などを行うアマチュア文化団体や市民団体が中心になります。主として市内や近隣地域の方々の利用を想定しています。

■高崎文化芸術センターの整備による波及効果

●企画文化事業

【基本データ】

①群馬音楽センターの客席数：1,935 席

②群馬音楽センターの 1 日あたりの利用者数（平成 24 年度実績）

年間利用者数 215,671 人÷稼働日数 181 日＝1,191 人/日≒1,190 人/日

【算定結果】

・高崎文化芸術センターとのジョイントイベントを月 2 日、年間を通して計 24 日の開催を想定する。

1 日あたりの利用者数 1,190 人/日×ジョイントイベントの日数 24 日＝28,560 人

標準誤差 5%をみて、28,560 人×0.95＝27,132 人≒27, 000 人

■平成 31 年 3 月変更における状況

「文化施設の利用者数の合計値」は、平成 29 年度フォローアップ調査において平成 28 年度に引き続き基準値を上回る結果となりました。これは、既存事業の充実の他、駅周辺の大型集客施設がオープンした影響により、中心市街地の来訪者が増えたことで、各施設にも波及効果が及んだものと推測されます。

しかし、評価対象施設の 1 つであり、大きな効果を見込んでいた高崎文化芸術センターの完成時期が平成 31 年度となる予定のため、今後はまちなかの賑わいを創出するソフト事業として「北関東合同ライブ」「高崎天の川フェスティバル」「商店街等PR補助事業」「「世界の記憶」上野三碑保存活用事業」「絶メシ」などを新たに実施しながら、中心市街地全体への誘引、イベント参加の前後における文化施設の利用の促進などを図りつつ、1年延長後の目標数値は当初の計画通り（1,070,770 人／年）とし、その達成を目指すこととします。

また、地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）においては、本計画期間を1年延長することで事業が完了し、当初見込んだ効果の発現が期待できます。

【フォローアップの考え方】

文化施設の利用者数の実態を各年度末毎に把握することにより、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。また、計画期間の最終年度終了後にも再度、検証を行うとともに、計画期間終了後もフォローアップを継続し、効果を測っていきます。

（4）数値目標のまとめ

目標像	評価指標	基準値	数値目標	増加率
目標像 1 市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち	歩行者・自転車通行量（休日）	101,411 人/日 （平成 24 年度）	108,500 人/日 （平成 31 年度）	7.0％
目標像 2 高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち	小売業年間商品販売額	1,172 億円/年 （平成 23 年度）	1,375 億円/年 （平成 31 年度）	17.3％
目標像 3 音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち	文化施設の利用者数の合計値	612,251 人/年 （平成 24 年度）	1,070,770 人/年 （平成 31 年度）	74.9％

４　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［1］市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地は、細街路が多い密集市街地でしたが、上越新幹線の整備をきっかけにインフラ整備が大きく進展しました。これまでに、高崎駅のリニューアルや土地の高度利用、市街地再開発事業や土地区画整理事業を数多く実施しています。

この結果、高崎駅の東西地区において、骨格的な都市基盤の整備や拠点の形成がなされ、高崎市の顔にふさわしい高質なまちづくりが進められてきましたが、引き続き都市機能が集積し、コンパクトで賑わいと思いやりのあるまちづくりを行うため、これらの骨格的な都市基盤を活かした広域集客拠点の整備に移行しており、高崎駅東口の都市集客施設、群馬県コンベンション施設、高崎駅南側の新体育館など大規模施設の整備が進行しています。

【市街地の整備改善の必要性】

本市の中心市街地は群馬県の玄関口として発展してきましたが、今後、北陸新幹線の金沢延伸も予定されていることから、高崎駅周辺の広域交通アクセスは飛躍的に向上することが見込まれます。本市の都市戦略としては、広域圏からの交流人口を呼び込む施設である、「都市集客施設」、「新体育館」、「群馬県コンベンション施設」を、郊外部ではなく、高崎駅徒歩圏に整備することで、都市機能が集積し、コンパクトで賑わいと思いやりのあるまちづくりの実現に繋げます。

また、回遊性向上のための事業や新たな商業施設の整備に取り組み、「選ばれるまち」となるため、土地区画整理事業での密集市街地の解消や、土地の高度利用の推進で災害に強い中心市街地づくりに引き続き取り組む必要があります。

さらに、市民ニーズを踏まえ、歴史や文化に触れることのできる飛龍の松周辺や市民の憩いの場である烏川緑地を整備し、まちの品格向上を図ることが求められています。活性化の効果を最大限に発揮するため、多面的な施策の連携により、事業の推進を図ります。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業(高崎文化芸術センター整備事業) 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 31 年度	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎駅東南地区)) ②社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(高崎駅東口地区)) ③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎駅東口周辺地区)) 【実施時期】 ①平成 26 年度～ 平成 28 年度 ②平成 26 年度～ 平成 31 年度 ③平成 29 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 【内容】 商業・オフィス再開発ビ	再開発組合	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 【実施時期】	

ル等の建設 1.5ha 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 34 年度		この事業は、賑わいと情報発信の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅(西口)周辺土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.8ha 【実施時期】 昭和 55 年度～ 平成 34 年度	高崎市	当該事業により密集市街地が解消され、都市基盤が改善されてきたが、引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎市中心市街地地区)) ②社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 【実施時期】 ①平成 26 年度～ 平成 27 年度 ②平成 28 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅西口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備　L=265m 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 30 年度	高崎市	高崎駅西口駅前広場に面して整備される商業施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西自由通路を介した回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎市中心市街地地区)) 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
【事業名】 高崎公園・烏川緑地間人道橋整備事業 【内容】 人道橋の整備　L=47m 【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 26 年度	高崎市	高崎公園と烏川緑地を結ぶ人道橋を整備することにより、快適で便利な歩行空間の創出と、まちなか回遊性の向上を図る。 都市部における水辺空間を有効活用し、潤いのあるまちづくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎市中心市街地地区)) 【実施時期】 平成 26 年度	

		住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 高崎駅東口ペデストリアンデッキ整備事業 【内容】 ペデストリアンデッキの整備　L=310m 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	高崎市	高崎駅東口に整備される集客施設と接続することで、安全・快適な歩行者空間を確保するとともに、高崎駅東西の回遊性と賑わいの向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成 28 年度～ 平成 31 年度 ②平成 29 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 【内容】 共同住宅、駐車場等の整備 0.44ha 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 32 年度	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者	当該地区に土地の高度利用を促進するため共同住宅、駐車場等を整備する。併せて高崎駅東口から当該地区までをペデストリアンデッキで接続することで歩行者空間の確保と回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎駅西口駅前広場整備事業 【内容】 駅前広場の整備 9,400 ㎡ 【実施時期】 平成 29 年度	高崎市	高崎駅西口駅前広場の再編整備を行うことで、慢性的な渋滞の緩和、公共交通の定時性の確保、歩行者の安全性・利便性の向上を図るとともに、東西駅前広場に隣接する施設への回遊性を高める。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊で	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 29 年度	

		きるまち”の実現に必要である。		

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 【内容】 共同住宅、駐車場等の整備 0.44ha 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 32 年度 ※再掲	高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者	当該地区に土地の高度利用を促進するため共同住宅、駐車場等を整備する。併せて高崎駅東口から当該地区までをペデストリアンデッキで接続することで歩行者空間の確保と回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 平成 27 年度	
【事業名】 競馬場通り線街路事業 【内容】 道路整備 L=680m 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度	群馬県	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による自動車及び歩行者通行量の増加を見込み、都心部へのスムーズなアクセスと安心安全なまちづくりのための道路整備をする。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能と調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度	

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 【内容】 土地区画整理事業 17.1ha 【実施時期】 昭和 60 年度～ 平成 38 年度	高崎市	本地区は、高崎駅東口の鉄道敷地に隣接した地区であり、新幹線の整備を契機に都市基盤整備が進められてきた地区である。 引き続き未整備の区画道路などの整備を行い、事業の完了を目指す。 この事業により、安心で安全な歩行者空間の確保や災害に強いまちづくりの実現を図る。		
【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 【内容】 高木植栽、樹高・樹形の大型化など 約 120 箇所 【実施時期】 平成 25 年度～ 平成 29 年度	高崎市	高崎駅周辺の中心市街地は、中枢的な業務機能や商業・文化などの諸機能が集積している都市の顔であるが緑が少なく、うるおいに乏しいものとなっている。 この事業で、中心市街地に身近な緑のネットワークを形成し、都市のイメージを向上させるシンボル性のあるまちなみを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 A620 号線道路改良事業 【内容】 道路改良事業 L=150m 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 29 年度	高崎市	国立病院機構高崎医療センターの新築に伴い、主たる進入路である本路線のバリアフリー化を図り、自動車交通量の増加や路線バスの運行本数の増加、高齢者や障がい者の歩行空間の利便性を向上させる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		

【事業名】 高崎オーパ整備事業 【内容】 商業施設の整備 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 29 年度	（株）オーパ	既存のビブレを閉店、解体し、新たに高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 【内容】 飛龍の松の周辺整備 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 32 年度	高崎市	飛龍の松周辺を整備することにより、高崎城乾櫓や東門、群馬音楽センターなど、周辺景観との一体感を確保するとともに、憩いと回遊性の向上を図る。 この事業は、歴史的・文化的な地域資源の新たな魅力に繋がることから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第 2 期）策定 【内容】 バリアフリー基本構想の策定 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 29 年度	高崎市	高崎駅周辺を訪れる多くの人々の安全で快適な歩行者空間を確保するため、バリアフリー基本構想（第 2 期）を策定する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		

５ 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸、シネマテークたかさき、109シネマズ高崎、club FLEEZといった文化・娯楽施設が多数立地しています。

また、市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、中央図書館、保健医療センター、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局（支局）、裁判所（支部）など、多くの公共公益施設があり、市民サービスの利便性が高く、中心市街地にコンパクトに集中しています。

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、多くの公共公益施設等が集積していますが、群馬音楽センターや中央体育館などは老朽化し、質の高い音楽の提供や市民の健康増進活動に支障をきたしています。

群馬交響楽団の本拠地であるとともに、交通の要衝であり、市内外から利用が見込める新たな高崎文化芸術センターや新体育館は、群馬県随一の都市規模を誇る本市には必要な施設です。さらに、中心市街地に奇跡的に残った旧高崎競馬場の大規模な土地の上に群馬県コンベンション施設を整備することで新たな拠点が整備され、中心市街地全体に波及効果が浸透することが期待できます。

今後、北陸新幹線の金沢延伸が予定されていることから、高崎駅周辺の広域交通アクセスは飛躍的に向上します。本市の都市戦略として、広域圏からの交流人口を呼び込む施設である、高崎文化芸術センター、新体育館、群馬県コンベンション施設などの都市福利施設は、郊外部ではなく、高崎駅徒歩圏に整備することで、都市機能が集積した、コンパクトで賑わいと思いやりのあるまちづくりの実現を図る必要があります。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業(高崎文化芸術センター整備事業) ※再掲 92 ページ参照				
【事業名】 新体育館建設事業 【内容】 新体育館の建設　2.2ha 【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 28 年度	高崎市	老朽化した中央体育館を移転新築し、市民が利用しやすい施設・設備とすることで、市民スポーツの普及と振興を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎駅東南地区)と一体の効果促進事業) 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 28 年度	高崎市	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形成を図る。この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎駅東南地区)) 【実施時期】 平成 28 年度	

【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業 【内容】 コンベンション施設の整備 10.8ha 【実施時期】 平成 25 年度～ 平成 31 年度	群馬県	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、大規模な学術会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により様々な催しを誘致することができるとともに、宿泊や飲食等、来場者による経済効果が期待できる。さらに、展示会、見本市などの開催を通じて、新たな経済需要を喚起して群馬県の経済の維持・発展を図る。 この事業は、新たな中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（群馬県コンベンション地区）） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援措置のないその他の事業

該当なし

６　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性
【現状分析】 中心市街地の人口は、全国的に少子高齢社会の人口減少時代となった現在でも増加の傾向を示しています。これは、中心市街地で土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備により、災害に強いまちづくりが進められ、民間開発（マンション建設）が進んだことが要因として挙げられます。 今後も中心市街地のマンション需要は若年層やファミリー層を中心に高い状態が続くと予想され、人口増加の傾向は当面続くと考えられます。 **【住宅供給のための事業及び居住環境の向上のための事業の必要性】** 少子高齢化社会に対応した中心市街地づくりを進めるためには、交流人口の確保とともにサスティナブルな社会づくりが必要です。まちなか居住という視点から、若年層から高齢者まで多世代が交流する多機能型住居の整備を行い居住環境の向上を図ります。 さらに、民間開発（マンション建設）が引き続き活発であることから、まちの快適性や利便性を高める施策との連携が必要になっています。 **【フォローアップの考え方】** 事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅(西口)周辺土地区画整理事業 ※再掲 93 ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 多機能型住居整備事業 【内容】 多世代交流施設などの建設 0.27ha 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	医療法人社団　山崎会ほか	多機能型住居（子ども預かり施設、福祉センター、多世代交流施設、学生向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。 この事業は、歩いてみたい、訪れてみたい、住んでみたい拠点・回遊性の向上に寄与することから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高齢者等居住安定化推進事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲 96 ページ参照				

7　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]経済活力の向上の必要性

【現状分析】

県下最大の商業集積を誇る中心市街地の賑わいは、様々な施策の実行により回復傾向にあり、小売業年間商品販売額もヤマダ電機（LABI1 高崎）の進出やイーサイトの開業が大きく影響し、堅調に推移しています。しかし、歩行者・自転車通行量は伸び悩んでいることから、消費と回遊性の向上を図る必要があり、オープンカフェやコミュニティサイクルなどを導入し、活性化を推進しています。

また、景気の低迷を背景とした地価の下落や店主の高齢化、後継者不足などによる店舗数や従業者数も減少傾向にあることから、魅力ある店舗づくりのための支援も導入しています。

【商業の活性化のための事業及び措置の必要性】

モータリゼーションの進展に伴う、商業機能の郊外化が顕著になり、相対的に活力が低下していると言われる中心市街地ですが、本市においても郊外の幹線道路沿いにロードサイド型の大型店が立地し、全国の都市と共通の課題を抱えています。ヤマダ電機（LABI1 高崎）やイーサイトの進出により活性化に一定の効果は表れていますが、大型店に依存した限定的な効果との見方もあり、今後は、高崎駅東西が一体となった施策の推進や新たな商業施設の支援や魅力ある個店づくりを行うとともに、人を呼び寄せる様々なイベントとの連携を行い、活性化を図っていく必要があります。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定 【内容】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を市が群馬県に要請し、県が特例区域を設定 【実施時期】 平成 26 年度～	高崎市	大型店の迅速な立地を促進することにより、中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域を大規模小売店舗立地法の特例区域として定める。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲 92 ページ参照				
【事業名】 中心市街地商業活性化支援事業 【内容】 中心市街地活性化に資する各種イベント等のソフト事業並びに商店街が実施する各種ソフト事業の支援 【実施時期】 平成 20 年度～	高崎市	商店街団体等が実施する各種ソフト事業に対して、事業費の一部を支援することにより、中心市街地における来訪者の滞留や回遊性を高め、地域のイメージアップを図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 ようこそ高崎人情市 【内容】	（一社）高崎観光協会	中心市街地の集客や交流を目的とした朝市やフリーマーケット、飲食の屋台が並ぶ賑やかな催しを引	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業	

各種イベントの開催 【実施時期】 平成 11 年度～		き続き実施する。この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎スプリングフェスティバル 【内容】 各種イベントの開催 【実施時期】 平成元年度～	スプリングフェスティバル実行委員会	高崎に残る市民芸能を観覧できる「市民芸能祭」や毎年、大勢の人から好評を得ている「フリーマーケット」など、子どもからお年寄りまで楽しめる催しがたくさんあり、中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎マーチングフェスティバル 【内容】 マーチングイベントの開催 【実施時期】 平成 2 年度～	高崎マーチング協会	多くの市民が観覧できる市街地コースのパレードや城南野球場でのキッズドリル、世界屈指のバンドを招聘しスピードに乗った演技を体感できる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎ストリートライブ 【内容】 ストリートライブの開催 【実施時期】 平成 8 年度～	ストリートライブ実行委員会	高崎駅周辺など、中心市街地において、アマチュアミュージシャンなどが路上ライブを行う。気軽な場所で音楽を演奏、鑑賞する場を創出することで、「音楽のある街・高崎」の成熟や来外者の増加を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

【事業名】 高崎まつり 【内容】 神輿渡御や山車巡行、花火大会などの開催 【実施時期】 昭和 50 年度～	高崎まつり実行委員会	高崎まつりは、市民総参加型の祭りとして始まったもので、大勢の市民の協力、参画のもと毎年 8 月の第 1 土・日曜日に開催される。 市民や市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 たかさき能 【内容】 薪能の開催 【実施時期】 昭和 61 年度～	たかさき能（薪能）実行委員会	昭和 11 年に建立した白衣大観音の築造 50 周年を記念して始まった「たかさき能」は、毎年 10 月上旬に開催される。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎えびす講市 【内容】 商店街での売り出しや各種イベントの開催 【実施時期】 昭和 4 年度～	高崎えびす講市実行委員会	市内の小売業者が、商売の神であるえびす様に一年の商売繁盛を祈願するとともに、報恩感謝の意を込めた大売出しを行う本市を代表する一大商業イベントで、商都高崎の冬の風物詩でもあり、多くの来客で賑わっている。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

【事業名】 高崎映画祭 【内容】 映画祭の開催 【実施時期】 昭和 62 年度～	高崎映画祭運営委員会	地方では上映されにくい映画など、毎年 3 月下旬から 4 月上旬の開催期間中は 80 本以上の映画が上映され多くの人が足を運ぶ。 授賞式には著名な監督や俳優も参加し、華を添えている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 たかさき食文化情報発信事業 【内容】 食文化に関するイベントの開催 【実施時期】 平成 23 年度～	高崎飲食業活性化協議会	高崎にまつわる伝統的食文化の継承と、新たな食文化の創造を目指すとともに、来訪者の増加、賑わいの向上、中心市街地の活性化を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 27 年度	
【事業名】 高崎商都博覧会 【内容】 中心市街地の大型店 5 店によるイベントの開催 【実施時期】 平成 22 年度～	高崎商工会議所 高崎商都博覧会実行委員会	商都高崎の魅力を発信するため、中心市街地の既存の大型店 4 店舗に 29 年秋に開業した駅前大型店を加えた全 5 店舗をパビリオンと位置付け、各店が趣向を凝らしたイベントを開催する。 春に行われるこの事業により、来訪者数の増加、賑わいの向上、大型店周辺の商店街の活性化、商都高崎の魅力を PR する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

【事業名】 高崎バル 【内容】 中心市街地の飲食店で食べ歩きとまち歩きを楽しむイベントの開催 【実施時期】 平成 23 年度～	高崎商工会議所 高崎飲食業活性化協議会	高崎の飲食業界の振興と新しい食文化の創造、食でまちを元気にするための飲食イベントを開催する。食べ歩きとまち歩きを楽しんでもらうイベントを開催することで、来訪者数の増加、賑わいの向上、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎まちなかオープンカフェ推進事業 【内容】 オープンカフェの実施 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	都市再生特別措置法の改正を契機に歩道上でオープンカフェが行えるようになったため、まちなかに新たな回遊性と賑わいを創出するオープンカフェを実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 【内容】 コミュニティサイクルの実施 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	まちの移動手段の多様化は、都市の魅力を高めることから、新たな交通手段として、まちなかでコミュニティサイクルを実施する。 この事業で、中心市街地に新たな賑わいと回遊性の向上を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	

【事業名】 コミュニティ施設活動支援事業 【内容】 商店街団体や NPO などが行うコミュニティ活動への支援 【実施時期】 平成 16 年度～	高崎市	商店街団体やNPOなどが行うコミュニティ施設の運営に対し支援を行い、まちなかのコミュニティ活動の推進と中心市街地の活性化と賑わいの創出を図る。 例えば、平成 16 年度から、空き店舗を改修し、文芸作品を中心に上映している「シネマテークたかさき」を運営している「NPO たかさきコミュニティシネマ」に対し、活動支援を行っている。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 【内容】 修景施設の整備 L=110m 【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 29 年度	高崎市	通りの賑わいと活力の向上を図るため、昭和の風情漂う飲食店街の整備を進める。 また、連続した都市空間を創出するため、通りに屋根を設置する。 通りをこれら様々な手法を組み合わせることの相乗効果で新たな賑わいの発信拠点とする。 この事業は、市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまちの実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎市中心市街地地区）） 【実施時期】 平成 28 年度	
【事業名】 高崎光のページェント 【内容】 イルミネーションや各種イベントの開催 【実施時期】 平成 6 年度～	光のページェント実行委員会	イルミネーションによるまちの演出や様々なイベントの実施により、賑わいの創出や来訪者の回遊性を高め、訪れたくなる魅力ある中心市街地づくりを行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 中心市街地通行量動向調査事業	高崎市	中心市街地の活力や賑わいを評価する指標として、歩行者・自転車通行量は重要であり、その状	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業	

【内容】 歩行者・自転車通行量の調査 【実施時期】 昭和 34 年度～		況を時系列的に把握・分析する必要がある。 歩行者・自転車通行量は、大型店の新増設や転廃業、商店街活動等の諸条件に影響を与えることから、変化を的確に捉え、速やかに対策が講じられるよう、定期的に調査を実施する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 たかさき春まつり 【内容】 桜開花時期のイベント開催 【実施時期】 平成 20 年度～	たかさき春まつり実行委員会	毎年 4 月上旬の土・日曜日に桜の名所である高崎公園、城址地区、観音山の開花時期に開催する。 市民を始め、市外からも多くの来場があることから、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎音楽祭 【内容】 音楽祭の開催 【実施時期】 平成 2 年度～	高崎音楽祭委員会	群馬交響楽団を育てたまち高崎は、新しい音楽文化も発信している。高崎音楽祭は、クラシックやジャズなど、期間中は、あらゆる音楽が高崎に集結し、大きな賑わいを見せている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎市民美術展覧会	高崎市民美術展覧	美術に対する創作意欲と鑑賞力を高め、市民芸術文化の向上を	【支援措置】 中心市街地活性化	

【内容】 芸術作品発表展示の開催 【実施時期】 昭和 10 年代～	会実行委員会	図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 まちなか音楽活動助成事業 【内容】 まちなか音楽活動の支援 【実施時期】 平成 24 年度～	高崎まちなか音楽活動実行委員会	「音楽のある街・高崎」の実現のため、街かどや商店などにおいて週末を中心に日常的に行われる音楽活動を支援する。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 企画文化事業 【内容】 企画文化事業の開催 【実施時期】 平成 26 年度～	高崎市	高崎の文化性、ブランド力の中核となる群馬交響楽団の演奏会や国内外のエンターテイメント性の高い芸術鑑賞の機会とともに、市民が自ら主体的に日頃の文化的活動の成果を発表する場を提供することで、文化施設を核とした市内や広域からの集客による人の流れが中心市街地の活性化に寄与する。また、群馬音楽センター等のイベント案内や高崎文化芸術センターと既存文化施設とのジョイントイベントの企画を検討することで、既存の文化施設への誘引を図る。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎だるま市 【内容】 伝統的なだるま販売やおもてなしイベントの開催 【実施時期】 平成28年度～	高崎だるま市実行委員会	高崎を代表する伝統工芸品である高崎だるまを販売する「高崎だるま市」を「新年に全国で最初のだるま市」としてまちなかで開催することで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	

		この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 たかさきキッズパーク 【内容】 世界の優れたあそび道具による全天候型あそび場の設置 【実施時期】 平成27年度～	たかさきこどもまつり実行委員会	娯楽性の高い非日常的な空間ではなく、子どもたちにとって必要なあそびが実現できる日常的なあそび場を導入することで、そこに人が集い、人が集うことでコミュニティができ、まちづくりや施設の活性化へとつながることが期待できることから、本事業の実施により、中心市街地の賑わいの創出にも寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎菓子まつり 【内容】 市内の和洋菓子店による菓子に関するイベント開催 【実施時期】 平成26年度～	高崎菓子業組合	市内の菓子職人が腕を振るったお菓子を一同に味わうことができるほか、プロが教える和洋お菓子づくり体験などを実施することで、市内外から多くの来場があり、賑わいの創出や中心市街地の活性化に寄与している。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 たかさきハロウィン 【内容】 仮装コンテストや音楽ライブの実施 【実施時期】 平成29年度～	たかさきハロウィン実行委員会	こどもから大人まで参加できる仮装コンテストを実施することで、若者だけではなく多くの家族連れもまちなかを訪れる。 また、まちなか各所にフォトスポットを設けることでまちなかの回遊性の向上にも寄与している。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 30 年度～ 平成 31 年度	

		この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 北関東合同ライブ 【内容】 中心市街地内各所での路上ライブの開催 【実施時期】 平成 30 年度～	北関東合同ライブ実行委員会	関東各地で活動するアマチュアミュージシャン等を招き、地元ミュージシャンと合同による北関東最大級の路上ライブを開催し、音楽による交流を推進するとともに中心市街地の賑わいの創出を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 31 年度	
【事業名】 高崎天の川フェスティバル 【内容】 烏川緑地における飲食店舗の設置やコンサート開催等 【実施時期】 平成 30 年度～	烏川「天の川プロジェクト」実行委員会	中心市街地エリア内の烏川緑地において、飲食店舗の設置や野外コンサートの開催等を行うことで水辺空間に潤いと賑わいを創出するとともに、都心部と一体的に回遊できるルートを確保し、まちなかの文化施設等で行われているイベント等への誘客を図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 31 年度	

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎アートインキュベーション推進事業 【内容】 商業施設、公共施設等を活用し、高崎発信型の芸術創造を展開する 【実施時期】 平成28年度～	高崎アートインキュベーション推進会議	高崎駅周辺を中心としたエリアで、アート（音楽・美術・デザイン・パフォーマンス・映像等）などによるまちづくりを積極的に進め、自立した個性豊かな高崎発信型のアートの創造と文化産業の創出、拠点づくりを行うことで、本市への誘客と中心市街地の活性化につなげていく。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 地方創生推進交付金 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 30 年度	
【事業名】 群馬交響楽団定期演奏会 【内容】 演奏会の開催 【実施時期】 昭和20年度～	群馬交響楽団	群馬音楽センターで年 9 回の定期演奏会を実施している。そのほか、元旦コンサートや、夏休みのサマーコンサートも開催し、多くのファンに親しまれている。 芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化度が向上し、来訪者の増加にも繋がる。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち” の実現に必要である。	【支援措置】 舞台芸術創造活動活性化事業 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業 【内容】 上野三碑関連の各種事業の実施 【実施時期】 平成 29 年度～	群馬県 高崎市 上野三碑世界記憶遺産登録推進協議会	ユネスコ世界の記憶に登録された「上野三碑」の歴史的価値を広く知ってもらうために、駅構内へのレプリカ設置、観光案内所でのリーフレット等配布、私鉄電車へのラッピング、無料めぐりバスの運行、ボランティアガイドによる碑の説明、中心市街地内の文化施設等を会場	【支援措置】 地方創生推進交付金 【実施時期】 平成 29 年度～ 平成 31 年度	

		とした三碑に関する文化財展等の開催など、各種事業を実施することにより、市内外から多くの人が訪れ、中心市街地の賑わいの創出につながる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち“の実現に必要である。		

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業 【内容】 店舗等のリニューアルを支援 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎市	高崎市内の店舗等で新たに競争力をつけるために行うリニューアル工事にかかった費用の 2 分の 1 を支援する。この事業により、店舗等の魅力や集客力、賑わいや回遊性が向上し、中心市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 【実施時期】 平成 25 年度～	
【事業名】 個店研修事業 【内容】 商店街の各店舗における研修支援 【実施時期】 平成 26 年度～	商店街団体	中心市街地の商店街における個店の経営力や消費者に支持される店づくりを行うために、個店研修の支援を行う。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 おもてなし事業 【内容】 回遊性創出に向けた企	高崎市 高崎商工会議所	中心市街地活性化協議会のマネジメントにより、高崎駅徒歩圏の集客施設への来訪者を中心市街地全体へ誘引するための施策を行う。おもてなし事業は、「音楽関連イ		

画支援および情報発信事業 【実施時期】 平成 26 年度～	高崎市中心市街地活性化協議会	ベントと商店街の販売促進連携」、「商店街やまちなかの情報発信による誘引」、「音楽関係団体やアーティストへの活動の場の提供と育成を行う高崎おとまちプロジェクト」、「オープンカフェや飲食イベントなどの連携による誘引」、「ぐるりんと商店街の連携事業」、「大型店と商店街の連携事業」から構成されるものである。この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 高崎市中心市街地活性化対策資金融資事業 【内容】 中心市街地へ進出する商業者等に対する支援 【実施時期】 平成 18 年度～	高崎市	中心市街地エリア内において、商業者等が事業用地、建物、設備を取得する際に必要とする資金を長期で低利な融資とすることにより金銭面から支援し、中心市街地の活性化を図る。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 高崎オーパ整備事業 ※再掲 97 ページ参照				
【事業名】 商店街環境施設整備事業 【内容】 商店街の環境施設整備支援 【実施時期】 昭和 52 年度～	高崎市	商店街団体等が商店街の魅力アップや楽しい商店街づくりを目指し、街路灯、カラー舗装、休憩施設、花壇、案内板、共同トイレ等を設置する事業に対し支援を行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		

【事業名】 空き店舗等情報発信事業 【内容】 空き店舗情報の発信 【実施時期】 平成 14 年度～	高崎市	後継者不足などによって生じる空き店舗等の対策として、創業希望者に対し様々な情報を発信する総合サイト「たかさきの中心市街地」を活用し、空き店舗所有者と出店希望者のマッチングを行う。 この事業は、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 フィルムコミッション事業 【内容】 ロケ地の誘致及び撮影支援 【実施時期】 平成 18 年度～	高崎フィルムコミッション	本市の PR、知名度向上や集客促進を図るため、映画、テレビドラマ、CM などのロケーションを誘致するフィルムコミッション事業を推進する。同時に、エキストラ参加や撮影場所の提供などによる市民協働参画も図る。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち” の実現に必要である。	【支援措置】 フィルムコミッション事業 【実施時期】 平成 26 年度～	
【事業名】 まちなか教育活動センター(あすなろ)運営事業 【内容】 高崎経済大学の学生による「音楽喫茶あすなろ」の運営 【実施時期】 平成 25 年度～	高崎経済大学	本市の文化拠点として親しまれ、多くの文化人が集った「音楽喫茶あすなろ」を通じ、高崎経済大学の教育活動のひとつとして、当時の雰囲気を有する喫茶店営業を実施する。 施設内における演奏会の開催や文化、まちづくりに関する活動の拠点とすることで、中心市街地の活性化に繋げる。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち” の実現に必要である。		
【事業名】 高崎サウンド創造活動事業 【内容】	高崎市	東京などの大都市でしか行えないプロ用のレコーディングスタジオをプロミュージシャンに利用してもらうほか、有望なアマチュアミュージシャ		

音楽活動の支援 【実施時期】 平成 25 年度～		ンがプロと同じ環境でレコーディングを行い、高崎から全国、世界に羽ばたけるよう育成する。 音楽のある街として、高崎サウンドを発信し、全国から音楽を志す若者が高崎に集うことを目指す。 この事業は、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。		
【事業名】 たかさき観光情報海外発信事業 【内容】 観光情報の翻訳、情報発信 【実施時期】 平成27年度～	高崎市	高崎市で認定した「高崎観光大使」が発信している観光やグルメ情報などの地域の話題を、「高崎市外国人観光客おもてなし通訳・翻訳ボランティア」に翻訳してもらい、言語毎にSNSを利用し、情報発信を行う。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 商店街等PR補助事業 【内容】 大型デジタル掲示板を利用した商店街等の放映事業及びイベント、催事等の情報の案内告知 【実施時期】 平成30年度～	高崎市	平成 29 年 10 月に開業した駅前の大型商業施設「高崎オーパ」をはじめ、駅前の他の商業施設やJRが所有するデジタル掲示板を活用して、商店街等の情報を放映するほか、まちなかで開催されているイベントや展覧会等の市政情報の案内告知をすることにより、市内外から高崎駅周辺を訪れた人を商店街や文化施設へと誘導する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。		

【事業名】 絶メシ 【内容】 市内の絶品グルメを提供する店舗情報の発信 【実施時期】 平成29年度～	高崎市	中心市街地をはじめ市内にある絶品グルメを提供する飲食店において、後継者不足等により絶滅の危機に瀕している店をSNSやロコミで広く紹介し、本市のPRや後継者の発掘を目指すとともに、飲食店を訪れた人を、商店街や文化施設へと誘導する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。		

８　4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

JR 高崎駅の 1 日平均乗客数は、県内の中で最も多く、平成 24 年で 28,733 人となっており、ここ数年は横ばいで推移しています。上信高崎駅の 1 日平均乗客数も 2,161 人で、こちらも横ばい状況となっています。

バス交通では、民間の 4 事業者による複数の営業路線があるものの、1 日平均の乗客人員は減少傾向にあります。一方、平成 22 年度から運行を開始した市内循環バス「ぐるりん」は、平成 22 年度の年間利用者数 14,711 人が、平成 24 年度では 49,017 人と約 3.3 倍になり、中心市街地内を移動する利用者が増加していることが見受けられます。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性】

本市は、上越、北陸新幹線のほか、多くの鉄道や道路網が集中しています。北陸新幹線の金沢延伸が予定され、都市集客施設など様々な施設の整備が進行中で、広域からの来訪者の利便性を高める公共交通や自動車交通のあり方の検討が必要です。

また、高崎駅徒歩圏に整備する集客施設で来訪者の増加が見込まれますが、中心市街地の回遊性を高めるために、公共交通と既存事業の連携や新たな施策の導入を行うことで、高崎駅東西の一体的な活性化が必要となっています。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に情報発信サインを設置 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 32 年度	高崎市	コンパクトで歩いて回遊できる中心市街地形成のため、公共施設のほか、商業・文化・歴史など、魅力ある中心市街地の情報を発信し、まちなかへの来訪者を誘導し回遊させ、人の交流とまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎市中心市街地地区)) ②社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(高崎駅東口周辺地区)) 【実施時期】 ①平成 28 年度～ 平成 31 年度 ②平成 30 年度～ 平成 31 年度	
【事業名】 高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業 ※再掲 109 ページ参照				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の次項
【事業名】 市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業 【内容】 中心市街地内の循環バスの運行 【実施時期】 平成 21 年度～	高崎市	中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図るために、中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		

■4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

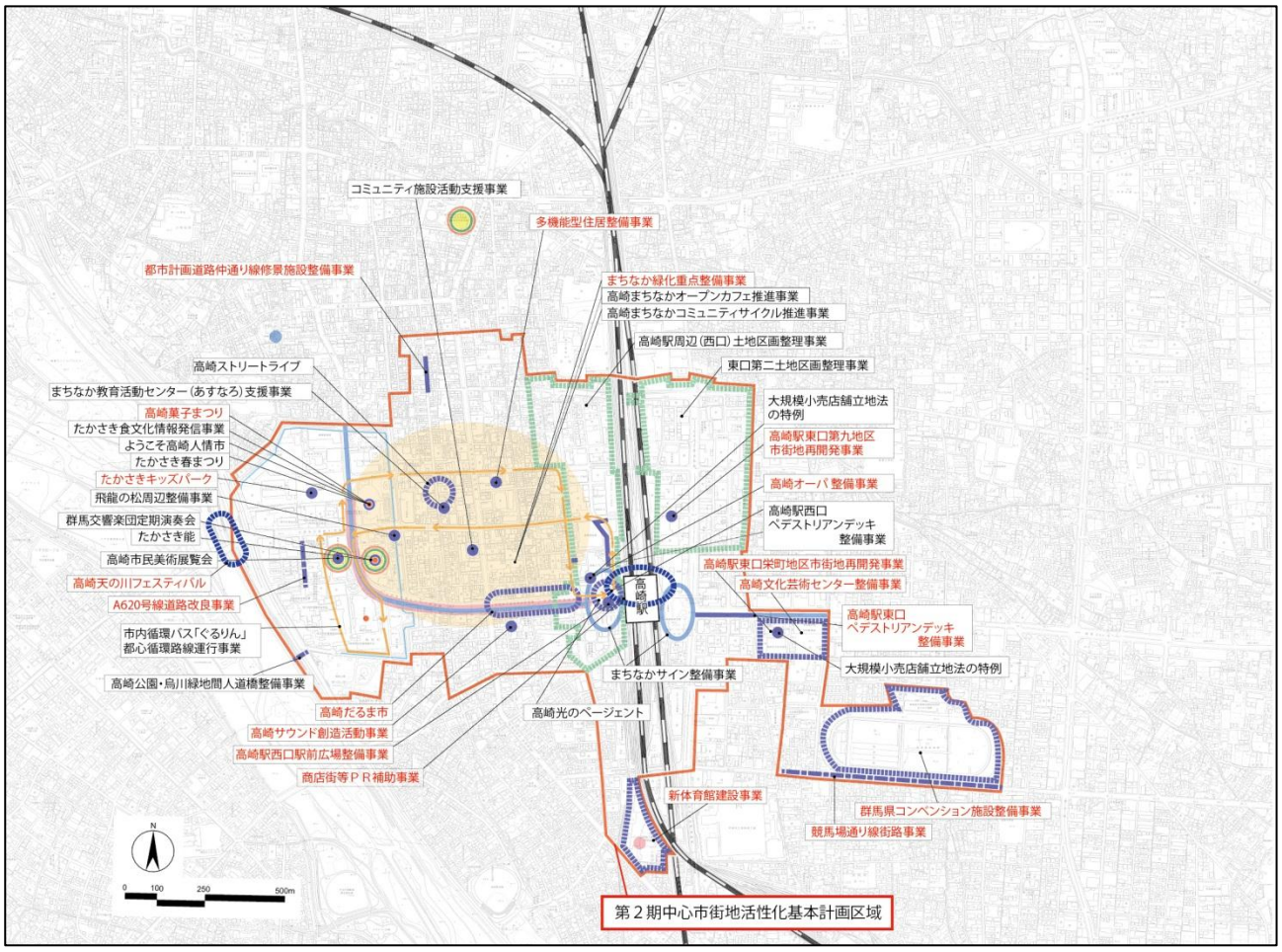

凡例

- 第２期中心市街地活性化基本計画区域（約175ha）
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル
  (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市
  (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル
  (シンフォニーロード、高崎アリーナなど)
- 企画文化事業
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭
  (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭
  (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第２期）策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業
- たかさきハロウィン
- 高崎アートインキュベーション推進事業
- たかさき観光情報海外発信事業
- 北関東合同ライブ
- 「世界の記憶」上野三碑保存活用事業
- 絶メシ

９　4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

（1）市町村の推進体制の整備等

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員 4 名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

平成 24 年 11 月に、庁内の関係 19 課から事業調査とヒアリングを行い、掲載事業の検討と調整を行ないました。掲載事業については、担当者による協議を継続的に行っています。

さらに、第 1 期基本計画の事後評価と第 2 期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として平成 10 年 9 月に設置した「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。（平成 19 年 5 月～平成 25 年 10 月にかけて、合計で 5 回の推進本部会議を開催）

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3	財務部	財政課
4	市民部	地域交通課
5	福祉部	長寿社会課
6	農政部	農林課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	建設部	土木課
11		建築住宅課
12		建築指導課
13	都市整備部	都市計画課
14		都市計画課景観室
15		都市集客施設整備室
16		スマートインター整備室
17		市街地整備課
18		都市施設課
19		公園緑地課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	

（2）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成 26 年 1 月 17 日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第 2 期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

（3）第2期基本計画素案の市民への広報等

第 2 期基本計画の市民への周知を図るため、平成 26 年 1 月 10 日から平成 26 年 1 月 23 日まで、素案を市ホームページで公表しました。

今後も、まちづくりの主役である市民に対し、様々な場面で幅広く周知するとともに意見交換を行い、官民が連携して事業の実践を図ります。

（4）フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第 2 期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

（5）中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

会議名	概要
中心市街地活性化協議会 （平成 25 年 10 月 7 日）	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画（素案）について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 （平成 26 年 1 月 9 日）	基本計画（素案）について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 （平成 27 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 1 月 18 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 28 年 9 月 7 日） （平成 28 年 10 月 3 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 29 年 1 月 13 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 29 年 8 月 31 日）	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 （平成 31 年 1 月 23 日）	第 2 期基本計画の変更について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

平成 26 年 1 月 9 日

高崎市長　富 岡 賢 治　様

高崎市中心市街地活性化協議会
会　長　原　　浩一郎

第 2 期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について（意見書）

高崎市中心市街地活性化協議会は、第 2 期中心市街地活性化基本計画（素案）（以下「基本計画素案」という。）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1　各事業の実施について

高崎市中心市街地の賑わいや活力の向上は、広域からの誘客を図る上で必要不可欠である。

このことを実現するには、基本計画素案が第 1 期基本計画から引き続き掲げる基本理念「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“　賑わい・交流・文化都心”」と目標像としている「市民・まちなか居住者・広域来街者が楽しく回遊できるまち～拠点・回遊性の向上～」、「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち～活気あふれるまちの構築～」、「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち～文化を育て、羽ばたかせるまち～」の実現に向けて、基本計画素案に掲載された事業を各主体において確実に実施することが重要である。

2　長期的な視点を取り入れた中心市街地の活性化について

基本計画素案に沿って、今後、各事業を実施していくとともに、下記の意見を取り入れ、長期的な視点に立った中心市街地の活性化を望む。

① 高崎市が次のステージに向けて飛躍する都市となるため、都市集客施設や新体育館、群馬県コンベンション施設の整備により得られる多くの効果を中心市街地に波及させる必要がある。

② バランスのよい中心市街地とするため、高崎駅の東西が一体となった回遊性の向上を図る必要がある。

高崎市中心市街地活性化協議会　規約

（設置）

第1条　高崎商工会議所及び財団法人　高崎市都市整備公社（以下「設置者」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第2条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第3条　協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（活動）

第4条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

（2）その他中心市街地の活性化に関すること

（構成員、委員）

第5条　協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

（1）高崎商工会議所

（2）一般財団法人高崎市都市整備公社

（3）高崎市

（4）法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者

（5）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2　前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3　前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

4　委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（組織）

第6条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条　会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2　会長は、委員（代理を含む）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第9条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2　事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

（補則）

第10条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 30 年 10 月 1 日現在

（順不同・敬称略）

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	高崎商工会議所	会頭	児島正藏	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係（中心市街地整備推進機構）	一財）高崎市都市整備公社	専務理事	北島　晃	副会長
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係（市等）	高崎市	商工観光部長	吉井秀広	
			都市整備部長	川嶋昭人	
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	安中隆二	
公共交通機関の利便増進	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	東日本旅客鉄道㈱	執行役員 高崎支社長	木村法雄	
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係（治安・防災）	高崎警察署	署長	大場健一	
	法第 15 条第 7 項関係（関係行政機関）	群馬県産業経済部商政課	課長	角田淑江	
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メディア	法第 15 条第 8 項関係（地域メディア）	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅田明則	
観光	法第 15 条第 8 項関係（観光）	一社）高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村

※法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者

※法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

（6）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

①客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第 1 期基本計画の進捗状況と事業効果の検証（P45 から P52）や地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析（P7 から P31）、さらに、市民ニーズの把握（P32 から P41）を踏まえて、第 2 期基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進を次のように展開します。

第 1 期基本計画で位置付けた事業は概ね実施することができました。リーディングプロジェクトの駅東口拠点開発（大型店・デッキ等）と新図書館・医療保健センターの整備による新たな集客の拠点が整備されたことで、本市の中心市街地は、高崎駅東西の一体的な活性化が可能となりました。

第 2 期基本計画では、より重点的に取り組むためエリアを見直し、選択と集中の視点に立った活性化事業の継続して行っていきます。

さらに、活性化事業を効果的・効率的に実施するための戦略方針として、「都市集客施設」、「新体育館」、「群馬県コンベンション施設」を整備し、広域来訪者の誘引を図るとともに、まちなかの魅力や回遊性を高める手段として「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」や「個店研修事業」、「高崎まちなかオープンカフェ推進事業」や「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」を実施します。このほか、関連事業を連携させることで活力ある中心市街地全体の再構築を図っていきます。

②様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携

中心市街地を活力あるまちに育てていくため、行政、事業者、関係機関が中心となり、継続と安定した都市基盤の整備を行うとともに商業者は魅力ある店づくりを行い、まちなか居住者や来訪者とのコミュニティの形成に繋げます。

さらに、中心市街地の新たな発見や、まちを育てる過程に多くの市民に参加してもらうため、NPO など団体のネットワークやノウハウを活用した市民ニーズの把握を定期的に図り、個性的で唯一無二の中心市街地づくりに官民が連携して一体的に取り組むこととします。

中心市街地では、大型店と周辺商店街の活性化を目的とした「高崎商都博覧会」の実施や、地元商業者・行政・まちづくり団体の連携による「高崎えびす講市」など、様々なまつりやイベントが継続して行われています。これらの取り組みは、協働によるまちづくり（中心市街地づくり）には必須であり、今後も連携を一層強化していく必要があります。実際の取り組みとして、第 1 期基本計画で地元商業者・行政・まちづくり団体等の連携による高崎文化の象徴「あすなろ」の復活の動きが掲載されていましたが、新たに高崎経済大学とも連携し、まちなか教育活動センター（あすなろ）運営事業として、平成 25 年 6 月に事業が開始されました。

今後も、社会問題化している空き家対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成等の取り組みを一体となって進めて行きます。

■地域ぐるみの取り組み体制

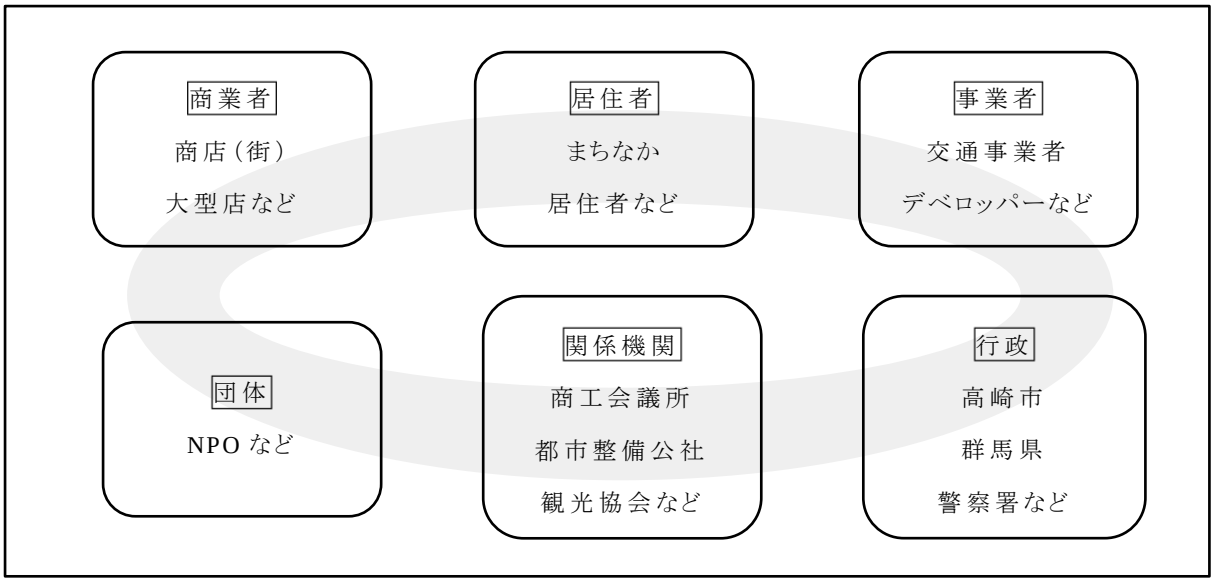

■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ

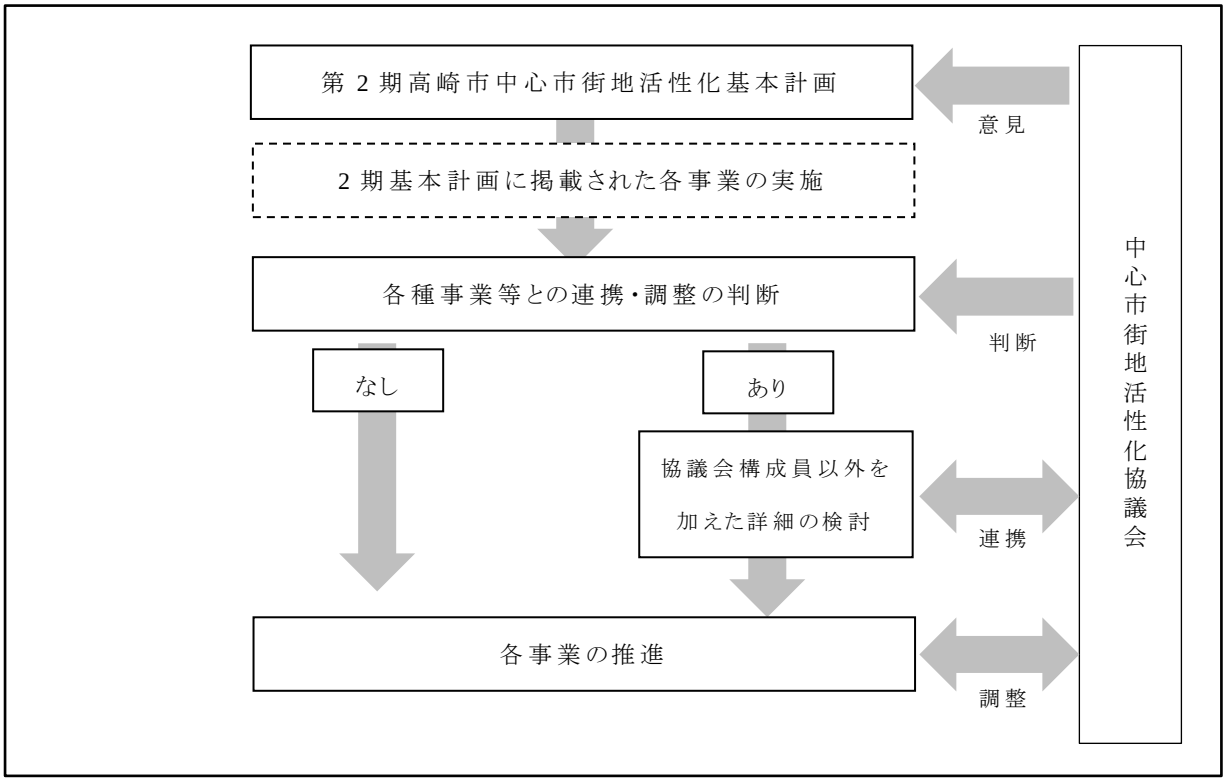

10　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1)都市機能の集積の促進の考え方

本市は、約 460 km^2 の市域を持つ、人口約 37.5 万人の群馬県一の中核市で、関東平野に形成される市街地から自然豊かな農山村まで、バランスの取れた都市構造となっています。

高崎市第 5 次総合計画で位置付けられている高崎市の特性(優れた都市の拠点性や求心力の高い中心市街地など)を生かすとともに、少子高齢化社会に対応したコンパクトな中心市街地の形成のため、集中した都市機能の集積を図り、便利で快適なまちづくりを目指します。

(2)都市計画手法の活用

本市では、都市機能の維持、住環境の保護、商・工業等の利便性の増進、美観・風致の維持、適正な都市環境を保持するために、用途地域、特別用途地区、高度利用地区、防火・準防火地域、駐車場整備地区、市街地再開発促進区域、地区計画等を定めていて、適正な土地利用の誘導を図っています。

【用途地域の指定状況】

用途名	高崎都市計画区域(A)	中心市街地(B)	構成比(B/A)
第一種低層住居専用	613	0	0
第二種低層住居専用	0	0	0
第一種中高層住居専用	944	0	0
第二種中高層住居専用	304	0	0
第一種住居	1,310	2	0.2
第二種住居	179	15	8.4
準住居	63	0	0
近隣商業	212	4	1.9
商業	341	145	42.5
準工業	596	0	0
工業	300	9	3.0
工業専用	291	0	0

資料:高崎市都市計画課

【準工業地域における特別用途地区の指定】

高崎都市計画区域では、576ha（平成 25 年 11 月現在）の地域が準工業地域に指定されていますが、中心市街地に多様な都市機能が集積した集約型都市構造への誘導に向けて、平成 20 年 5 月 16 日、全ての準工業地域を対象に、10,000 ㎡以上の大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の都市計画決定を行い、「高崎市特別用途地区建築条例」を施行しています。

また、平成 21 年 6 月の吉井町の合併後に条例を改正し、全ての都市計画区域に対応しています。

【群馬県が行う広域調整】

群馬県では、特定大規模建築物（大規模集客施設）の具体的な事業計画を基に都市計画の決定又は変更を行う場合、「群馬県が行う広域調整に関する指針（平成 24 年 3 月 30 日改定　群馬県都市計画課）」に基づき、関係市町村（隣接市町村等）に対し意見を求める等、広域調整を行っています。

特別用途地区等の都市計画制度を活用しない場合、用途地域では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域が該当します。

【地区計画】

本市では、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持つ地域において土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話合い、検討を重ねてその地区の実情に応じた地区計画を定め、良好な環境の整備や保全を行っています。

■地区計画の指定状況

番号	地区名	計画決定年月日	区域面積	建築条例施行年月日	建築物等の規制など
1	旭町地区	H 4. 8.28	約 1.8ha	H 4.12. 1	敷地面積
2	都心東地区	H 7. 1.20	約 5.7ha	H 7. 4. 1	用途制限、形態意匠 再開発促進区
3	鞘町周辺地区	H13.11.12	約 4.0ha	H14. 1. 1	用途制限、形態意匠
4	高崎駅イーストサイト地区	H18.10.19	約 8.5ha	H18.10.19	用途制限、建ぺい率、容積率、建築面積、形態意匠、垣柵 高度利用地区計画
5	高崎城址地区	H19. 4. 1	約 30.6ha	H19. 4. 1	用途制限、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、形態意匠、垣柵
6	高崎駅西口周辺地区	H19. 6. 1	約 32.6ha	H19. 6. 1	用途制限、形態意匠
7	高崎駅地区	H26.10.31	約 11.3ha	H26.12.22	用途制限、形態意匠

【市街地再開発促進区域】

民間による再開発の気運が盛り上がっているものの、直ちに事業に着手するに至らない区域を都市計画において「市街地再開発促進区域」として定め、民間による再開発を促進すべく、その区域内における再開発に対して市が技術指導及び助成を行っています。これまで指定した 8 地区は全て中心市街地の区域内であり、8 地区ともに完了しています。

■市街地再開発促進区域の指定状況

番号	地区名	面積	計画決定年月日	事業の状況
1	中部名店街 B1	0.1ha	S54. 3.20	完了
2	高崎駅東口第一地区	0.3ha	S56.12.25	完了
3	高崎駅東口第二地区	0.4ha	S62. 4. 1	完了
4	城址地区	0.3ha	H 元.12.27	完了
5	高崎駅東口第三地区	0.5ha	H 3. 6.28	完了
6	高崎駅東口第四地区	0.6ha	H 6.11.10	完了
7	高崎駅西口旭町西地区	0.2ha	H 7. 5.15	完了
8	高崎駅西口北第一地区	0.6ha	H11. 8.24	完了

（3）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

【行政機関、都市福利施設の立地並びに移転の状況】

中心市街地には、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸などの文化施設や、市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、国立病院機構高崎総合医療センター、高崎郵便局、高崎税務署、法務局（支局）、裁判所（支部）などの多くの公共公益施設があます。平成 23 年には中央図書館が中心市街地に移転し、総合保健センターとともに新しい拠点として機能しています。

また、中央体育館の老朽化に伴う新体育館を、高崎駅徒歩圏に整備することで都市機能の集積を高めます。

■主な公共公益施設

施設名	所在地	延べ床面積（㎡）
高崎市役所	高松町	44,774
高崎地方合同庁舎	東町	10,402
群馬音楽センター	高松町	5,936
美術館	八島町	971
タワー美術館	栄町	2,252
高崎シティギャラリー	高松町	5,313
シンフォニーホール	高松町	1,363
高崎郵便局	高松町	18,036
高崎市中央図書館・総合保健センター	高松町	32,392
国立病院機構高崎総合医療センター	高松町	33,561

【大規模小売店舗の立地状況等】

市内及び周辺における大規模小売店舗の立地状況は P14～P16 のとおりであり、平成 20 年には、店舗面積 20,000 ㎡を超えるヤマダ電機（LABI1 高崎）が高崎駅東口に進出しています。

また、中心市街地の周辺では、群馬地域に店舗面積 40,000 ㎡を超える「イオンモール高崎」が、前橋駅南側には、店舗面積 30,000 ㎡を超える「けやきウォーク前橋」が立地しています。

さらに、北関東自動車道前橋南 IC 周辺に「パワーモール前橋みなみ」が進出していることなどから、中心市街地は、郊外店舗と異なった特徴ある商業空間を整備していく必要があります。

（4）都市機能の集積のための事業等

4から8に掲載した事業のうち、都市機能の集積に特に資する事業は、次のとおりです。

■都市機能の集積に資する事業

分類	事業名	事業概要
市街地の整備改善	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業）	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、商業・オフィスビルを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。
	高崎オーパ整備事業	既存のビブレを閉店、解体し、新たに高崎オーパを整備し、広域からの集客向上と商業拠点の機能強化を図る。
都市福利施設の整備	地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲	
	新体育館建設事業	市民の健康増進とともに全国レベルの大会が開催できる施設とし、スポーツを通じて賑わいと集客力の向上を図る。
	群馬県コンベンション施設整備事業	平成 16 年に廃止された高崎競馬場跡地に大規模展示場、メインホール、国際会議に対応する会議室を備えたコンベンション施設を整備する。 整備により展示会や見本市など、新たな産業振興が図られる。
居住環境の整備	多機能型住居整備事業	多機能型住居（子ども預かり施設、地域包括支援センター、長寿センター、多世代交流施設、学生・研究者向け住宅、中高年向け住宅など）を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。
商業の活性化	高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業 ※再掲	
	高崎オーパ整備事業 ※再掲	
一体的推進	市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業	中心市街地内の商業施設や公共施設の利用促進を図るために、中心市街地に来街する市民などがエリア内を回遊し、長く滞在させることを目的とした「都心循環線」を運行する。

11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

(1)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

第2期基本計画では、実践的、先導的な活動を中心に活性化に資する事業を以下のとおり位置付けています。

第 1 期基本計画で位置付けた中央図書館や高崎駅東口のヤマダ電機(LABI1高崎)の整備は順調に進捗したものの、回遊性の向上や商店(街)の魅力の再生までは至っておらず、平成 22 年度に「市内循環バス「ぐるりん」都心循環線運行事業」の運行を皮切りに、平成 25 年度には、「高崎まちなかオープンカフェ推進事業」、「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」、「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」を実施するなど、先導的施策を推進しています。

また、本市は、上越、北陸新幹線をはじめとする高速交通網の結節点に位置していることから、この特長を生かし、広域来訪者を誘引するための「都市集客施設」、「新体育館」、「群馬県コンベンション施設」の整備で人を呼び込み、来訪者が高崎駅東西を回遊するまちづくりを行う必要があり、中心市街地の活性化を推進していくうえでは、このような本市の特長や資源を生かしていくことに留意する必要があります。

(2)関連計画等との調和

本市のまちづくりにおける関連計画の概要は次のとおりで、本計画におけるまちづくりの方向性と調和・整合しています。

【高崎市第 5 次総合計画後期基本計画:平成 25 年度～平成 29 年度】

■中心市街地に関連する施策の基本方針

商業の振興

県内随一の交通拠点性や商業集積に加え、リーディングプロジェクトや各種イベントの充実により、魅力や集客力を高め、市内各所や都市圏から多様な人々が集まり、多彩な出会いと交流が生まれる賑わいあふれる「商都高崎」として、多様な都市機能が集積した活力ある中心市街地の形成を目指します。

機能的で潤いある都市空間の創出

国内有数の交通拠点性、豊かな文化性、恵まれた自然環境など、中心市街地や周辺市街地に蓄積された様々な特性や魅力を活かし、本市の持続的な発展を可能にする高崎ならではのまちづくりを進めます。そして、高崎都心部の求心力を高めるため、高崎駅東口に新しい高崎のシンボルとなる都市集客施設の整備を進め、機能的で潤いのある都市空間の創出を図ります。

【高崎市都市計画マスタープラン:平成 17 年～平成 37 年】

■**地域別構想と地区別構想（高崎地域都心地区）**

中心商業地

都心地区の中心商業地は、商業・業務地として高度化を図るとともに、都心居住を推進し、賑わいと魅力ある中心市街地の形成を目指します。

高崎駅周辺及び中心市街地では、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを推進し、土地の有効活用を図ります。

高崎駅東口周辺は、コンベンション、ビジネス、ショッピング、居住などの都市機能の充実を図るため、商業・業務地の高度化を誘導し、快適で魅力ある拠点の形成を目指す土地利用を図ります。

防火・準防火地域の指定などにより、地区の不燃化や耐火建築物の誘導を図ります。

12 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1[6]中心市街地の基本方針」、「3 中心市街地活性化の目標」に記載のとおり、特長や魅力を生かした中心市街地の形成を目指している。
	認定の手続き	「9(5)中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり、本基本計画の内容については、法第15条に基づく中心市街地活性化協議会との協議を行った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な次項	「2 中心市街地の位置及び区域」に記載のとおり、法第2条に基づく中心市街地の3つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載のとおり、市の推進体制の整備、中心市街地活性化協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載のとおり、中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方のもとに、都市計画手法の活用、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置付け等を行っている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11 その他中心市街地活性化のために必要な事項」に記載のとおり、主要な事業に関しては、実践的・試行的活動に取り組んでおり、都市計画法やその他の法令に基づく種々計画との調和、整合を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8に、「3中心市街地の活性化の目標」を達成するために必要な事業等を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3中心市街地の活性化の目標」と4から8までの事業等の関連性を、「3[2]評価指標と数値目標の設定」の中で説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に掲げた事業等に、具体的な事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8に掲げた事業等に、平成31年度までに完了もしくは着手する具体的な実施時期を記載している。

第 2 期高崎市中心市街地活性化基本計画
平成 26 年度～平成 30 年度
（2014 年度～2018 年度）

高崎市　商工観光部　産業政策課
電話　027-321-1111（代表）
〒370-8501
群馬県高崎市高松町 35 番地 1
ホームページ URL http://www.city.takasaki.gunma.jp/